

## 日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

第4回 日本一の健康長寿県構想推進会議  
(H24.1.17)

構想線表

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康対策課】

分野	取組項目	現状 (今まで何を取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
I 周産期と乳児の死亡率の改善	1 母体管理の徹底	《指標》 H19 周産期死亡率 7.0 (全国4.5) 乳児死亡率 4.4 (全国2.6) 1位 H20 周産期死亡率 4.5 (全国4.3) 乳児死亡率 3.6 (全国2.6) 1位 H21 周産期死亡率 3.3 (全国4.2) 乳児死亡率 1.7 (全国2.4) 46位	◆妊婦支援 ・妊婦健診の重要性や働く女性の出産、育児に関する制度等を記載した母子健康手帳を配布 ・妊婦健診費用(14回分)を助成 H19年度～ 5回分助成 H21年2月～ 14回分助成	○妊婦健診費用14回分の公費助成の継続 ・妊婦健診費用への助成(全14回分) ・すこやか妊産婦支援事業費補助金 助産師等を活用し、妊婦健診受診勧奨そのための訪問や出産後の育児相談などにより、妊産婦に対する支援を強化する。 ・妊婦意識調査委託料 全妊婦を対象に、母体管理の状況を把握し、妊婦健診の重要性について啓発を行う	◆市町村による妊婦支援の強化 ・妊婦健診費用助成回数拡大(5回→14回) ・すこやか妊産婦支援事業費補助金 助産師等を活用し、妊婦健診受診勧奨そのための訪問や出産後の育児相談などにより、妊産婦に対する支援を強化する。 ・妊婦意識調査委託料 全妊婦を対象に、母体管理の状況を把握し、妊婦健診の重要性について啓発を行う	妊娠	○妊婦健診費用助成回数拡大(5回→14回)			○妊婦健診受診率100%	○妊婦健診受診率100%	
	2 周産期医療体制の確保	◆妊婦健診を未受診のまま、出産に至る妊婦がいる 《未受診妊婦の出産件数》 H19:12件 H20:13件 H21:6件	◆財政状況が厳しく、国からの財政支援なしに、健診費用の全額公費負担は困難である	◆ハイリスク妊婦への対応 ・妊婦アンケート、妊婦健診受診結果、医療機関からの情報提供により、市町村や福祉保健所がハイリスク妊婦に対して個別指導を実施	○他人に干渉されることを嫌がる ○働いているため雇用会える機会が限られる	◆医師による管理の徹底 ・妊婦健診未受診(中断)者について、医師から市町村への情報提供を強化するため、医療機関に対して協力を依頼する	○妊婦への個別指導(訪問・電話)			○ハイリスク妊婦への指導率100%	○ハイリスク妊婦への指導率100%	
		◆妊婦健診の結果を市町村が把握できるのは、2ヵ月後である	◆妊婦健診の通院休暇制度がある企業の割合は、全国で約3割である	◆周産期死亡・乳児死亡の原因究明 ・小児科医会及び産科医会において死亡症例検討 ・周産期医療協議会において対応策検討	○検討の結果、救命不可能事例が大部分を占めていることはわかったが、そこに至る原因の把握は個人情報の問題があり困難である	◆周産期死亡の要因の詳細な検証を進める (周産期医療協議会)	○周産期、乳児死亡症例検討(周産期医療協議会)			○死亡に至る要因を分析し、周産期死亡数、乳児死亡数を0に近づけること	○死亡に至る要因を分析し、周産期死亡数、乳児死亡数を0に近づけること	
		◆産科医師の減少により、県内の分娩取扱医療機関が減少するとともに、中央保健医療圏に集中している安芸:1施設 中央:17施設高幡:なし 嶠多:2施設	◆総合周産期母子医療センターの機能維持 ・運営費補助	○産科医・小児科医が確保できない	◆総合周産期母子医療センターの機能維持 ・総合周産期母子医療センターの運営に対して補助する ・三次医療機関への過剰な集中を防ぐため、周産期医療機関の機能分担について周産期医療協議会で検討する ・地域の医療機関へ高次医療機関との機能を周知し、適正搬送を徹底させる	妊娠・乳児	○総合周産期母子医療センターの運営費補助(H17～)			○各周産期医療機関の現在の設置数とその機能の維持	○一次、二次、三次の各周産期医療機関がそれぞれの機能を発揮し、県内で安全・安心な出産ができる周産期医療体制を確立すること	
		◆総合周産期母子医療センターの事業費は赤字の状態であり、運営費補助の基準額を見直す必要がある	◆県内医療機関の機能分担の明確化 ・高知県周産期医療協議会において、県内の周産期医療機関を1次から3次に機能分担し、周産期医療機関の連携体制を明確化した				○機能分担の明確化					
		◆本県周産期医療の中核を担う総合周産期母子医療センターは、母体及び新生児の搬送受け入れを中心的に行うだけでなく、他の医療機関で受け入れ困難な場合のコーディネートの役割も担っている	◆母体・新生児の適切な搬送体制の整備 ・母体・新生児搬送マニュアルの改訂 ・周産期医療情報システムの構築		◆小児・産科医確保のための処遇改善の取り組みへの助成 ・NICU新生児集中治療室の新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関を支援する ・分娩手当を支給する医療機関を支援する		○周産期医療情報システムの活用					
		◆高次医療機関の医師は過重労働となっており、疲弊している	◆産科医機関の確保 ・高幅保健医療圏で唯一の分娩取扱医療機関であるくほかわ病院への運営費補助		◆助産師を活用した取り組みの推進 ・助産師外来開設予定医療機関のスタッフに対する研修を実施する ・助産師の資質向上のための研修会を実施する ・すこやか妊産婦支援事業 →H23～すこやか産婦支援事業		○産科医等への支援(H21～)					
		◆二次医療機関の機能が十分に果たせなくなってきたため、母体の救急医療の対応が三次医療機関に集中し、NICUや産科、小児科の病床が満床で受け入れ困難となる場合があるなど、機能分担ができなくなっている	◆産科医等の処遇改善 ・分娩手当を支給する医療機関等への財政的支援 H21年度～ ・医師と助産師の役割分担・協働の推進のために助産師外来の開設支援と助産師等への研修の実施		◆助産師外来開設支援(H21～ )	1か所開設 1か所開設 1か所開設 1か所開設						
		◆子どもに対応できる訪問看護ステーションが少ない	◆周産期医療関係者の資質向上 ・研修実施	○周産期医療関係者の資質の向上 ・周産期医療関係者の研修を実施する	○周産期医療関係者の資質向上(H17～ )							
		◆遠距離の訪問看護は、交通費負担の問題も生じる	◆未熟児の早期退院支援 ・医療処置が必要な未熟児に退院直後から訪問看護サービスを提供できるようにした (全額国庫負担のモデル事業を活用)	○一定件数を訪問看護しないと赤字になる ○対象者が県内各地におり、移動に時間と費用がかかる	◆医療と地域保健の連携の強化 ・NICU長期入院児等が早期に家庭に帰れるよう、地域における在宅サービスの整備を推進する ・医療機関と市町村におけるリスクの高い妊産婦の情報共有を強化する		○未熟児等の在宅支援体制づくり	○訪問看護ステーションへの研修等	○未熟児等の在宅療養支援 ・NICU入院児支援マイスターによる地域の訪問看護ステーションへの技術支援 ・訪問看護ステーションに支払う交通費の助成	○県内各保健医療圏に子どもに対応できる訪問看護ステーションができる		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名:健康対策課 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		目標すべき姿	
				区分	年齢		
II がん対策の推進							
1 がん予防の推進 ・子宮頸がんへの罹患予防対策 ・ウイルス性肝炎対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全国で年間約8,500人が新たに子宮頸がんにかかり、2,500人が死亡している。</li> <li>■HPV(ヒトパピローマウイルス)感染が主な原因である子宮頸がんは予防できるがん。</li> <li>■肝炎ウイルスは、過去の同一注射針による集団予防接種等により誰でも感染する可能性がある。</li> <li>■感染しても自覚症状がなく、持続感染で肝硬変や肝がんを発症。</li> <li>■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん予防 ・禁煙対策、食生活の改善 →よさこい健康プラン21で対応</li> <li>・子宮頸がん罹患予防 平成22年度補正による国の特例交付金により、接種費用助成のための基金を設置し、H23.1月より中学1年生から高校1年生まで接種費用の助成を開始。 高校2年生から高校3年生までは県単独補助により助成</li> <li>■肝炎ウイルスは、過去の同一注射針による集団予防接種等により誰でも感染する可能性がある。</li> <li>■感染しても自覚症状がなく、持続感染で肝硬変や肝がんを発症。</li> <li>■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■HPVワクチンは定期接種化されていない ■HPVワクチンについて十分知られていない</li> <li>・広報の徹底 ワクチン接種と20歳以降の子宮がん検診受診の啓発</li> <li>■検査で陽性者を発見しても、低い治癒率と副作用による身体的負担、経済的負担のため治療に結びついていなかった</li> <li>■肝炎に関する正しい知識(治療の進歩や検査、公的支援等)が普及できていない</li> <li>感染者の早期発見 徹底した広報 肝炎の正しい知識の普及</li> <li>・検査機会の提供 医療機関等において無料検査を実施 (感染の危険の高かった時期から20数年後となるH25までを自処に実施)</li> <li>感染者の治療へのつなぎ ・周囲から治療を勧める 地域肝炎治療コーディネータを養成</li> <li>・標準治療の普及 ・医療費の助成</li> </ul>			<p>子宮がん検診受診率の増 20歳代の子宮頸がん死亡率の減</p>	
2 がんの予防と早期発見  【重点項目】 40代、50代への重点的な取り組み	<p>■県民の4人に1人が、がんで死亡し、死亡原因の第一位</p> <p>■がん検診を受ける人が少ない</p> <p>受診率(H20年度) (カッコ内は全国平均)</p> <p>胃がん 9.8% (10.2%) 肺がん 23.6% (17.8%) 大腸がん 12.3% (16.1%) 子宮がん 13.9% (19.4%) 乳がん 19.7% (15.8%)</p>	<p>がんの早期発見 1. 検診情報の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県 :県ホームページに市町村の検診情報を掲載 :協定企業の窓口で情報提供「高知のがん情報」 :ピンクリボン月間にラッピング電車を運行(H21)</li> <li>・市町村 :広報誌に掲載、健康カレンダー等による告知</li> </ul> <p>2. 受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県 :市町村の取組の支援 (受診率向上モデル事業:H20～H22) :TV・ラジオCM放送(H21～) 「あなたのために家族のために」 :高知城ピンクライトアップによる意識啓発</li> <li>・市町村 :PTAや健康づくり推進員等による受診勧奨 :女性特有のがん検診クーポン事業(H21～)</li> </ul> <p>3. 受診環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県 (医療機関・高知県総合保健協会の協力) 乳がん・子宮がんについて、居住地以外の医療機関でも受診できるよう個別検診の集合契約を取りまとめた(H21～) ・高知市・いの町 乳がん・子宮がんについて上記に先がけ医療機関個別検診を導入 ・複数のがん検診を同時実施(28市町村) ・特定検診とがん検診を同時実施(24市町村)</li> </ul>	<p>住民に伝えるべき情報が確実に届いていない</p> <p>・市町村が実施していることが住民に伝わっていない</p> <p>健康づくり婦人会の育成と活用、事業主への働きかけ、企業等との連携による受診勧奨(ポスター・リーフレット等)</p> <p>検診に向かわせる行動変容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検診の意義、重要性を十分認識してもらえていない</li> <li>・行政以外からも住民に情報が届く体制が不十分</li> </ul> <p>住民の利便性を考慮した受診環境の整備が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の財政・人員不足で住民ニーズに対応できない(個別検診、土日検診等)</li> </ul>	<p>がん検診に関する情報を確実に提供 (がん検診の意義や重要性、受診方法等)</p> <p>受診率向上有効策の普及</p> <p>健康づくり婦人会の育成と活用、事業主への働きかけ、企業等との連携による受診勧奨(ポスター・リーフレット等)</p> <p>受診率向上有効策の普及</p> <p>モデル事業の実施(県委託→市町村)(～H22)</p> <p>企業等との連携によるがん検診の普及啓発及び受診勧奨(H20～)</p> <p>窓口等へポスター・リーフレット等の掲示、従業員や関係機関への受診勧奨、啓発イベントの開催等(企業)</p> <p>住民の利便性を考慮した受診環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳がん、子宮がん検診を県内の医療機関で受診できる体制整備(県・市町村)(H21～) ○個別検診の拡大の検討、実施(県・市町村)(H22～) ○未受診理由調査を基に、利便性向上の取組を検討、実施(県・市町村)(H22～)</li> </ul>		<p>受診率 50%以上</p> <p>胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 乳がん検診 子宮がん検診</p>	<p>受診率 50%以上</p> <p>胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 乳がん検診 子宮がん検診</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康対策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
						H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
II がん対策の推進											
3 包括的ながん医療の推進											
	■がん診療連携拠点病院 ・高知大学医学部附属病院 ・高知医療センター ・高知赤十字病院	医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 がん医療従事者研修、院内がん登録、がん相談事業等を実施するために必要な経費を支援 ・診療連携クリニカルバスの作成に着手(H20～) 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・婦人科がん 肝がん・前立腺がん	がん専門医の確保、医療従事者の育成	がん診療連携拠点病院の機能強化 (継続)・必要経費の支援 病病、病診連携の促進によるがん治療の均てん化 ・地域連携クリニカルバスを活用し、拠点病院と地域の医療機関の間で、機能分化と連携を進める					がん対策推進計画の見直し		
	■幅多保健医療圏に拠点病院がない	・拠点病院の指定要件となる研修会への参加	・がん専門医の不足 ・拠点病院の指定要件となる精神科医の確保	がん専門医の確保に努める 幅多保健医療圏へのがん診療連携拠点病院の設置に向けた検討					病病、病診連携の促進によるがん治療の均てん化・在宅医療の推進		
	■治療の早い段階から緩和ケアが実施できる体制が不十分 在宅看取率 5.9%	緩和ケアの推進 ・がん診療に携わる医師を対象とする緩和ケア研修の実施 H20修了者:99人 H21修了者:58人	・研修修了医の確保 ・研修修了実績が診療報酬に反映されない (H22より、拠点病院のみ診療報酬に加算あり)	がん診療に携る医師の緩和ケア研修の実施 緩和ケアに関する診療報酬加算をがん治療実施の全病院に拡大するよう国へ要望					○地域連携クリニカルバスの作成、試行、運用(医療機関)(H20～) ○在宅緩和ケア連携バスの作成、試行、運用(在宅医療実施機関)(H20～) ○在宅医療実施機関の拡大に向けた検討(H22～)		
	■がん患者の在宅医療が実施できる体制が不十分	在宅医療の推進 ・高知県在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置(H20～) メンバー:がん診療連携拠点病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局、ケアマネージャー協会など 協議内容:在宅療養ができる体制づくり ・在宅療養に携わる人材の育成 訪問看護師を対象とした、看取りまでを含めた在宅療養に対応する研修の実施	中心的役割をはたす、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション数が不足	在宅医療の推進 (共通課題は医療業務課と調整) ・在宅緩和ケア連携バスの作成、試行、運用 ・訪問看護師を対象とする在宅療養推進のための研修会の開催					幅多保健医療圏へのがん診療連携拠点病院の設置に向けた検討	がん診療連携拠点病院の設置	
	■がん診療連携拠点病院に相談窓口設置(3カ所) ・高知大学医学部附属病院 ・高知医療センター ・高知赤十字病院	患者や家族への支援 ・患者や家族の悩みや不安への相談に対応 (拠点病院相談窓口+がん相談センターごうち)	相談窓口が中央医療圏に集中	患者や家族への支援 ・幅多保健医療圏にがん相談窓口を設置 (継続)・がん患者や家族の悩み・不安への相談対応 (継続)・がんに関する情報の提供					○指定要件に対する課題の整理(県・幅多けんみん病院)(H22) ○指定に向けた条件整備(〃)(H22～H23) ○指定申請(H23)		
	■がん相談センターごうちの開設	・がんに関する情報の提供 がんフォーラムの開催 ・満足度調査の実施と結果を医療機関へ情報提供							がん診療に携る医師の緩和ケア研修の実施・国への要望・在宅医療の推進		
									○医師等を対象とする、緩和ケア研修の実施(H20～) ○診療報酬加算を研修修了者全員を対象とするよう国へ要望(H22～) ○訪問看護師を対象とする、在宅療養推進のための研修の開催(H20～)		
									患者や家族への支援		
									○「がん相談センターごうち」の運営(県内10カ所で出張相談を実施)(H20～) ○がんフォーラムの開催(年1回)(H19～) ○相談担当予定者の研修会参加(幅多けんみん病院)(H22～) ○相談窓口設置(幅多けんみん病院)(H23)		
									患者や家族への支援		

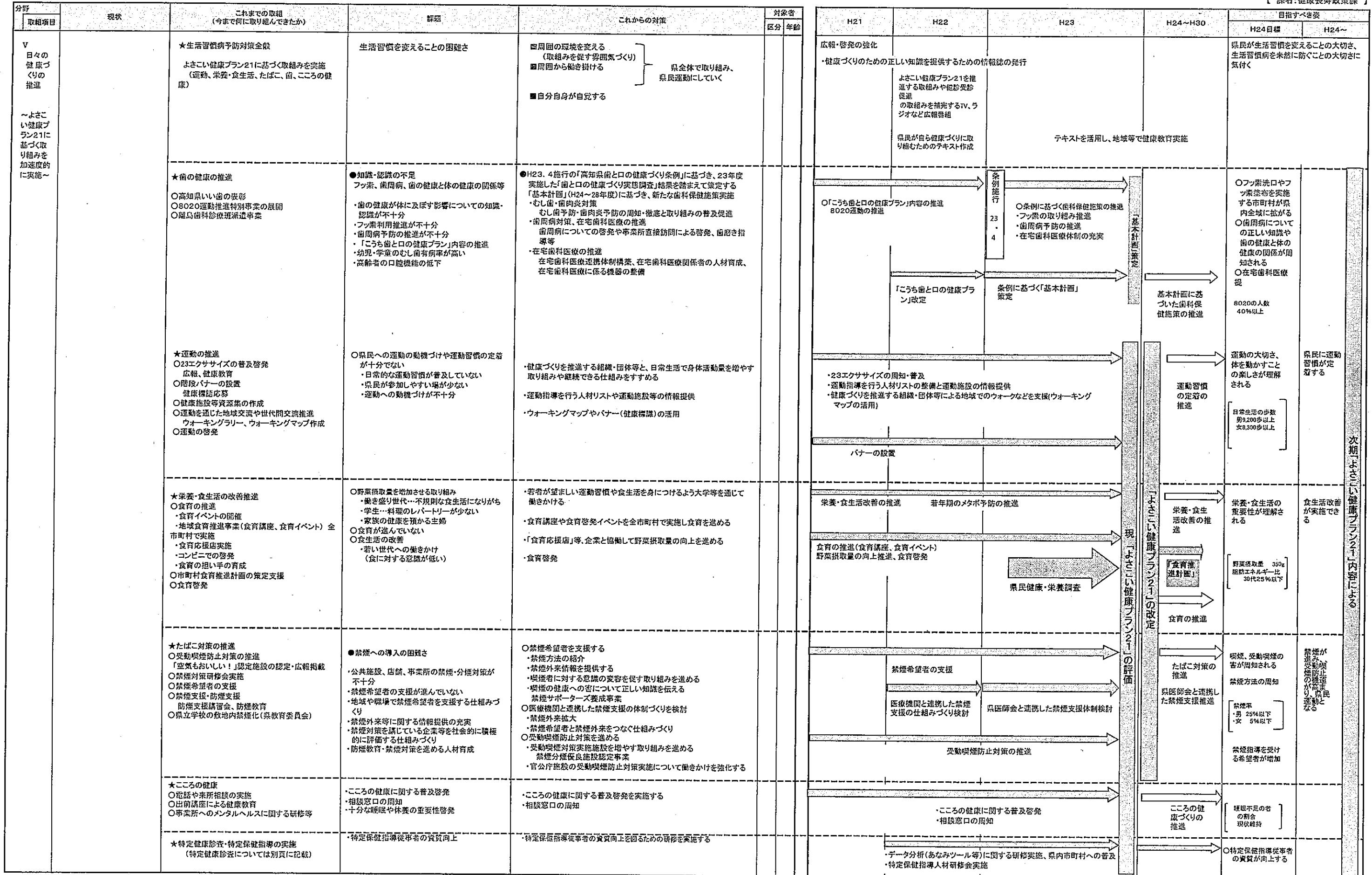
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名: 健康長寿政策課、健康対策課 】

分 野	現 状	こ れ ま で の 取組 (今まで何を取り組んできたか)	課 題	こ れ か ら の 対 策 (今後何を取り組むか)	対象者	区分 年齢		目標すべき姿			
								H21	H22	H23	H24～H30
Ⅲ 心疾患・脳血管疾患対策の推進	<p>1 心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は個別通知や広報で受診を促進</li> <li>しかし、市町村の特定健診の受診率は低い</li> <li>※ 市町村国保の受診率(H20) 23.7% (全国41位) 特に40、50代の受診率が低い</li> <li>* 特定健診は、生活習慣病の原因となる肥満、高血脂、高血圧などを把握し、早い段階から生活習慣の改善を促す健診</li> <li>◆ 特定健診受診率 ・H20市町村国保 23.7% ・H20県全体 33.2%</li> <li>◆ 特定健診会・特定保健指導事業評価専門部会の開催</li> </ul>	<p>これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全県的な広報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオで啓発CMの放送</li> <li>・健康づくり情報誌への掲載</li> </ul> </li> <li>◆ 個別健診制度の周知</li> <li>◆ 市町村への受診率向上対策支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の健康づくりボランティア育成</li> <li>・市町村との情報交換</li> </ul> </li> <li>◆ 特定健診が円滑に実施できる体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者へのアンケート等の実施による現状把握と課題の整理</li> <li>・データ処理機関や契約とりまとめ機関との協議調整</li> </ul> </li> <li>◆ 特定健診受診率 ・H20市町村国保 23.7% ・H20県全体 33.2%</li> <li>◆ 特定健診会・特定保健指導事業評価専門部会の開催</li> </ul>	<p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民の認知不足、意義・重要性の理解が不十分           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診制度の認知不足</li> <li>・健診の意義・重要性の認知不足</li> </ul> </li> <li>■ 健診の受診機会の偏り           <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域コミュニティの衰退               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一体となって取り組める仕組みが不十分</li> <li>・地域の世話人(県民の受診行動を促す役割を担う人材)の不足</li> </ul> </li> <li>■ 市町村間の温度差               <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の弱さ、財政難、専門知識を有した人材不足</li> <li>・受診促進への取り組みの濃淡(未受診理由の未把握)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 住民への知識の普及・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 早期発見・早期治療の仕組みづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診への腎臓機能検査項目の追加と保健指導の徹底</li> <li>・地域保健、職域保健との連携</li> </ul> </li> <li>■ 保健・医療連携によるフォローアップ体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会</li> <li>・地域連携バスの作成・普及</li> <li>・かかりつけ医と専門医の連携強化(ICT活用による慢性腎臓病治療連携システムの整備)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 人材育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓専門医の育成、かかりつけ医の資質向上</li> <li>・専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成</li> </ul> </li> </ul>	<p>これからの対策 (今後何を取り組むか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政による広報、周知徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徹底して呼びかける</li> <li>・個別訪問、電話</li> <li>○ 意識を変える</li> <li>・健康づくり情報誌で正しい知識・情報を提供</li> <li>・啓発パンフレットの送付</li> </ul> </li> <li>■ 周囲(医療機関・家庭・地域・職場等)から勧める           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新聞広告、テレビCM</li> <li>○ 事業主への働きかけ(職場自体の意識の喚起を促す)</li> <li>○ かかりつけ医から勧める(医療機関への健診ポスター提示等)</li> </ul> </li> <li>■ 事業主、周囲からの学習機会の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己学習できるようなテキスト作成等</li> </ul> </li> <li>■ 受診機会の拡充(利便性の向上)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日夜間、休日等の健診機会拡充</li> </ul> </li> <li>■ 健康づくりに関わる既存の団体の活性化や新規団体の発掘</li> <li>■ 地域の世話人の育成</li> <li>■ 健診受診率向上に向けて、市町村が地域の健康づくりの団体等と連携して取り組める仕組みづくり</li> <li>■ 優良事例等の調査・分析と市町村への還元</li> <li>■ 市町村の健康増進計画の策定・進行管理の支援</li> <li>■ 魅力ある健診づくり、他の健診データの活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診項目の充実</li> <li>・人間ドック受診者のデータの活用</li> </ul> </li> </ul>	<p>対象者</p>	<p>区分 年齢</p>	<p>H21</p> <p>H22</p> <p>H23</p> <p>H24～H30</p>	<p>短期的な視点 (平成24年度末)</p>	<p>中長期的な視点 (算ね10年先)</p>		
1-1 総合的な慢性腎臓病(CKD)対策による心疾患・脳血管疾患予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心筋梗塞、脳血管疾患、腎不全による死亡率は、全国平均より高い特に、男性の死亡率は全国平均より2～3割増</li> <li>■ 人工透析患者数は、人口1万人あたり27.3人(全国22.1)と多い</li> <li>■ 慢性腎臓病(CKD)患者は、全人口の約10.7%といわれており、県内には、約7万人以上いると推計</li> <li>■ 慢性腎臓病(CKD)について知っている県民は少ない</li> <li>■ 腎臓病専門医が少なく、中央医療圏に集中している(H23.5.31現在:25名)</li> </ul> <p>慢性腎臓病(CKD)とは?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓の動きが段階的に低下していく病気</li> <li>・腎臓は、一度機能が低下するとともに戻りにくく、腎不全に移行しやすい</li> <li>・腎機能が低下すると、心筋梗塞、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる</li> <li>◆ 肾臓の働きを悪化させる要因           <ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、喫煙、食生活(塩分の取り過ぎ等)、肥満など</li> </ul> </li> <li>◆ 慢性腎臓病の治療           <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の進行度合いや症状に応じた、日々の生活習慣の改善、食事療法や薬物治療による血圧管理、貧血改善、脂質代謝管理、糖代謝管理、塩分摂取制限などの適切な指導・治療を総合的に行うことが必要</li> </ul> </li> </ul>	<p>これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市町村国保加入者への啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性腎臓病(CKD)啓発チラシ配布</li> <li>※ H23年度から特定健診に腎臓機能検査が追加された</li> </ul> </li> <li>◆ 高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会の設置(H23年2月)</li> <li>◆ 市町村保健師等への研修会実施(H23年2月)</li> </ul>	<p>これからの対策 (今後何を取り組むか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民だけでなく、医療関係者にも慢性腎臓病について認知されていない</li> <li>■ 一部の特定健診で、腎機能検査の項目が追加されたが、フォローアップ方法等、統一されていない</li> <li>■ 人材不足           <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓病専門医、保健指導者等</li> </ul> </li> <li>■ 慢性腎臓病の管理体制が確立されていない           <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医と専門医の連携不十分</li> </ul> </li> </ul>	<p>対象者</p>	<p>区分 年齢</p>	<p>H21</p> <p>H22</p> <p>H23</p> <p>H24～H30</p>	<p>短期的な視点 (平成24年度末)</p>	<p>中長期的な視点 (算ね10年先)</p>			
2 心疾患・脳血管疾患対策のための医療体制の整備	<p>「連携による適切な医療体制の確保」、「救急医療体制の整備」に記載。</p>										

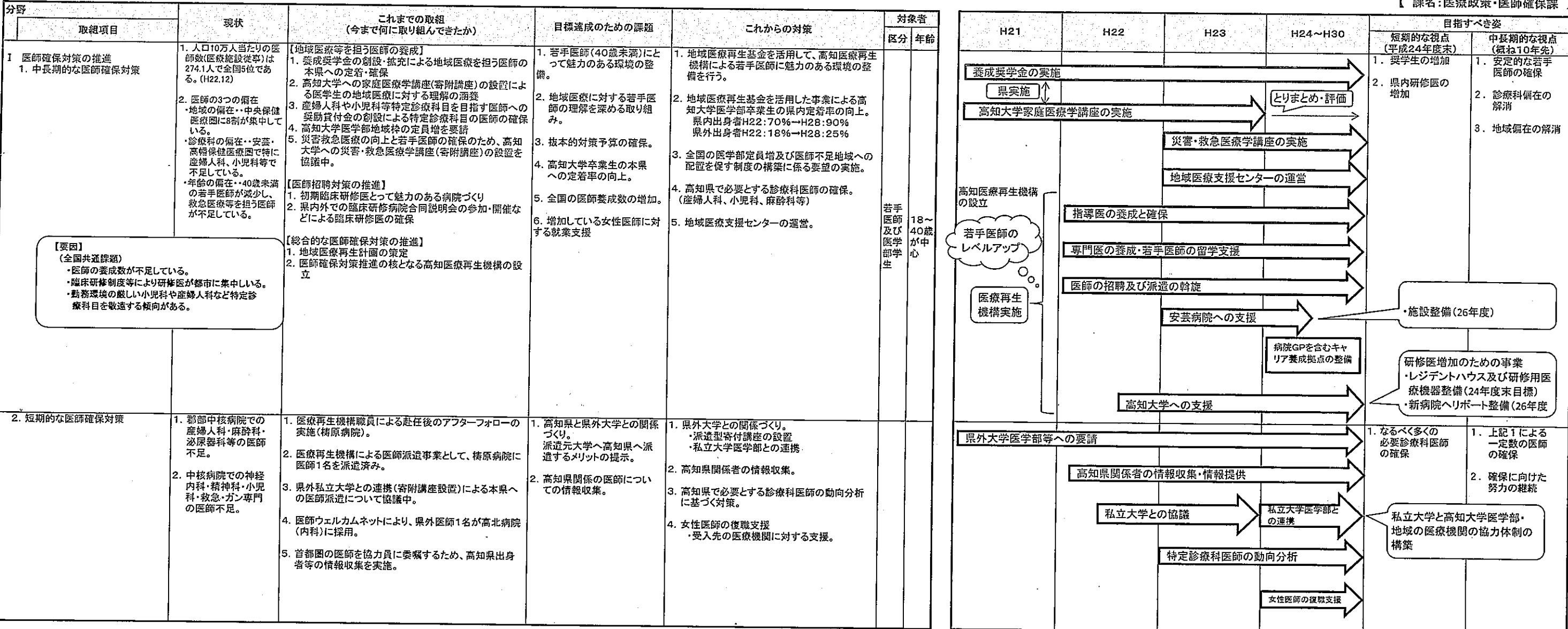
## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名:健康長寿政策課 】



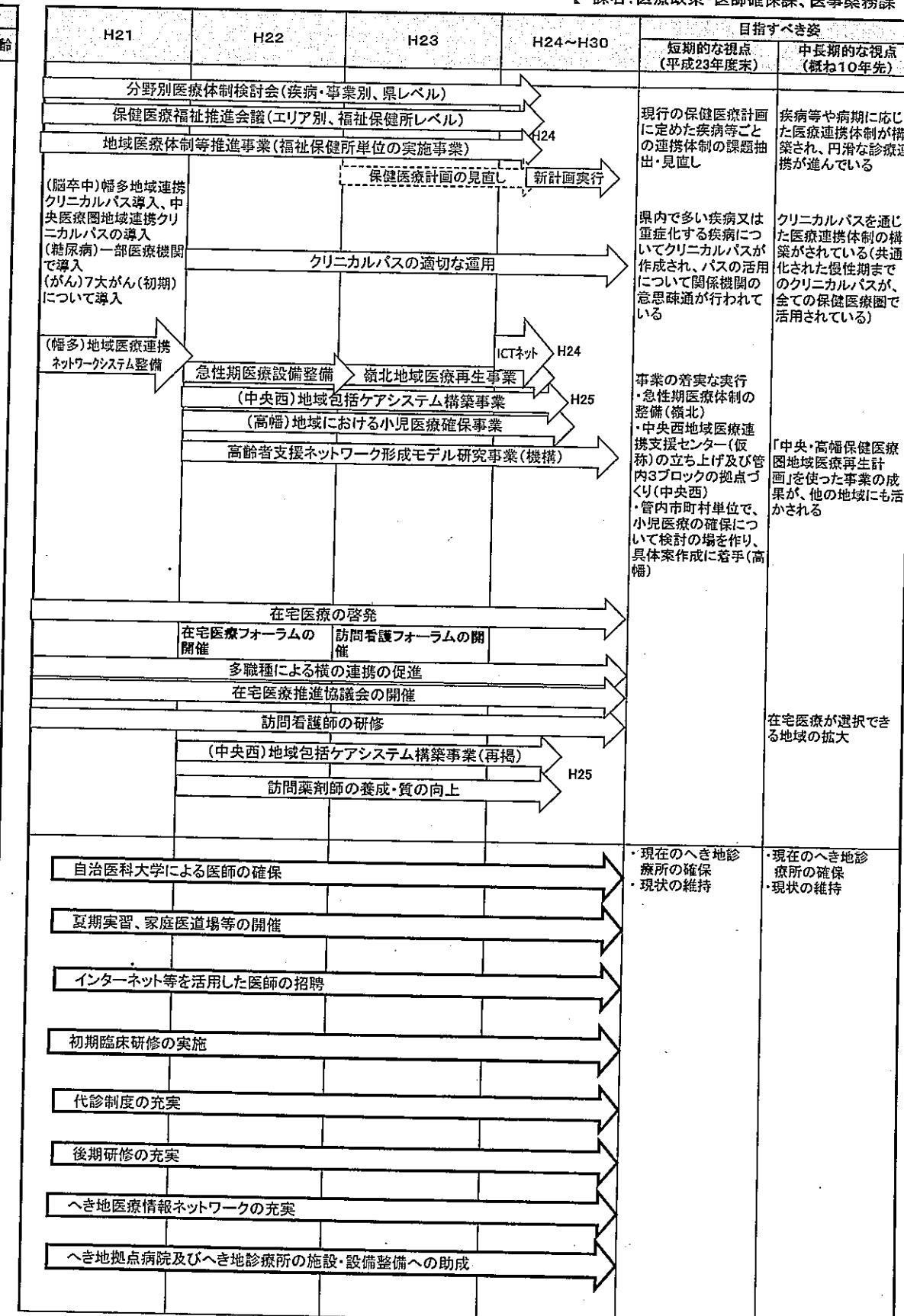
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名：医療政策・医師確保課】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	【課名: 医療政策・医師確保課、医事業務課】				
							H21	H22	H23	H24～H30	短期間的な視点 (平成23年度末)
II 連携による適切な医療体制の確保	1 病期に応じた医療連携体制の構築	1)患者の病期に応じた医療の連携が不十分	◇4疾病5事業ごとに医療の流れ、各医療機能を担う医療機関名を明示(第5期高知県保健医療計画:H20～) ◇4疾病5事業ごとに医療関係者等からなる会議を設置し、医療連携体制の構築等の推進策を協議(H20～) ◇へき地医療対策の実施(別途記載)	病院間の役割分担についての医療機関間の意思疎通	◇急性期、回復期、維持期(含、在宅・施設)までの医療連携の仕組みづくり 病期ごとの病院間の役割分担を進めため、疾患・事業別、エリア別の各会議を運営し、医療機関の意識啓発と医療機関間の意思疎通を図る						現行の保健医療計画に定めた疾病等ごとの連携体制の課題抽出・見直し
		2)医療機関の機能連携が不十分	◇地域連携クリニカルバスの導入を促進した。 脳卒中:中央医療圏、幅多医療圏で運用中 糖尿病:バス株式等を検討中(一部医療機関で運用開始) がん:バス株式等を検討中(一部運用開始) (注)4疾病5事業 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療(小児救急を含む)、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療	クリニカルバスの共有化 ・一部の医療機関の理解が進んでいない ・急性期一回復期の対応にとどまり、その先に普及していない (例:脳卒中)	◇医療機関等における地域連携クリニカルバスの活用の促進						県内で多い疾患又は重症化する疾患についてクリニカルバスが作成され、バスの活用について関係機関の意思疎通が行われている
		3)医療資源の偏在	◇地域医療連携ネットワークシステムの整備(幅多医療圏) ICTを活用した連携体制の整備により、救急医療をはじめとする地域医療が圏域内で完結できる医療連携を推進した(H21) ◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」に基づく事業の実施 ・急性期医療体制の整備(嶺北地域) ・地域包括ケアシステムの構築に向け、ブロック別の拠点病院で退院支援プログラム作成を行った(中央西) ・小児医療シンポジウムの開催、地域における小児医療確保について市町との検討を開始した(高幡)	地域の医療連携推進について、地域による温度差の解消 中山間地域の急性期医療機能の充実	◇ICTネットワーク、電子カルテの導入支援 診療支援や患者情報共有のためのICTネットワークへの参加や電子カルテの導入を支援する ◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」を使った地域の医療課題解決にかかる事業の実施 ・嶺北地域医療再生事業(嶺北地域) ・地域包括ケアシステムの構築(中央西) ・地域における小児医療確保事業(高幡)						事業の着実な実行 ・急性期医療体制の整備(嶺北) ・中央西地域医療連携支援センター(仮称)の立ち上げ及び管内3ブロックの拠点づくり(中央西) ・管内市町村単位で、小児医療の確保について検討の場を作り、具体案作成に着手(高幡)
2 在宅医療の推進		在宅医療に対し高い県民ニーズがある。	◇在宅医療についての普及啓発・情報提供 シンポジウム、フォーラムの開催	在宅医療についての共通理解の促進	◇県民・医療関係者に対する在宅医療の普及啓発、情報提供						「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」を使った事業の成果が、他の地域にも活かされる
		家庭の介護力の弱さ、在宅医療を担う事業所・人材の不足等により、療養を要する高齢者等への医療提供は病院や介護施設への入院・入所を中心に行われている。	◇医療関係者による勉強会や講演会の開催など、医療・福祉・保健のネットワークづくり ◇在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19～) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22～)	在宅医療ができるレベルの保健・医療・福祉のネットワークの強化	◇在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅医療を担う人材(医師を含む)の育成、レベルアップ ・在宅医療・在宅ケアに関わる多職種の連携強化 ・在宅医療及び在宅医療の後方支援を行う医療機関、薬局の施設・設備整備 ・訪問看護ステーションのサテライト化、多機能化に対する支援						在宅医療が選択できる地域の拡大
3 へき地医療の確保	1. へき地診療所は、出張診療所も含めて27か所ある。 2. 無医地区数は、18市町村45地区ある。(H21.10現在) 3. へき地医療はぎりぎり維持できている。 4. 岸では県内のへき地診療所等で勤務する医師を自治医科大学を通じて毎年2～3名養成している。 4. 自治医科大学義務年限明けの医師も含め、H23.4月現在 34名の医師がへき地医療に従事している。	【新規参入の確保・安定的な確保対策】 1. 自治医科大学への負担金の支出等によるへき地医療を担う医師を養成する。 2. へき地医療夏期実習や家庭医道場の開催等による、医学生のへき地医療に対する理解の醸成を図る。 3. こうち医師ウェルカムネット等を通じたへき地医療を担う医師の県外から招聘する。 4. 「地域保健・医療研修」をへき地診療所で実施することで、初期臨床研修医のへき地医療に対する理解の醸成を図る。 【離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援】 1. へき地医療機関への代診制度の整備による、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図る。 2. 先進地病院での後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上を支援する。 【へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備】 1. へき地医療情報ネットワークの整備により、医療情報手段を確保する。 2. へき地拠点病院及びへき地診療所の施設・設備整備への助成による、勤務環境の改善を図る。 3. 無医地区巡回診療に対する助成による機会の確保を図る。	1. リタイア数をカバーする新規参入者の確保 2. へき地の厳しい勤務条件の解消 3. 時代に応じた医療技術レベルの維持	【新規参入の確保】 1. 自治医科大学による医師の養成。 2. 医学生のへき地医療に対する理解の涵養。 3. 県外からの医師の招聘。 【離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援】 1. へき地医療機関への代診制度の整備による、医師の負担軽減。 2. 後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上。 3. 勤務環境の改善。 【へき地医療を担う医師の技術レベルの不安解消】 1. へき地医療情報ネットワークの整備による、医療情報手段の確保。 2. 医療機器の更新。	医師及び医学部学生 18～50歳が中心						・現在のへき地診療所の確保 ・現状の維持
		【要因】 ・長年のきめ細かな対応による自治医科大学の卒業生が義務年限(卒後9年)修了後もへき地医療で活躍している。 ・自治医科大学の卒業生以外からも参入者がいる。									



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名:医療政策・医師確保課】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者	目標すべき姿					
							区分	年齢	短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)		
III 救急医療体制の整備	1 救急医療体制の維持	本来救急医療を受ける必要の無い軽症患者が多数受診 通常の診療時間以外の時間帯に受診	◇救急医療シンポジウムの開催により高知県の救急医療の現状を知ってもらい、適正受診を呼び掛けた。  ◇こども救急ダイヤル(#8000)を開設し、子供の急病時にすぐに受診が必要かどうかの助言を行っている。急病時の対応をまとめたガイドブックを作成・配布し、保護者への啓発を行ってきた。  ◇休日・夜間の医療体制を維持した。 (当面医師を確保するための団体等の調整、休日等における救急診療確保事業の実施) ・休日歯科診療、休日眼科診療 ・平日夜間、休日夜間急诊センター ・小児二次輪番制 ・都部の二次輪番制(安芸、高幡)	・救急医療の仕組み、現状の理解の促進  ・急病について県民、保護者の不安解消	◇さまざまなメディアを使った適正受診の一般広報 ・救急医療の意義、成り立ち、救急現場の現状等を県民に普及、啓発する(H23より事業を拡大して実施)		H21	H22	H23	H24～H30		
		県中央部以外の医師が減少して、地域の救急医療体制の維持が困難になっている。	◇救急勤務医手当の支給 ・輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金(H24.1～) ◇医師事務作業補助者設置支援事業費補助金(H21) ◇短時間正規雇用支援事業費補助金(H22) ◇地域の開業医による救急診療の支援(H22)	救急勤務医師の確保  救急勤務医師の疲弊をやわらげる	◇医師の勤務環境改善 ※「医師の確保」項目にも別途記載			新聞広告制作等委託	救急医療啓発事業	H25		
		高知市内的一部の医療機関に救急受診が集中している。	◇救急対応の緊急度判断の標準化 (救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(消防政策課))	都部の救急医療の確保	・当面はドクターヘリの導入による搬送で都部の救急医療をカバー ・将来的には都部救急医療機関の医師確保			小児救急電話相談事業(相談日順次拡充) 小児救急医療支援事業(小児二次輪番、急诊センター等) 小児救急トリアージ担当看護師設置支援(小児二次輪番病院)	・現行の救急医療体制の維持	現行の救急医療体制の維持		
2 救急患者の迅速・的確な医療機関への搬送及び受入れ体制の確保	中山間地域住民に対する救急医療の提供が困難	◇消防防災ヘリのドクターヘリ的運用による三次救急の広域的提供(H16～) ◇ドクターヘリの運航開始(H23.3～) ◇救急医療従事者研修の実施(PSLS/ISLS/ACLS) ◇救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(再掲)(H23.2、消防政策課)	救急患者の救急搬送及び医療機関の受入れ基準に基づく迅速・的確な救急医療の提供	◆メディカルコントロール体制の強化 ・救急医療従事者研修委託事業 (ドクターヘリ運航開始に合わせてH23は外傷治療の専門研修(JATEC)を実施、外傷治療の体制を強化) ・病院前救護体制強化事業				短時間正規雇用支援事業(H21) 医師事務作業補助者設置支援事業(H21)	診療所医師診察協力支援事業(H22)	輪番制小児救急勤務医支援事(H24.1～)	H25	
		管外搬送件数の増に伴う都部の救急業務の負担増(救急車の不在の増)	◇ドクターヘリの導入(H23.3)、医療センターのドクターへリ(FMRC)導入(H22.8～)による、事故現場等への迅速な医師派遣システムの構築	ドクターヘリ搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・基地病院の整備(ヘリ基地整備) ・ランデブーポイントの確保 ・搭乗スタッフ、病院スタッフの育成 ・消防防災ヘリとの役割分担 ・基地病院、関係救急医療機関と市町村消防との緊密な連携の確保	◆ドクターヘリ、消防防災ヘリ、ドクターカーを最大限に活用した新たな救急医療体制の構築 (救急医療機関の役割分担や相互協力、メディカルコントロールのもとでの最適な搬送先や搬送手段の選定の仕組みづくり)			(ドクターヘリ導入の構造説明) 救急医療従事者研修 搬送・受入基準の作成 病院前救護体制強化				
							導入検討委員会協議	ドクターヘリ導入決定	ドクターヘリ運航開始	ドクターヘリ運航 ヘリ基地整備 ドクターヘリ等の救急医療資源を活用した新しい救急医療体制の検討	新たな救急医療の展開(救急医療の質の向上)	
							消防等関係機関協議	夜間暫定駐機場協議				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

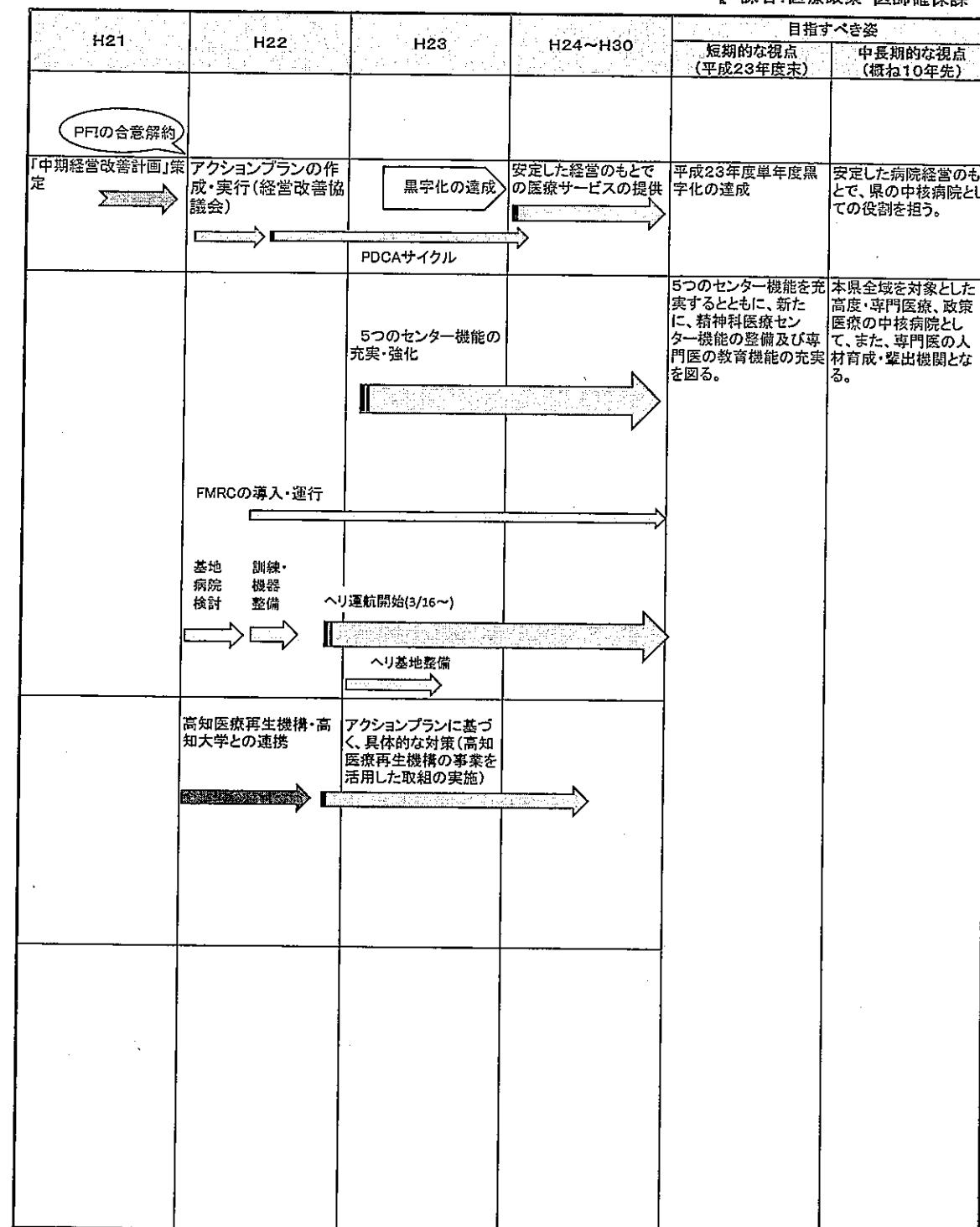
【課名：医療政策・医師確保課】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
											短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
① 災害医療体制の整備	1 災害発生時に迅速に対応できる体制の整備	◆平成17年度に策定した「高知県災害医療救護計画」「高知県災害救急医療活動マニュアル」及び「高知県災害救急医療活動マニュアル」について、策定時から5年を経て状況変化、国の対策の深化により運用上の課題が生じている。 ・災害医療派遣チーム(DMAT)制度の開始 ・訓練等を実施する中の課題 ◆東日本大震災の発生により、災害医療が対応を要する期間や範囲など、あり方を大きく見直す必要に迫られている。	「高知県災害医療救護計画」「高知県災害救急医療活動マニュアル」を策定した(H17.3)及び「高知県災害救護計画」の大規模事故への対応をまとめた「大規模事故対策編」を追加した。(H20) 災害医療救護計画見直し検討委員会及び作業部会を設置し、状況の変化に対応して「高知県災害医療救護計画」「高知県災害救急医療活動マニュアル」の見直し作業を行ってきた。(H22) 【計画・マニュアル策定後の状況変化】 ・DMATの発足(H17.4) ・国の広域搬送計画策定(H18.4、東南海・南海地震については検討中) ・高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の施行(H20.4) ・高知県南海地震対策行動計画の作成(H21.2) ・高知県看護協会との災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、災害支援ナースが設置された(H21.2) ・南海地震応急対策活動計画の作成(H22.2) ・大規模事故のおそれがあつた事案の発生(高知空港ボンバルディア機胴体着陸事故、H19.3) ・東日本大震災の発生(H23.3)  【災害時の情報伝達・情報活用の取組】 ・災害時に備え、衛星携帯電話、防災行政無線、インターネットを利用した国の「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS、こうち医療ネット内)による病院情報の入力といった通信手段を確保した。 ・災害時に拠点となる病院に対して、医療ネットを使用した情報伝達訓練を実施した。	震災から得られた知見を反映させた「高知県災害医療救護計画」及び「高知県災害救急医療活動マニュアル」を改訂する。 【留意事項】 ・国の災害医療検討会の議論を踏まえた改訂とする ・国の南海地震対策と整合する(広域搬送等) ・局地災害対策を盛り込む(H20作成の大規模事故編も要修正) ・DMATの運用体制を明らかにする(四県連携体制も視野に入れる) ・災害支援ナースの位置づけを明確にする  災害医療対策本部・支部の業務体制の整備 ・見直した「高知県災害医療救護計画」及び「高知県災害救急医療活動マニュアル」に基づいた体制の整備  災害時の情報伝達・情報活用の方法の確立 ・衛星携帯電話と防災行政無線の操作を職員に習熟させる ・医療機関がEMISの入力ができるようにする ・本部・支部活動におけるEMIS情報の活用方法の確立  災害医療活動に従事できる人材の確保	「高知県災害医療救護計画」及び「高知県災害救急医療活動マニュアル」の見直し 【留意事項】 ・震災から得た知見を反映した「高知県災害医療救護計画」及び「高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂 ・運用する中の適時の見直し	「高知県災害医療救護計画」及び「高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂 ・局地災害から広域災害まで、被害状況に応じた医療救護活動が実施できる状態にする。						
2 災害に対応できる医療人材の育成	◆DMATの分布が高知市周辺に集中している	◆DMATの分布が高知市周辺に集中している	・高知DMAT運用計画を策定し、DMATの運営や要請等の体制を整理した。 (DMAT指定医療機関の指定、協定の締結) ・高知DMAT研修を実施し、都部においてDMATに準じたチームを養成した。 ・日本DMAT研修への参加費用を助成した。 ・DMAT指定医療機関に対して資機材整備を行った。	・日本DMAT研修への参加に係る病院負担の軽減 (DMAT指定医療機関の指定、協定の締結) ・資機材整備にかかる病院負担の軽減 ・都部におけるDMATチームの養成	引き続き高知DMATの育成・支援を行う。 (高知DMAT協議会の運営支援) (県外研修への参加に対する補助) (技能維持研修の実施) (資機材整備への支援)	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	高知DMATの育成・支援	全災害支援病院のDMATが日本DMATに認定されている(2.5日研修等を活用した専門性の向上)	
3 災害時に必要なインフラの整備	◆災害発生時に医療救護活動に従事できる知識をもった人材が少ない	◆災害発生時に医療救護活動に従事できる知識をもった人材が少ない	・医療従事者等に対し、災害医療についての研修を実施した (エマルゴ演習、高知DMAT研修、災害医療対策部の研修)	災害救護活動に従事できる人材の確保	引き続き災害医療についての研修を実施する。	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	DMAT資機材の整備支援 県外研修補助	災害医療研修の実施	各保健医療団で複数のDMATが存在している	
	◆災害時に拠点となる病院(災害支援病院、救護病院)について耐震化が十分でなく、それ以外の病院についても耐震化率が低い状況にある。	◆災害時に拠点となる病院(68)のうち、全て耐震化 35 未耐震有り 33	21年度から、国の医療施設耐震化臨時特例交付金等を活用し、「医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金」を創設し、災害時に拠点となる病院の耐震化に着手した。(耐震化の必要がある33病院のうち14病院が耐震化予定)  ※県立安芸病院(仮称)も別途耐震化予定。	・災害拠点病院耐震化に係る国の補助制度が平成23年度工事着手分まで終了する ・既存の耐震化のための助成制度は基準額等が医療機関のニーズに合ったものでない ・耐震化工事実施に対する病院側の負担や経営不安	◆「医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金」を活用した災害拠点病院等の耐震化を進める。 ◆「医療提供体制施設整備交付金」を活用し、耐震性が低い建物を有する病院の耐震化を進める。 ・「医療提供体制設備整備交付金」を活用した助成制度の活用について周知を行う。 ・国等に対して耐震化のための恒常的な助成制度の創設、基準額等の充実を提言していく。	耐震化工事	耐震化工事	耐震化工事	耐震化工事	耐震化工事	○災害拠点病院の耐震化の促進(14病院で工事着手) ○災害拠点病院等の耐震化が完了	
	・県内の全病院(138)のうち、全て耐震化 61 未耐震有り 77	22年度に医薬品の備蓄等に関して、災害医療救護計画見直し検討委員会医薬品部会を設置し、新たな災害に必要な急性期の医薬品等の備蓄品目、備蓄方法を決め、予算化を行った。	・備蓄物資の経費負担が大きい	◆急性期に対応した医薬品の備蓄 ◆広域化、長期化に対応した医薬品等の備蓄の検討	東日本大震災の発生	◆急性期に対応した医薬品等の備蓄 ◆震災から得た知見を反映した「高知県災害医療救護計画」等の大規模改訂に併せ、新たに広域化、長期化に対応した医薬品等の備蓄を検討	◆急性期に対応した医薬品等の備蓄 ◆広域化、長期化に対応した医薬品等の備蓄の方向性を見出す	計画的備蓄	計画的備蓄	計画的備蓄	災害時に必要な医薬品等が備蓄されている	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

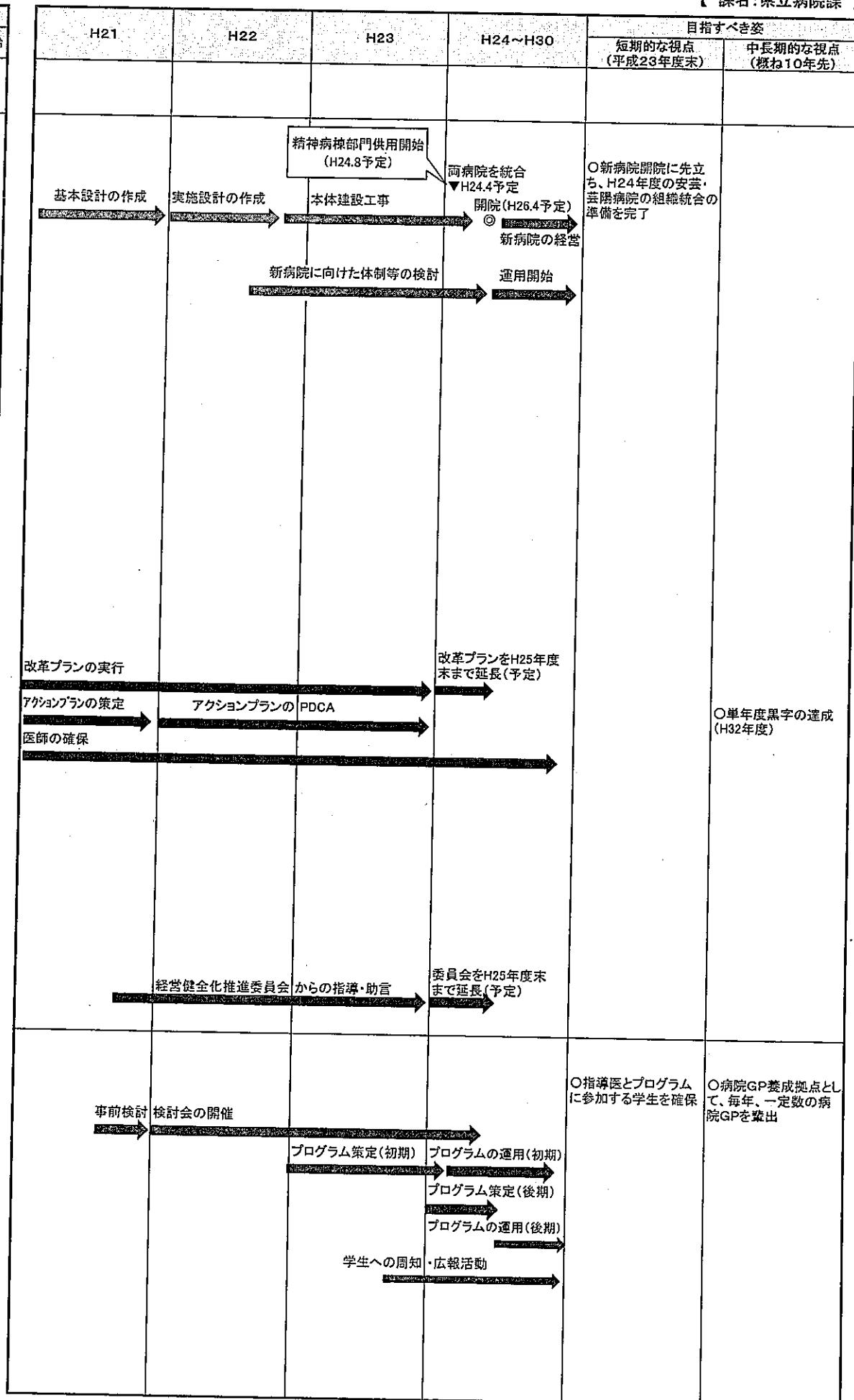
【課名:医療政策・医師確保課】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
IV 県下全体の中核病院としての高知医療センターの機能充実							
1. 経営改善	PFI事業を終了し、22年4月から直営化への移行に際しての業務移行と「中期経営改善計画」に基づく経営改善対策 ・中期経営改善計画アクションプランを策定(H22.10、H23.4改訂)、PDCAによる経営改善を行ってきた。	PFIから直営化への移行による運営をスタート	職員の意識改革 (目標を共有化し、職員が一丸となって経営改善に取り組んでいく)	中期経営改善計画を具体的に進めるために、アクションプランの進捗管理を進める。			
2. 政策医療、高度専門医療の充実 (1)5つのセンター機能の充実・強化 【関連: 健康対策課】	医療センターは、5つのセンター機能を中心として県の政策医療、専門医療の中核病院として一定の役割を果たしてきた。  (参考) 5つのセンター機能 ①がんセンター ②総合周産期母子医療センター ③循環器病センター ④地域医療センター ⑤救命救急センター	5つのセンター機能を中心に、県の政策医療を担う中核病院として、また、急性期に特化した地域医療支援型病院として一定の役割を果たしてきた。  ・医療の高度化・専門化への対応 ・若手医師の確保	県の中核病院としての政策医療、高度医療の展開	経営安定化をステップとして、「中期経営改善計画」(H21～H25)に基づき、5つのセンター機能の充実及び新たな医療機能の整備を図っていく。			
(2)専門医の研修・輩出拠点としての機能強化	初期臨床研修医が定員に満たない状況 (県内の状況) ○若手医師の減少 ○医師の地域偏在、診療科偏在	臨床研修指定病院(管理型)として研修医(初期・後期)を受け入れている。 ・FMRC(欧洲型ドクターカー)の導入(H22.8)、ドクターへリの運航開始(H23.3)などにより、救急医の教育・研修施設としての付加価値が高まった。	指導医・専門医の確保 ・教育・研修施設としての魅力ある環境整備 (県内の状況) 若手医師の専門医志向・キャリア形成志向に対応可能な病院が県内に少ない。	高度救急医療・専門医療を担う医師の研修・輩出拠点としての機能強化(後期臨床研修の質の向上) ・指導医・専門医の育成・配置 ・教育・研修施設としての付加価値の増大 ・臨床研修機関として「高知医療再生機構」と連携した学生の受入			
(3)精神科医療の拠点機能の整備 (こころのサポートセンター) 【障害保健福祉課で実施】							



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	【課名:県立病院課】					
							H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿 短期的な視点 (平成23年度末) (概ね10年先)	
V 地域の中核病院としての 県立安芸病院・芸陽病院の機能充実												
1. 安芸病院と芸陽病院を統合し、二次救急医療などの機能を備えた地域の中核的病院(拠点病院)として整備を図る。		安芸病院は、医師不足などの影響から、地域の中核的病院としての役割を果たすことできなくなってきたている。  芸陽病院は唯一の公立精神科病院だが、立地場所から全県を対象とした精神科領域の政策医療への対応が課題となっている。	●新病院の整備(建て替え)  ○安芸病院と芸陽病院を統合し、地域の中核病院として整備することとした。(全県を対象とした精神科領域の政策医療は、高知医療センターに移管する。)  1. 「新安芸・芸陽病院整備の基本的な考え方」の策定(H20.6) 2. 「安芸地域県立病院(仮称)整備の基本方針」の策定(H21.1) 3. 地元説明会の開催: 安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H21.11) 4. 基本設計の作成(H22.3) 5. 院内に設置した「建設委員会」で新病院の設計等について議論を実施(20回開催) 6. 地元説明会の開催: 安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H22.5～6) 7. 本体工事等にかかる12月補正予算(債務負担行為)の議決(H22.12) 8. 病院本体Ⅰ期工事契約(H23.3) 9. 地元説明会の開催: 安芸市(H23.4) 10. 病院統合に係る運営システム等構築支援委託業務契約(H23.7) 11. 津波対策のための設計等の見直し(9月補正予算) 12. 津波対策補正予算の議決(H23.10) 13. 津波対策のための病院本体Ⅰ期工事変更契約(H23.10) 14. 津波対策についての地元説明会開催: 安芸市(H23.10) 15. 病院統合に係る条例改正議案を議決(H23.12) ・新名称: 高知県立あき総合病院 ・病床数: 348床(一般230床、結核28床、精神90床)  ●中核病院としての医療機能の再構築  1. 県立病院改革プランの策定(H21.3) ・県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)案を作成(H23.12) 2. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) ①医師の確保  ②医療の質的向上 1) 救急医療の充実 2) がん治療・緩和ケアの充実 3) 地域医療連携の推進 4) 新たな施設基準の取得 5) 職員研修の計画的実施 6) 地域住民との連携促進 7) 接遇の向上  ③経営の効率化	○新病院の着実な整備  ○新病院に向けた体制等を検討するための推進体制を構築し、具体的な検討を開始する  (1)両病院の統合(H24.4)に向けた検討 <検討項目> ・法令手続関係 ・看護体制等職員配置計画 ・既存システム統合 等  (2)新病院の運営システムの検討 <検討項目> ・各部門の運営マニュアルの策定 ・薬品など物品管理体制(物流システム) ・医療情報システム ・医療機器整備計画 ・組織・定数 ・患者移送計画 等  ●安芸保健医療圏において二次救急など地域の医療を支える中核病院としての機能の再構築  ○安芸病院アクションプランのPDCA ○高知大学に対する医師派遣の継続要請 ○知事部局の医師確保対策部署や高知医療再生機構と連携しながら、高知大学医学部学生へのアプローチ、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘に取り組む。  ○経営健全化推進委員会からの指導・助言								
2. 安芸保健医療圏地域再生計画により、病院GPの養成拠点として整備する。		若手医師の県内定着に向けたキャリア形成のひとつとして、病院GPが求められている。	1. 安芸保健医療圏地域医療再生計画で、新病院が病院GPの養成拠点として位置づけられた(H22.1)  2. 病院GP養成研修に係る検討会設立準備会の開催(H22.2) 3. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) ・「病院GP養成」を盛り込む 4. 病院GP養成プログラム検討委員会の設立(H22.4) (委員会開催 H22.5、H22.7、H22.9) 5. 安芸病院で勤務する医師との共通認識の形成 ・高知大の医師と安芸病院の医師代表と意見交換(ペクトル合わせ)を実施した(H22.8) ・安芸病院医局会開催(H22.9) 6. 大学教授など主要メンバーによる協議を実施 (H22.11)  7. 新病院長の就任(H23.4)後、11回にわたって、高知大、医療再生機構等、関係者と協議を実施	○アクションプランに基づく着実な実施  ○高知大学医学部、高知医療再生機構との連携  ○病院GP養成プログラムの策定 →プログラム検討委員会で議論を行う ○指導医の確保 →高知大、自治医大の関係者と協議する ○学生への周知 →高知大と協議・連携のうえ、広報活動を行う								



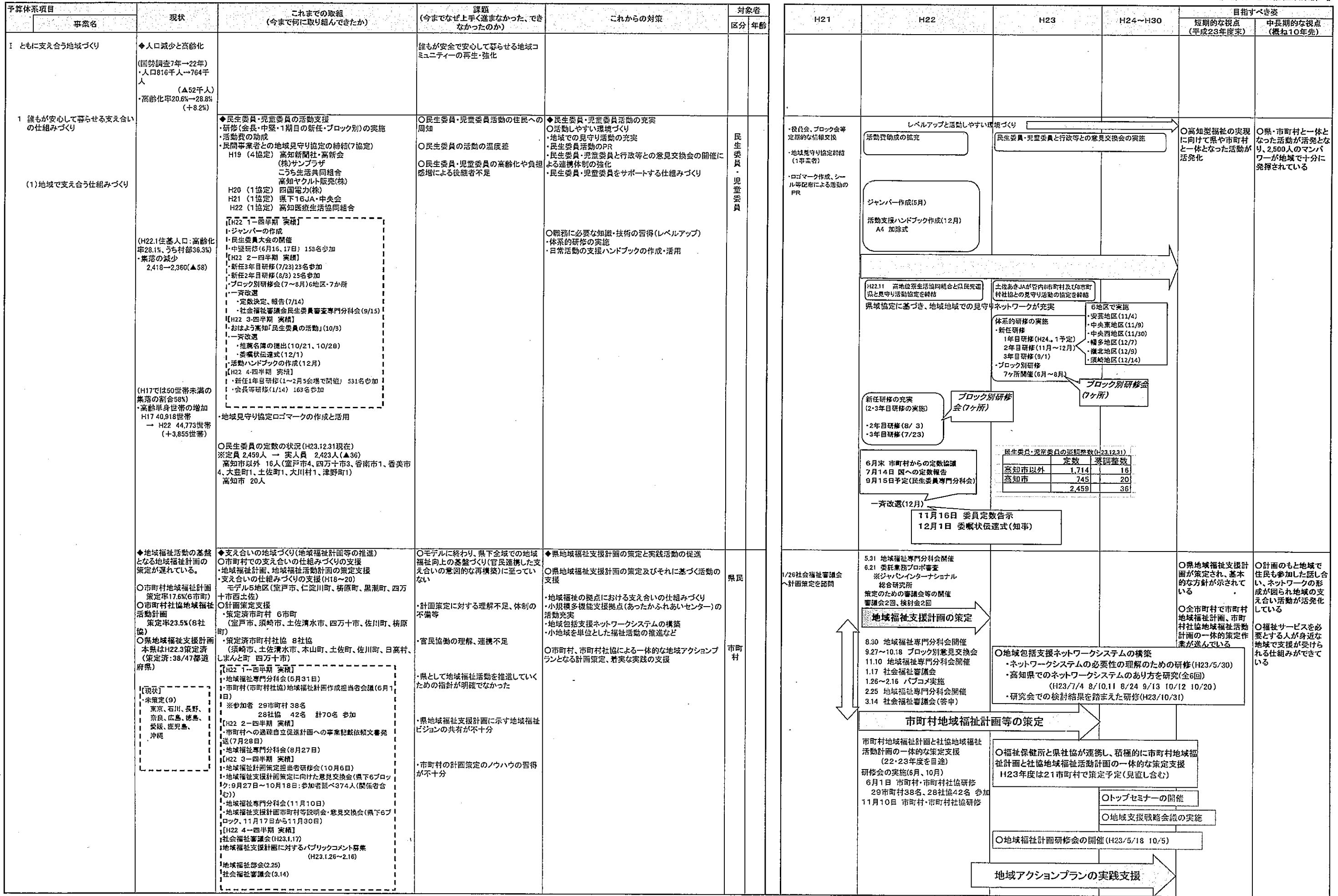
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名:県立病院課】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者	目指すべき姿				
							区分	年齢	短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)	
VI 地域の中核病院としての県立幅多けんみん病院の機能充実							H21	H22	H23	H24～H30	
1. これまでの機能の維持に加えて、幅多保健医療圏内の病院や診療所の医療を支援する機能や、がん診療や救急医療などにおける地域の中核的病院としての機能の充実を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の中核的病院として、幅多保健医療圏で、ほぼ完結できる医療の提供 &lt;入院患者・圏域内受験率&gt;(H17)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>幅多 88.6%</b> ← ほぼ圏域内で完結している</li> <li>・中央 98.5%</li> <li>・芸芸 59.4%</li> <li>・高幡 59.7%</li> </ul> </li> <li>○事実上、圏域唯一の救急病院として、ヘリポートやICUを設置し、24時間365日体制で救急患者の受入れを行ない、地域の救命救急センター的役割を果たしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車受入件数: 2,557件(H21)、2,648件(H22)</li> <li>※幅多3消防本部全体の60.9%を受入(H20暦年)</li> <li>・ヘリポート使用件数: 34件(H21)、27件(H22)</li> <li>・ICU(4床):稼働率79.3%、延患者数1,158名(H21)</li> <li>稼働率70.4%、延患者数1,028名(H22)</li> </ul> </li> <li>○NICU的病床を設置し、圏域唯一の分娩取扱病院として、ハイリスク母体・胎児及び新生児を常時受け入れ、母体・胎児及び新生児の集中管理を行う医療機関としての機能を果たしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩件数: 352件(H21)、414件(H22)</li> <li>・圏域内分娩率: 93.2%(H17)</li> <li>・NICU的病床(6床)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働率104.9%、延患者数2,298名(H21)</li> <li>・稼働率 63.3%、延患者数1,387名(H22)</li> </ul> </li> <li>・母体搬送受入件数: 2件(H21)、3件(H22)</li> </ul> </li> <li>○急性期病院として、心臓血管外科手術など高次医療が必要で発生頻度が低い症例を除く、手術全般に対応している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間手術件数: 2,078件(H21)、1,988件(H22)</li> </ul> </li> <li>○地域連携室を設置し、紹介予約の受付や転退院調整等を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介患者率: 32.1%(H21)、34.7%(H22)</li> <li>・逆紹介患者率: 17.7%(H21)、21.3%(H22)</li> </ul> </li> <li>○地域連携クリニックバスを導入し、地域の医療機関と連携した診療を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先医療機関数: 12施設(H21)、26施設(H22)</li> <li>・連携バス使用件数: 417件(H21)、409件(H22)</li> </ul> </li> <li>○地域医療連携システムを導入し、電子カルテ情報を地域の医療機間に公開。(H22.3)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加医療機関数: 3施設(H22.8)、25施設(H23.12)</li> </ul> </li> <li>○がん治療については、外科的治療(手術)に加えて、放射線治療や化学療法にも対応しているが、専門医確保の問題などから、国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」の指定は受けていない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内がん入院患者受療率: 77.5%(H17)</li> <li>・がん入院患者数: 1,012人(H21)、892人(H22)</li> <li>・がん手術件数: 568件(H21)、437件(H22)</li> <li>・放射線治療件数: 1,649件(H21)、1,764件(H22)</li> <li>・外来化学療法件数: 1,782件(H21)、2,201件(H22)</li> </ul> </li> <li>○地域がん診療連携拠点病院指定に向けた取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県がん診療連携推進病院(準ずる病院)に指定。(H23.4)</li> <li>・外来化學療法室に専任の看護師2名を配置。(H23.4)</li> <li>・診療情報管理士1名を採用。(H23.4)</li> <li>・地域住民への啓発を目的として、幅多ふれあい医療公開講座を開始。(H23.4～)</li> <li>・がん患者対象のセカンドオピニオン外来を開始。(H23.5)</li> </ul> </li> <li>○医師不足の影響により常勤医が不在となる診療科が発生している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器科、眼科、</li> <li>・皮膚科、精神科等</li> </ul> </li> <li>- H23.4～ 皮膚科の常勤不在を解消。</li> <li>●医師の確保</li> <li>○高知大の協力型病院として、医師の臨床研修を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期研修医: 0名(H21)、2名(H22)、2名(H23)</li> <li>・学生実習生: 47名(H21)、40名(H22)、41名(H23)</li> </ul> </li> <li>○救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの掲出(H22.10)</li> <li>・院内広報紙への掲載(H22.9・10月号)</li> <li>・四万十市及び宿毛市広報への掲載(H22.12月号)</li> </ul> </li> <li>●健全経営の維持</li> <li>○県立病院改革プランの策定(H21.3)</li> <li>○県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)策定作成(H23.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた取り組みと必要な医療スタッフの確保</li> <li>○院内に推進組織を立ち上げ、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた取り組みを進める。</li> <li>○医師の確保が困難となる中、地域の中核病院としての機能維持が厳しくなっており、これまで以上に医師の定着・確保に向けた取り組みを進めていく。</li> <li>○地域連携の機能充実に向けて検討を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○「しまんとネット」の利用拡大</li> </ul> </li> <li>○高知大に対する医師派遣の継続要請</li> <li>○医師不足の中でも、救急医療や急性期医療など病院が期待されている機能を維持していくために、地域との機能分担をより一層推進していく必要がある。</li> <li>○救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施する。</li> <li>○改革プランの着実な実行</li> <li>○経営健全化推進委員会からの指導・助言</li> <li>○経営コンサルタントの導入検討 →11/2院長と協議の結果、H23の導入は見送り</li> <li>○経営会議の有り方の見直し案を作成 ・H23.10から試行</li> </ul>								

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:地域福祉政策課 】



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

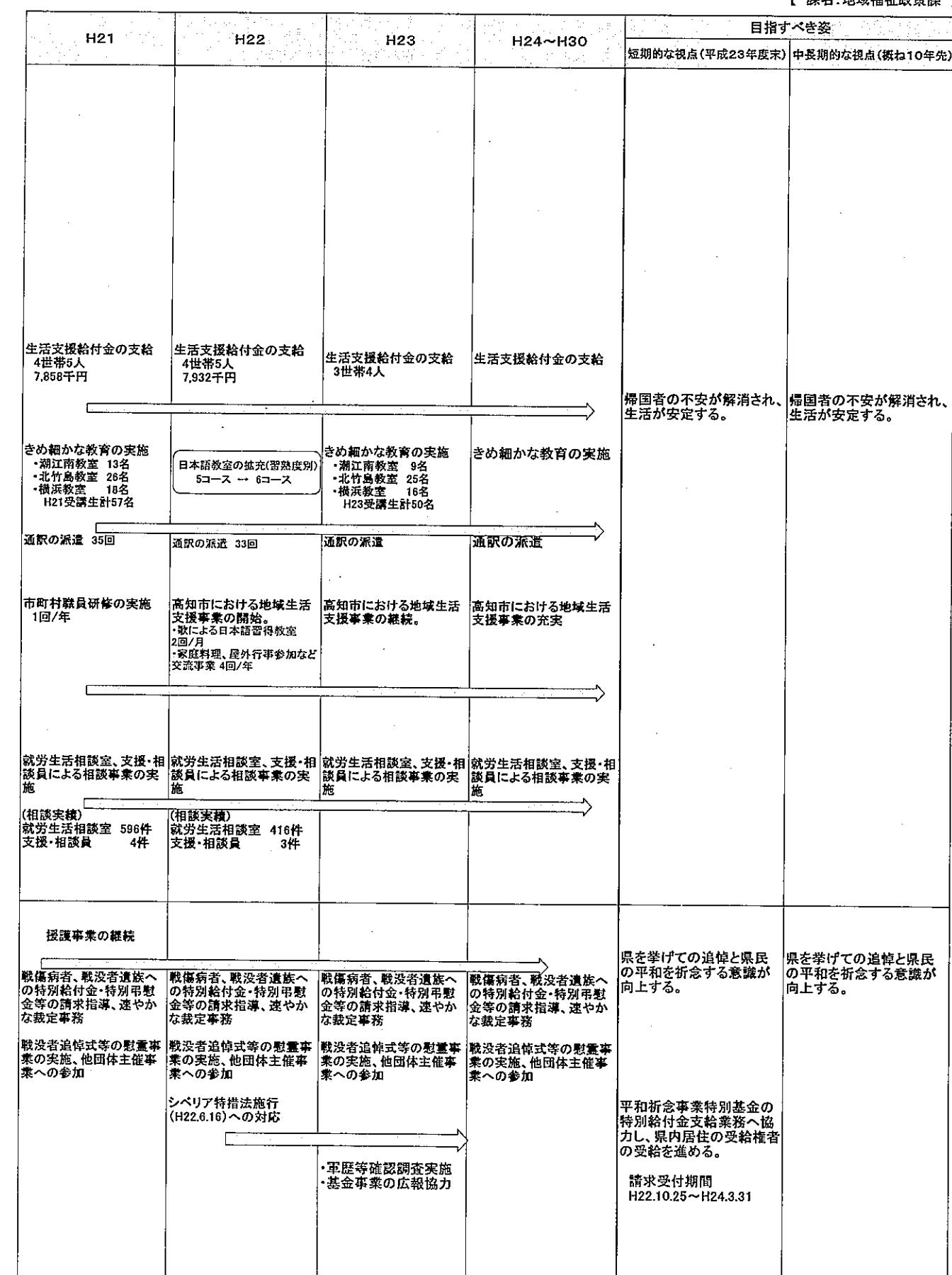
【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで上手く進まなかつた、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今まで上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目標すべき姿			
						区分	年齢					短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)		
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年→22年) ・人口816千人→764千人 (△52千人) ・高齢化率20.6%→28.8% (+8.2%)		誰もが安全で安心して暮らせる地域コミュニティーの再生・強化												
(1) 地域で支え合う仕組みづくり	◆地域での支え合いの力が弱まっている ・H21県民世論調査では55.8%の人が感じている	◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21～) ・H21 22市町村28箇所(新規雇用76人) ・H21～23の全体計画 34市町村44箇所予定 〔新規雇用126人〕 〔H22 1～四半期 実績〕 ・平成21年度事業実績報告 ・22市町村 28ヶ所 新規雇用者 76人 ・平成22年度事業分交付決定 ・29市町村 38ヶ所 新規雇用者 109人(H22.4.1) ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10～11) ・事業分析にあたってのモデル版を5ヶ所で実施 〔庵毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい)〕  ◆中山間地域では全国一律の縦割りの福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないためサービスが提供されにくい状況となっている 〔2～四半期 実績〕 ・平成22年度事業交付決定及び変更交付決定 ・29市町村 38ヶ所 新規雇用者 110人(H22.7.1) ・30市町村 39ヶ所 新規雇用者 113人(H22.9.29) ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組み照会(7月) ・第1回あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(8/27) ・事業分析利用者調査実施(8月) ・あつたかふれあいセンター等全国セミナー開催(9/11)  〔3～四半期 実績〕 ・平成22年度事業変更交付決定 ・30市町村 39ヶ所 新規雇用者 114人(H22.10.28) ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(10/19、12/6) ・日本福祉大学事業分析中間報告(11/15) ・第2回あつたかふれあいセンター推進協議会開催(11/29)  〔4～四半期 実績〕 ・平成22年度事業変更交付決定 ・30市町村 39ヶ所 新規雇用者 113人(H22.12.20) ・事業分析利用者調査実施・2回目(12月) ・福祉保健所地域支援室との協議(1/7～2/4、3/8～16) ・日本福祉大学事業分析調査研究報告書(2/28)	○子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で必要なサービスを受け、安心して暮らせる仕組みづくりが遅れている  ○集いの場の充実に加えて、相談や訪問活動などをきめ細かく行い、地域ニーズを把握し、柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動の先駆・強化が必要  ○官民協働による運営体制づくり ○コーディネーターや新規雇用スタッフ等の人材育成 〔保証〕 ・あつたかふれあいセンター運営協議会の立ち上げが進まない。  ・事業分析 ・全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた継続の形を検討していく。 ・市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援	◆あつたかふれあいセンターの整備促進 ・全市町村での取り組みと制度化の実現 ○取り組みの拡大と拡大に伴うフォローアップの実施 ・継続した仕組みづくり ・国への制度提案による新たな制度化の実現 ◆継続した仕組みづくりにむけた、県単独事業の検討 ・新あつたかふれあいセンターのスキームを創設し、H24から実施  ○今後の取り組み ・新あつたかふれあいセンターの財政課との協議及び市町村への概要説明 ・コーディネーター等の人材育成のために、研修を実施 ・市町村の地域福祉計画等へあつたかふれあいセンター(地域福祉の拠点)や地域包括支援ネットワークシステムを位置づけるよう支援 ・あつたかふれあいセンター運営協議会の開催  ・事業分析 ・全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた継続の形を検討していく。 ・市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援	市町 村 県 民									○国への政策提言による新たな制度化の実現(基金終了後の事業継続のしくみ) ⇒県単独事業による継続のしくみづくり ○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けていく	○県下全域であつたかふれあいセンターを拠点とした新たな官民協働の支え合い活動が継続的に行われる ○福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えている
(2) 地域福祉推進の基盤づくり	◆社会福祉協議会を通じた基盤づくり ○社会福祉協議会の活動支援 <県社協> ・運営活動費の助成 ・ふくし交流プラザ管理運営委託(H23～27) ・プラザ駐車場の拡張整備(H21) <市町村社協> ・活動ステップアップ実践研修の実施(H20～21 9市町村)	○県社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉推進の拠点としてのプラザの利用拡大 ○市町村社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉の推進役となるためのステップアップ (地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の意識、体制の弱さに加え、職員も現行業務で手一杯であると感じている。) ◆目標を持った計画的な育成・確保策の実施 ◆取り組みのPR方法、実施方法含む改善と関係機関との連携活動強化				県 社 協 ・ 市 町 村 社 協						・地域福祉コーディネーター研修 (8/3、4、9/20、21) ・スキルアップ研修 子育て支援研修(11/24、25) 障害者支援研修(12/8、9)	○社会福祉協議会を中心とした地域の社会福祉活動が活発になり住民主体のまちづくりの基盤ができる		
(3) 地域福祉を支える人づくり	◆福祉人材・ボランティアの育成・確保支援 ○ボランティアセンターの活動支援 ・ボランティアコーディネーターの支援 ・福祉教育、ボランティア学習推進 H21香美市、北川村 H22香美市、土佐清水市 ○災害ボランティアセンター等体制づくりの支援 ・災害ボランティアの育成、市町村の体制づくり支援 H19:3市町村(安芸市、須崎市、四万十市) H20:5市町村(高知市、南国市、香美市、中土佐町、黒潮町) H21:7市町村(土佐市、土佐清水市、東洋町、大豊町、四十万町、大月町、三原村) H22:8市町村(香南市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、佐川町、達野町) 〔H22 1～四半期 実績〕 ・災害ボランティアセンター体制づくり検討会の開催 ・4月～5月にかけ情報交換会を開催(22社協参加) 〔H22 2～四半期 実績〕 ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練の実施(県社協) ・9月開催…参加者 49名 〔H22 3～四半期 実績〕 ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練の実施(県社協) ・10月開催…参加者 66名 〔H22 4～四半期 実績〕 ・災害ボランティアセンター中核スタッフ 実践講座の開催 ・1/31～2/1 参加者24名 ○バーチャルボランティアセンターの運営助成 ・訪問者と登録のボランティア団体数の増加 H22:14,150/月 588団体 ○福祉人材セミナーの運営助成 H19:紹介467→就職168件、H20:紹介310→就職106件 H21:紹介253→就職86件、H22:紹介217→就職83件 ○介護福祉士修学資金貸付(H21～) 21年度申込者 21人→貸付21人、22年度申込み28人→貸付27人、23年度申込み32人→貸付31人	○目標を持った計画的な育成・確保ができていない ○制度や仕組み、ボランティア活動のPR、関係機関との連携、参加者を増やすための取り組みが弱い  ○地域のボランティアコーディネーターの育成・支援 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 H22香美市、土佐清水市 H23土佐清水市、未定(5/30現在) ○災害ボランティアセンターの立ち上げ支援を全市町村で実施 〔今後の取り組み〕 ・平成23年度立ち上げ予定の6社協への支援 〔市町村未定〕 ・※年間を通しての支援  ○バーチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増)  ○介護福祉士の養成	市 町 村 社 協 ・ 县 民 ・ 学 生								・指定管理のあり方の検討 ・新たな指定管理 駐車場の拡張整備 71台 指揮監査のマニュアルづくり 12月議会提出 指揮監査 県社協と連携した指揮監査の実施 16市町村 三原村、土佐清水市、仁淀川町、土佐市、田野町、越知町、北川村、津野町、宍戸市、中土佐町、庵毛市、本山町、大豊町、四十万町、云西村、安芸市 16市町村(予定) 東洋町、奈半利町、安田町、匹崎村、香南市、香美市、土佐町、大川町、いの町、佐川町、日高村、須崎市、四万十町、大月町、黒潮町 地域のボランティア活動つなぐボランティアコーディネーター育成 1ヶ所、受講者約30名 1ヶ所、受講者約30名 1ヶ所、受講者約30名 2校/2ヵ年事業、受講者約30名 2校/2ヵ年、約30名 2校/2ヵ年、約30名 H24 全市町村終了予定 災害ボランティアセンター体制づくり 7市町村 土佐市 土佐清水市 東洋町 大豊町 四十万町 三原村 8市町村 中芸5ヶ町村、香南市、佐川町、津野町 6市町村(予定) 越知町、宍戸市、土佐町、本山町、大川村 (平成24年度) 宿毛市、芸西村、いの町、仁淀川町、持原町、日高村 平成25年度以降各市町村社協へのフォローアップを実施 バーチャルボランティアセンターの訪問者数と登録団体の拡大 訪問者(ページビュー件数)と登録団体 14,150/月 588団体(実績) 介護福祉士の養成 21人 29人 26人	○福祉人材が育ち県内で活動が活発化 ○人材ネットワークが形成され県内全域で地域福祉活動が活発化			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ、できなかっのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
(4) 遺家族等の援護対策					
○中国残留邦人 67人 中国からの帰国時における年令が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。 居住地：高知市54人、室戸市1人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人、四万十町1人(H23.12.1現在) (参考)支援の対象となる国費同伴帰国した親族約90名	◆中国帰国者援護対策 中国の援護対策を基本にした支援				
◆収入や資産形成が不十分	・老齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4)		生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健所において支給	中国残留邦人 (高齢者) 63～96	
◆社会への適応が不十分 ①日本語が不自由な方が多い。	・日本語教室の開催 瀬江南教室 3コース 入門、初級、中上級 北竹島教室 中、上級 横浜教室 初級 計3教室 6コース (H21～国10/10) ・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10)	帰国者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要	個人ごとの習熟の程度に応じた、きめ細かい教育体制の整備		
②市町村役場のサポートが不十分	市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)	市町村職員の理解の程度が十分と言えない	支援の必要な帰国者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の充実を進める。		
③就労問題、生活上の問題がある。	就労生活相談室の設置 場所：県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名  支援・相談員の派遣 3名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10)		相談事業の継続		
◆高齢化と会員の減少 法人としての活動も難しくなりつつある。 ・(財)高知県遺族会 正会員(妻) 1,010人 準会員(子等) 5,640人  ・(財)高知県傷痍軍人連合会 会員 190人 (H23法人解散予定)  ・高知県軍恩連盟 会員 1,722人	◆戦傷病者、戦没者遺族等援護(H23年度) ・全国戦没者追悼式へ参列 8/15 参列者80名  ・高知県戦没者追悼式の実施 11/1 参列者800名  ・沖縄「土佐之塔」慰靈祭へ参列 11/21 参列者47名  ・団体等慰靈祭へ参列 護国神社慰靈祭 (4/2, 11/2) 2回 海洋会等団体主催 8回 市町村等主催 45回  ・援護団体へ事業費助成  (参考)国 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 16名 戦没者遺族相談員23名 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給	関係者の高齢化に伴う対象者及び行事等参加者の減少	援護事業の継続 戦傷病者、戦没者遺族への特別給付金・特別弔慰金等の請求指導、速やかな裁定事務 戦没者追悼式等の慰靈事業の実施、他団体主催事業への参加 シベリア抑留者特措法施行(H22.6.16)への対応 特別給付金の支給を行う平和祈念事業特別基金の業務への協力 (抑留期間に応じて25万～150万円支給)		



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

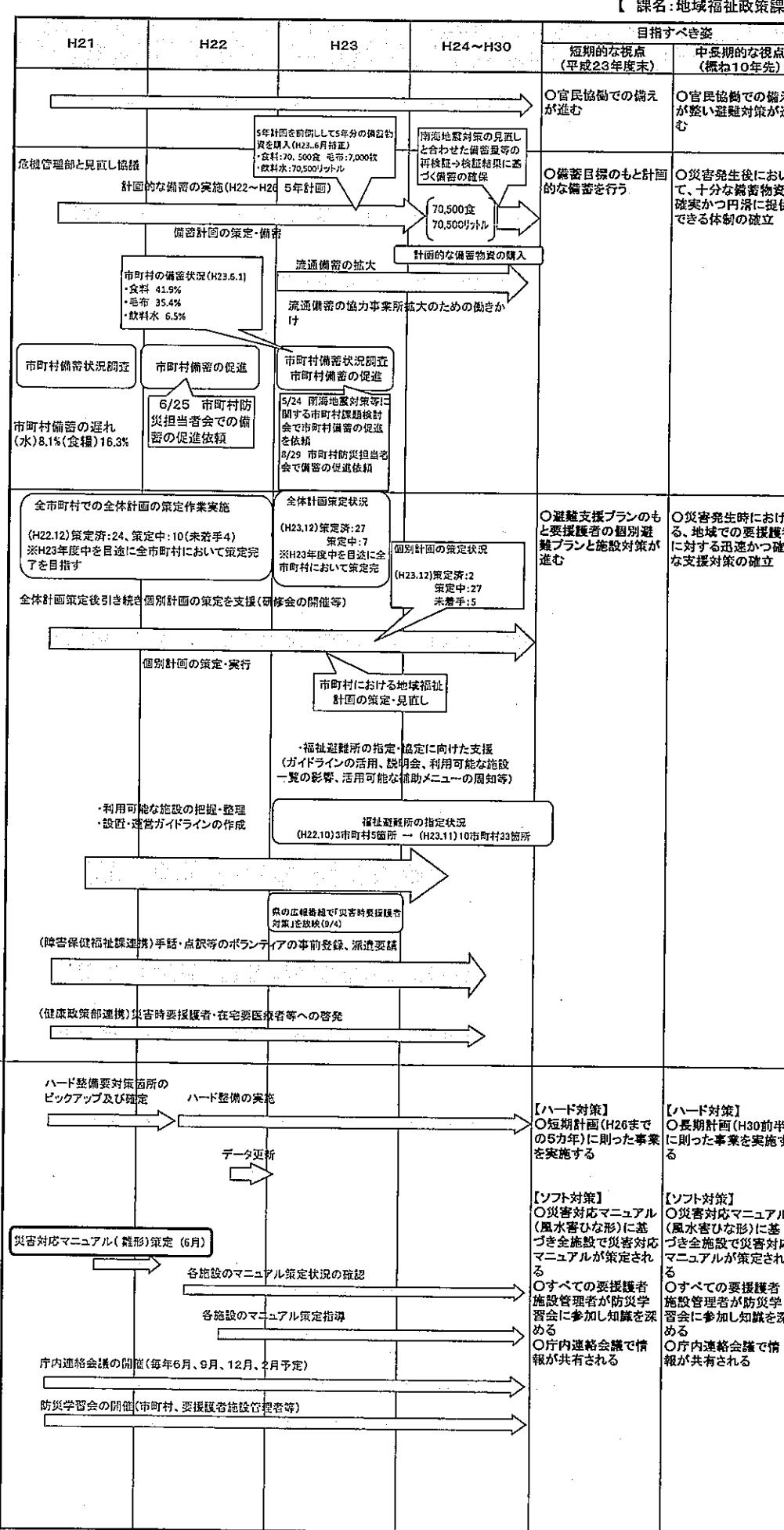
【課名：地域福祉政策課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進mなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点 (平成23年度末)
3 セーフティネット施策の充実・強化	◆生活保護世帯数(県内)  H21:13,679世帯 H22:14,663世帯 H23:15,369世帯 (H23は11月現在)  (1)低所得者等の生活支援の充実・強化	◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援)  ○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 479件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円  [H22 1～四半期 実績] ・高知県生活福祉・就労支援協議会 ・(5月31日)  [H22 1～四半期 実績] ・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員10名を配置(高知市2名) [H22 2～四半期 実績] ・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員1名を配置(計11名) ・県社協窓口に貸付相談員を配置(1名)  ※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ  ○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人	○制度が十分知られているとは言えない ○貸付申請を行ってから、貸付が実施されるまで、審査等2時間要する  ◆セーフティネット施策の利用促進 ・国等と連携した円滑な利用促進  ◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化  ○今後の取り組み ・国の相談体制への支援が補正予算によりH24も継続となつたため、H24も引き続き生活福祉資金の窓口、相談体制の強化をはかっていく。	県 社 協 ・ 市 町 村 社 協						○制度が十分に周知されるとともに円滑で迅速な対応が図られる	○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる
	○高知刑務所 全入所者数:370名 うち、高齢者 又は障害者:88名 うち、受入先が ない者:33名 (H23.11高知刑務所調査)  ○H22年度の高知刑務所 退所者で、高齢または障 害で受入先がなかつた 者:16名 (H23.11高知刑務所調査)	◆地域生活定着支援事業 ○地域生活定着支援センターの運営委託 H23.6センター開設	◆利用者により近い市町村社会福祉協議会が主体となって実施する体制への移行  ◆関係機関等の恒常的な連携の構築 ・連絡推進委員会(効果的な連絡を協議) ・連絡協議会(実務者レベルの支援全体の協議) ・合同支援会議(個別ケースの支援協議)	矯正 施設 退 所 者						○矯正施設退所者に制度が知られるとともに、必要な福祉支援が行われ、退所者が地域で安定した生活を送ることができる。	○必要な福祉支援が行われることにより、矯正施設退所者が地域で安定した生活を送ることができる。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかったのか)	これから対策	対象者
事業名	区分	年齢			
4 災害援護対策の推進					
(1) 災害救助対策					
◆災害救助基金(H23.4.1) ○残高 257,138千円 ・現金 256,737千円 ・物資 401千円	・基金運営と流通備蓄の促進 [H22_1~四半期 実績] ・備蓄物資の選定、購入時期、保管場所の調整等 ・市町村担当者会の開催(6月25日) ・市町村備蓄の促進要請  [H22_2~四半期 実績] ・備蓄物資の購入 ・食糧 ……アルファー米 14,100食 ・水 ……7,050本(2Lペットボトル) ・保管場所 ……県内6ロック11ヶ所 (県の総合庁舎や一部市町村)  ◆県との供給協定の締結 飲料水:6事業者 ・物資供給:15事業者等	・備蓄物資の整備が遅れている [H22_3~四半期 実績] ・東日本大震災において、被災地へ支援物資を出した結果、ストックがない状態なので、早急な備蓄が必要。 ・流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 ・早急な備蓄物資の購入  ○今後の取り組み ・東日本大震災の事例を研究・分析し、備蓄量や備蓄ルールなどについて見直しの検証及び市町村との協議を行う。	・県、市町村と役割分担した計画的な備蓄 ・県としての一定量の備蓄の確保(5年計画) ・市町村備蓄の促進要請 ・流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 ・早急な備蓄物資の購入	県民	
◆市町村災害時要援護者避難支援プラン/全体計画への策定 ・国策定目標年次(21年度中) ・現策定期率70.6%(H22.10現在) (策定済24町村)	・避難支援プラン策定要請 [H22_1~四半期 実績] ・老施設協会での福祉避難所の説明と協力依頼(4月16日) ・福祉避難所調査依頼(1回目) ・母子児童福祉施設 10ヶ所 ・介護老人福祉施設 51ヶ所 ・介護老人保健施設 32ヶ所  [H22_2~四半期 実績] ・福祉避難所調査結果(1回目)の公表 ・福祉避難所調査依頼(2回目) ・老人ホーム 61ヶ所 ・通所介護事業所 227ヶ所 ・障害者福祉施設 144ヶ所  ◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成(H22.10現在) ・策定着手済20市町村  ◆要援護者台帳の整備状況(H22.10現在) ・整備済 5市町村 ・整備中 24市町村  ◆福祉避難所の指定・協定(H22.10現在) ・3市町5箇所	・市町村の意識不足と府内の連携不足 ・県としての実態確認と支援の不足  [H22_3~四半期 実績] ・全市町村での全体計画の策定を支援するともに個別計画に順次移行・実行 ・全体計画策定中市町村への支援 (H23年度までには策定予定 10市町村) ・個別計画の策定支援 ・要援護者台帳の整備促進  ○今後の取り組み ・地域福祉計画・実践活動の推進による要援護者を地域で支援する地域の支え合いの再構築を通じて、災害発生時の要援護者に対する迅速かつ確実な支援を実現 ・福祉避難所の確保・協定促進  [H22_4~四半期 実績] ・福祉避難所調査結果(2回目)の公表  ・情報伝達に配慮を要する方への支援体制の整備  ・灾害時要援護者等への啓発の推進	市町村等		
◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設への対応 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設数 627施設(H23.3.農林省管を含むと673施設) ・対策工施工済施設数148施設(H23.3) 危険箇所内の要援護者施設及び対策工施工済施設 高齢者施設 (179施設) 40 障害者施設 ( 83施設) 27 児童福祉施設 ( 7施設) 0 保育園等 ( 99施設) 26 幼稚園 ( 13施設) 1 小学校 (106施設) 26 義務学校 ( 4施設) 1 保健施設 ( 2施設) 0 区役所 ( 134施設) 27	・土砂災害等への対応要請(地域福祉政策課) 7/28 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設の調査 8/4 (地域福祉政策課・防災砂防課) ・府内連絡会議の開催(メンバー) 危機管理課: 危機管理・防災課 健康政策課: 医療政策課 地域福祉課: 福政、高齢、障害、児童、福祉 文化生活課: 私学・大学支援課 農業振興課: 農業基盤課 林業振興・環境課: 沿山林道課 土木部: 防災砂防課、河川課 教育委員会: 小中学校課、幼保支援課、特別支援教育課(開催) 第1回 H21.8月 第2回 H22.2月 第3回 H22.6月 以降、危機管理・防災課、防災砂防課、地域福祉政策課の三者で定期的な協議を実施 ・風水害に対する災害対応マニュアルの策定(地域福祉部4課:福政、高齢、障害、児童) ・災害対応マニュアル(離型)策定状況調査(高知市除く) ・施設立正等での策定状況の確認と策定指導 ・マニュアル策定状況調査(H22.9) 策定予定 164施設 策定未定 237施設 未回答 272施設	・土砂災害等に対する備えが不十分 ・対策工施工済施設が少ない。施工済みは約22%(148/673) ・危機管理課: 危機管理・防災課 健康政策課: 医療政策課 地域福祉課: 福政、高齢、障害、児童、福祉 文化生活課: 私学・大学支援課 農業振興課: 農業基盤課 林業振興・環境課: 沿山林道課 土木部: 防災砂防課、河川課 教育委員会: 小中学校課、幼保支援課、特別支援教育課(開催) 第1回 H21.8月 第2回 H22.2月 第3回 H22.6月 以降、危機管理・防災課、防災砂防課、地域福祉政策課の三者で定期的な協議を実施 ・風水害に対する災害対応マニュアルの策定(地域福祉部4課:福政、高齢、障害、児童) ・災害対応マニュアル(離型)策定状況調査(高知市除く) ・施設立正等での策定状況の確認と策定指導 ・マニュアル策定状況調査(H22.9) 策定予定 164施設 策定未定 237施設 未回答 272施設	・ハード対策】(防災砂防課、農業基盤課、治山林道課) ・ハード対策が必要な箇所の確定 ・今後の事業実施方針の策定 【ソフト対策】 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設再調査(更新) ・危険箇所内の災害時要援護者施設の情報共有(府内連絡会議メンバー) ・ほとんどの施設が風水害の避難計画未策定 ・防災に対する学習機会が少ない ・連絡会議での情報共有と今後の対策協議 ・防災学習会の実施(地域福祉部4課:高齢、障害、児童、福祉)	社会福祉施設等の要援護者施設・市町村	



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
								短期的な視点(平成23年度末)	中期的な視点(概ね10年先)	
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり	介護予防事業の取り組み状況  (1) 介護予防の推進～1	☆高齢者人口は増加しているが、特定高齢者の割合及び事業への参加者数は減少(国調査平成20年～21年) 高齢者人口215千人→239千人 基本チェックリスト実施率19.4%→19.4% 特定高齢者数3,771人(1.76%)→4,099人(1.72%) 特定高齢者施策事業参加状況502人→477人  ※平成21年度介護予防事業報告によると、平成21年度基本チェック実施率(全国平均)は30.1%、特定高齢者の決定率(全国平均)は2.23%であり、ともに全国平均を下回っている。  ☆介護予防特定高齢者施策の取り組みについて、運動器の機能向上プログラムは多くの市町村で取り組まれているが、その他のプログラムはほとんど取り組まれていない(国調査平成20年～21年)  運動器:22市町村→21市町村 栄養改善:1市町村→1市町村 口腔機能:3市町村→3市町村 その他:5市町村→5市町村 ※n=30	①介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催  より効率的な介護予防事業の実施が図られるよう、高齢者保健福祉推進委員会に設けられた介護予防事業評価のための部会を開催→平成20年度は専門部会を各々1回開催  ※平成21年度介護予防事業報告によると、平成21年度基本チェック実施率(全国平均)は30.1%、特定高齢者の決定率(全国平均)は2.23%であり、ともに全国平均を下回っている。	1. 介護予防の充実  ②介護予防事業の普及啓発を目的として、平成20年度は介護予防に関するパンフレットを作成し、配布。	1. 県下的な介護予防事業の実施状況や課題の把握が十分ではなかった。  2. 地域で継続的に介護予防事業を取り組めるようしくみ作りの検討が必要(事業の効果判定も含めて)  3. 基本チェックリスト実施率、特定高齢者決定率とともに全国平均を下回り、効率的な対象者の把握が出来ていない。また、特定高齢者の事業参加者も少なく(特定高齢者と決定されても元気な方が多い)、国の特定高齢者把握事業に課題がある。  4. 介護予防事業の普及啓発が不十分(市町村職員・介護予防事業従事者対象に研修会を開催し、介護予防の重要性の認識を高めてもらう。また、先進地事例の紹介等を行い、市町村で取り組めるよう支援する。  ※平成21年度は口腔機能向上をテーマ	1. 介護予防事業に関する市町村ヒアリングを全県下的に実施し、課題整理を行う。  ※福祉保健所との連携が必要(将来的には福祉保健所が中心に事業整理ができるように)  2. 県下で最も取り組まれている運動器の機能向上プログラムを中心とし、運動・口腔・栄養の複合的で効率的な介護予防事業の実施に関するしくみ作りの検討を行う ※運動器の機能向上に関する評価検討会  3. 「生活機能評価を受診した者」だけではなく市町村職員が事業参加が必要と認めた者等の市町村裁量を持たせることについて、国への要望を検討していく。  4. 運動器以外の取り組みについて、市町村職員・介護予防事業従事者対象に研修会を開催し、介護予防の重要性の認識を高めてもらう。また、先進地事例の紹介等を行い、市町村で取り組めるよう支援する。  ※平成21年度は口腔機能向上をテーマ	■地域の課題把握  ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況課題整理  取りまとめた情報を各市町村にフィードバック、及び福祉保健所ごと(ブロックごと)の課題整理  ■介護予防の推進に関する評価検討会 ・評価検討会の立ち上げ ⇒高知市、津野町のデータ収集及び効果の分析 ・運動携帯:医師会・高知県リハビリテーション研究会・高知県理学療法士会、高知市  ■介護予防事業に関する市町村ヒアリングを通じて県下の課題把握 ⇒平成21年度市町村ヒアリング結果から、「特定高齢者と決定されても元気な方が多い(判定基準に問題があるのでないか)」「アクセスの問題等で生活機能評価を受診できない人が多い」との意見が多く聞かれる。  ■介護予防に関する普及啓発(市町村職員への普及啓発) 口腔機能向上をテーマに、介護予防事業従事者への研修会を開催  市町村職員対象→高知市で考案された「かみかみ百歳体操」に関する研修(県下4ブロックで開催) 介護予防サービス従事者→高知市・幡多ブロックにて口腔ケアに関する研修会を開催	■住民主体のしくみづくりに向けた課題整理と個別支援 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/17～7/2 全市町村で実施 ・福祉保健所と課題や今後の方針について共有(8/4～8/11) ↓ 個別市町村の支援  ツールを活用した支援  ■介護予防の推進 ○介護予防事業の推進に関する評価検討会⇒5/20,2/15 * 地域ごとに、介護予防手帳を活用しての方針の確認  ■介護予防推進連絡会議 * 地域ごとに介護予防担当者会を開催  ■介護予防手帳を活用した普及啓発 ○県老連と連携し、リーダー養成研修を実施 ○民生委員・児童委員活動の場での普及啓発 ■広報番組の制作放送 ○住民が主体となっている取り組みについて、テレビ等を通じて視覚的に紹介  ○効果的な介護予防プログラムの検討 ※津野町において複合プログラムの実践 ⇒栄養改善・口腔機能向上検討会の開催(各3回開催)  ■介護予防の推進に関する評価検討会 ■介護予防市町村支援委員会及び専門部会の開催 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業(支援)計画の策定  ツールとして活用  ■住民主体のしくみづくり ※介護予防市町村支援事業費補助金 地域リーダー養成等と連携しながら実施  ■介護予防従事者の育成 ○認知症予防に関する研修会⇒8/5 開催 23名参加 ○口腔機能向上に関する研修会⇒4/16,17(幡多)、41名参加 4/21(津野町)、33名参加 ・施設職員:口腔機能向上に関する研修会(幡多地区)⇒10/9 56名参加 11/7 42名参加。 ・福祉保健所職員対象「介護予防実践講座」○⇒9/8 34名参加 口腔機能向上については、歯科医師会や歯科技工士会等と連携して統合的に開催	■住民主体のしくみづくりに向けた支援 ○福祉保健所・地域福祉政策課との取り組み方針の協議 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/13～6/23 実施 保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供ができる状況への支援  ツールを活用した支援  ■介護予防事業の効果を各市町村が認識し、効果的で効率的な事業展開の支援 保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供(介護予防の拠点づくりから地域の支え合いへ)  複合的な介護予防プログラムの実施市町村 20保険者 モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作り  複合的な介護予防プログラムの実施市町村 30保険者 モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作り	

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 構成:高齢者福祉課 】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっただけだったのか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
							H21	H22	H23	H24~H30
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進→2	県下の地域包括支援センター設置状況  設置数:34ヶ所(高知市5箇所、中芸広域連合1箇所、その他は市町村ごとに1箇所。うち、5ヶ所が社協委託)  ☆高齢者人口・要支援者数ともに増加(国調査平成20年→21年) 高齢者人口215千人→239千人 要支援者数9,721人→1,192人  ☆地域包括支援センター職員数は減少(国調査平成20年→21年) 職員数157.6人→153.9人(非常勤職員含む)  (H22.5.1現在: 65歳以上人口3,000人以上で主任ケアマネ不在 佐川町、宿毛市)  ☆介護予防支援(予防給付プラン)については介護報酬単価が低く(1件4120円)、居宅介護支援事業所への委託が困難な状況にある。 →地域包括支援センター職員は介護予防支援(プラン作成)に追われ、包括的支援事業の取り組みが不十分。  平成17年度→6名 平成18年度→6名 平成19年度→4名 平成20年度→3名	2. 地域包括支援センターの機能強化  ①地域包括支援センター職員研修(初任・現任)  地域包括支援センターでの業務(予防プランや困難事例への対応等)についての研修に参加することで人材育成を図ることを目的。 →(財)長寿社会開発センターに研修を委託。  平成17年度→52名 平成18年度→初任研修6名、現任研修30名 平成19年度→初任研修15名、現任研修19名 平成20年度→初任研修8名、現任研修16名 平成21年度→初任研修11名、現任研修15名  ②介護予防支援指導者研修  介護予防支援従事者研修における講師として、必要な知識及び技術を習得してもらうことを目的。 →(財)長寿社会開発センターに研修を委託。	1. 地域包括支援センターの現状や課題が把握・整理出来ておらず、人材育成のための研修開催(委託)だけにとどまっていた。  ※地域ケア担当及び各福祉保健所との連携が必要	★課題整理・方向性の確認 地域包括支援センターの現状と課題の整理  地域包括支援センターを支えるコーディネート機関として地域包括支援センターの機能強化を図る。	■地域包括支援センターの機能強化 ☆ブロック単位で課題に対する取り組みの実施 * 介護予防事業の実施(6/17~7/2)  ☆地域包括支援センター職員研修の開催(10/16 82名参加) →地域包括ケアシステム構築に向け、地域包括支援センター期待される役割についての研修  福祉保健所を中心に、地域包括支援センター体制強化への支援 ↑ 果たすべき機能について、具体的な事例を通じて検討していく  ☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての難易度)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する ※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1  ⇒6/4 第1回検討会議開催 * 介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全般について検討していく - 地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ⇒9月 神戸市・門真市・前橋市視察研修 ⇒10/15 第2回検討会議開催 - アンケート集計結果の報告 - 視察研修報告 * 介護予防支援の簡素化+負担の大さい権利擁護業務についての支援強化へ ⇒12/24 第3回検討会議開催 ⇒1/20 第4回検討会議開催 - 介護予防支援業務の負担を軽減させるための介護予防ケアマネジメントマニュアルの完成 - アンケート調査から得られた課題をもとに、次年度事業計画を立案	新 地域包括ケア推進事業 H23予算:3,037千円 *地域ケア会議の実施研修 - 地域包括支援センターが地域包括ケアの中核機関としてのコーディネート機能を発揮できるような体制整備への支援を行う - 南国市をモデルとし、保健所を通じて成果を県下の全市町村に周知する。 - 行前打合せ(4/28)、第1回(6/4)、第2回(7/8)、公開講座(7/31)、第3回(8/15)実施、第4回(9/17)、第5回(10/29)、第6回(11/26)、第7回(12/21)  報告書の配布や、「介護予防支援指導者・従事者研修」を通じて県下に普及・啓発していく	県下全域での実践にむけた取り組み	地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの拠点としての位置づけの明確化	地域包括支援センターが介護予防支援だけではなく包括的支援事業に適切に取り組めるような体制への支援	地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの拠点としての位置づけの明確化
	一方、介護予防支援専従職員を配置し、上記課題を改善している事業所も増えている。 (国調査平成20年→21年) 専従職員を配置している事業所数17ヶ所→24ヶ所  ☆包括的支援事業の取り組み状況(国調査平成20年→21年) 包括的支援事業・任意事業費(平成20年度→21年度) 178,981,705円→165,551,217円 総合相談件数27,278件→34,898件(うち、平成21年度権利擁護に関する相談は1,893件) 処遇困難事例への支援(国調査平成21年度実績) 25市町村で696回開催 研修会の開催(国調査平成21年度実績) 22市町村で164回開催 ケアマネジメント支援(国調査平成21年度実績) 18市町村で601回開催  地域包括支援センターが抱える迎撃課題(国調査平成21年度実績) 医療機関との迎撃課題あり→25市町村 地域のインフォーマルサービスとの迎撃課題あり→22市町村	2. 研修受講者のフォローアップの機会がなく、研修参加がどのようにスキルアップにつながった等の把握ができていない。  3. 介護予防支援従事者研修 地域包括支援センター職員・居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の他の研修事業との連携が図れていない。  平成17年度→362名 平成18年度→226名 平成19年度→53名 平成20年度→98名 平成21年度→85名	2. 研修の開催方法について、外部委託だけではなく、地域包括支援センターのニーズに応じた研修企画の検討。  3. 主任介護支援専門員研修・介護支援専門員実務者研修等と連携し、一貫した研修・人材育成体制の検討。  ※介護人材担当との連携が必要	●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修) ☆研修内容の検討 - 現任者研修参加者が初任職員研修の講師を務める等の仕組みの再検討 - 研修内容についてのニーズ確認  ●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修) ☆一貫した研修・人材育成体制の検討 - 6月~12月 8回開催(定員10名) ⇒6/8~12/10 実施12名受講  ケアマネジメントリーダー養成研修(新規) H22~24 フローラップ研修 H23~	新 地域包括支援センター研修企画会議 H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化 - より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)、第2回(6/30)、第3回(7/17) 新 地域包括支援センター職員研修 H23予算:499千円 ・企画会議での協議内容をもとに、職員が、センターの役割・意義等について理解を深めるための研修会の実施。→初級研修(6/16~7/1) - 二級研修(7/24~8/19) - 三級研修(8/26~10/28、12/15)開催  一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取り組み ・機能発揮のための研修の実施	【地域包括ケアの5つの柱】 ①医療との連携強化②介護サービスの充実強化③予防の推進④見守り、配食、買い物など生活支援サービスの確保や権利擁護など⑤高齢期になってしまって住み続けることのできるパリアフリーの高齢者住まいの整備	一貫した研修・人材育成体制の確立			

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者 区分 年齢	中期的な視点(平成23年度末)			中長期的な視点(概ね10年先)		
							H21	H22	H23	H24~H30	目標すべき姿	
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2) 生きがいづくりと在宅生活の支援	・高知県の高齢化率は全国平均より先行している。 高知県 27.8% / 全国 22.1% ・団塊の世代が大歓送迎の時期を迎える。この世代は多様な価値観を持つ「新」高齢者であるため、柔軟な事業展開で、生きがいづくりを支援していく必要がある。	①高齢者の生きがい・健康づくり  ・1~4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 ・1~5の事業を実施、広報することで、高齢者やその地元民への生きがいの重要性の啓発 ・6の事業は高齢者の生きがいづくりと併せて地域での支え合いを促進  ②各参加者の推移 (H19→H20→H21) 1. こうちシニアスポーツ交流大会開催 (1,46名→1,176名→1,132名) 2. ねんりんピックへの選手派遣 (1,23名→87名→1,26名) 3. シニア健康づくりリーダー講習会開催 (372名→514名→196名) 4. オールドパワー文化展の開催 (出品数4,95点→4,80点→5,33点) (来場者数4,994名→4,805名→4,892名) 5. 高齢者情報誌「五手箱」の発行 (発行部数 毎年5,000部×4回) 6. シルバー介護士活動支援事業 (総会75名→72名→53名) (研修55名→97名→77名) 7. 各種団体との連携・協力による生きがい・健康づくり支援事業	・これから事業の対象者となる「新」高齢者のニーズに対応するための見直しができていない ・事業の参加者が高知市内、近郊に偏る傾向にある。 ・事業のマンネリ化 ・参加者の固定化、高齢化	おおむね60歳以上	参加者の拡大を目指し、事業を見直しながら実施	ねんりんピック、「新」高齢者対策を視野に入れ、各事業の内容を統一直し			・多様化する高齢者の生きがいづくりに対する施策の構築 ・世代を超えた交流の場の整備の促進 ・団塊の世代が高齢者となる時期に対応した生きがいづくり事業の構築 ・生きがいづくり活動への参加促進のための幅広い情報提供	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていかれる社会の構築		
	県の方針  2013年開催のねんりんピックに向けて、取組を盛り上げていく。									平成25年度ねんりんピック高知県開催	介護事業の観点もふんだんにいざなうべき構築 ・高齢者が、それぞれの地域で様々な活動に引き続き取り組んで、活性化につなげていく	
	・高齢者の生きがいづくり活動状況の多様化により、老人クラブの組織加入率低下傾向は進んでいる。 ・老人クラブの組織率は低下しているものの、県下では最大の高齢者の組織である。	●老人クラブの活動助成  概ね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブの活動を支援することで、高齢者の教育向上、健康の維持、地域社会との交流活動等を促進し、高齢者福祉の向上を図った。	●組織について (H21年度→H22年度) ・加入率(18.7%→17.0%) ・市町村老連数(32老連→31老連) ・クラブ数(824クラブ→785クラブ) ・会員数(31,954名→30,386名)	【地域老人クラブ活動】 補助先: 市町村(中核市を除く) 補助対象事業: 単位老人クラブへの活動助成、市町村老人クラブへの活動助成、介護予防支援事業、地域支え合い事業等に対する助成	・地域で活動をしているが、県の補助事業からは外れている市町村がある ・市町村により、事業に対し温度差がある。 ・組織率の底上げ ・組織率と市町村老連の連携不足	おおむね60歳以上	・事業の活性化、効率化 ・平成25年のねんりんピック高知県開催に向けた、事業参加人口の拡大と組織の強化 ・老人クラブの枠にとらわれず、地域の活性化と高齢者自身の心身の健康づくりのために、事業を実施 → 会員の拡大と事業の活性化 → 地域の介護予防につながる	・市町村老人クラブ連合会の会員を高めるとともに、「若手高齢者組織化・活動支援事業」に重点を置いて活動するために、市町村への補助金交付要綱を改正	・県老連を通じ、市町村老連の活性化を図り、市町村老連のあり方や実施方法などの見直しを行なう。 ・市町村担当者の意識改革(説明会の実施など)	・地域住民から「見える活動」=地域支え合い事業の強化	・高齢未加入市町村老連の加入促進 ・県老連の新公益法人移行に伴う体制の整備 ・新たな生きがいづくり事業の考察 ・組織率の向上を模索 ・ねんりんピック開催にむけて連携の強化 ・ねんりんピック県老連主催事業の実施	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていかれる社会の構築
	(参考: S52年・全盛期) ・加入率 49.5% ・クラブ数 1,141ヶ所 ・会員数 68,203名	【高知県老人クラブ連合会活動】 補助先: (財)高知県老人クラブ連合会 補助対象事業: 県老連が実施する、活動推進員設置(人件費)、健づくり、介護予防事業、地域支え合い事業等に対する助成	・県老連の組織に加入していない市町村老連がある(高知市、大月町、三原村) ・県老連と市町村老連の連携不足 ・組織の連携率の低下 ・新公益法人制度にかかる公益財団法人への移行認定事業	・事業の活性化、効率化 ・県内最大の高齢者組織力を活かした事業の実施 → 会員の意識改革(県老連の存在意義) → 県老連と市町村老連の連携の強化 ・平成25年のねんりんピック高知県開催に向けた、事業参加人口の拡大と組織の強化	おおむね60歳以上	県老連の組織に加入していない市町村老連に対して、加入の働きかけを行う。 介護予防に関する研修会の実施	老人クラブ活動への補助(老人クラブ活動育成事業費) H22予算: 50,534千円	(H23予算: 50,617千円) ・健づくり・介護予防事業として、「介護予防リーダー」の育成と仕組みづくりの実践活動の推進を行う。 → ブロック別研修会に講師として参加(5/11中央西: 90名、5/12安芸: 130名、6/3中央東: 85名、6/28幡多218名、6/29奈良82名)合計595名	ねんりんピック開催後も連携を取り事業を進めていくための関係づくり	全国の状況も踏まえ、老人クラブ全体の加入率向上や新たな生きがいづくり体制の整備を考察していく必要がある。		
	・高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成17年国勢調査) 全国62.1%、高知県83.2% ・平成19年度の県民世論調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどうのうにしたいか」の問い合わせに対する回答、「現在の住宅を改造して住みやすくする」が6.3%で最も高かった。 ・都部では昔ながらの家が多く、尼呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化になりの改修を要する。 ・介護保険制度の住宅改修は、金額的にも工事内容的にも割引が多く、ニーズに応えることが困難。 ・公民館や地区の集会所は建物自体が古くバリアフリー化されていない所が多い。	●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進  【住宅等改修支援】 補助先: 市町村(中核市を除く) 補助対象事業: 1. 在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1~2、介護度1~5のいずれかに認定された方が居住する建築物の改修や改築を行う場合 2. 地域での総合的な在宅生活支援等に必要な建築物の改修や改築を行う場合 3. 在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1~2、介護度1~5のいずれかに認定された方が居住する建築物の改修や改築を行う場合 4. 在宅で安心して生活を送るために支援 ・平成1.8年度 21,352千円 28市町村 82件 ・平成1.9年度 22,215千円 25市町村 88件 ・平成2.0年度 15,802千円 18市町村 63件 ・平成2.1年度 16,974千円 22市町村 65件 ・平成2.2年度 17,157千円 20市町村 66件	・事業を実施していない市町村があるため、受益者に偏りがある。 ・事業の認知度が不足(建築物の所有者が教育委員会などの場合、事業の存在を知らない可能性がある) ・対象者に本当に必要な改修かどうかの判断が困難な場合がある	・在宅生活支援の基礎となる事業なので、今後も継続していく。 ・市町村が事業を実施しない理由を把握し、事業実施の方向へのサポートを行う。 ・市町村の住宅改修担当者と生きがいづくりの事業にかかる部署との連携。 ・市町村担当者、包括支援センター、ケアマネを対象とした、専門家による住宅改修の研修会の実施や、個別相談に対応できる環境の整備	介護保険制度 要支援 1~2 要介護 1~5	・事業を実施していない市町村に対して、実施を働きかける。 ・研修会の実施 ・個別相談に対応できる環境の整備 ⇒ H22予算: 土佐清水市、佐川町 H21 未実施のうち笠戸市、土佐市、仁淀川町、橋陽町、黒潮町で申請あり	・事業を実施していない市町村にて、アドバイザー派遣事業の検討 ⇒ H22予算: 23,450千円 H22予算: アドバイザー派遣事業 H22予算: 572千円 ・必要に応じて、事業実施基準を見直す。	(H23予算: 589千円) ・高齢者が安心して生活できるよう住宅改修への補助(高齢者生計改善支援事業費) ⇒ H22予算: 572千円 ・必要に応じて、事業実施基準を見直す。	・在宅の要介護者等が身体状況に応じて安全かつ利便性に優れた改修・改築補助を実施 ・利用者にとって有益な事業となるよう所定要件、補助対象事業などを適宜見直す。 ・各市町村や要介護者への事業の周知の継続	在宅介護に配慮し、住宅の改修について補助を行い自宅での生活に不安のある高齢者などが、安心して生活できる環境の創出。 ・要介護者等が居住する住宅を身体の状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築し介護者の負担軽減を図り、要介護者の福祉の増進を図る。		

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 (今後何を実施するか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり  (1) 地域ケア体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいで生活したいと答えている。</li> <li>○住民座談会では、元気なうちは先のがイメージできない、考えないようしているといった意見がある。 ※H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するために必要なことは? ↓ 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること」との回答が最も多い。</li> <li>○認知症高齢者数 ⇒H23年26千人(H19年23千人)と増加する見込み。</li> <li>○施設系サービスをできる限り一人暮らしの重度の高齢者などを中心に提供すると、在宅サービスへのニーズが上昇する見込み。特に要介護1の方のニーズは、2.3倍の見込み。</li> <li>○介護者の入院等による緊急受入申込みに対して、断った件数が148件に上っている。</li> <li>○見守りが必要と思われる方 ⇒H47年12千人を超える見込み(H17年約8.6千人の1.4倍)</li> <li>○介護保険の適用がある在宅医療的なサービス(居宅療養管理指導、訪問看護など)はH47にはH17の約2倍のニーズが生じると見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取り組みに対する援助金の創設。 ・H20=11団体12事業 ・H21=H20から継続 10団体11事業 H21新規 5団体6事業 ・H22=H21から継続 4団体4事業 H22新規 5団体5事業</li> <li>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。 (介護保険施設合計も全国7位)</li> <li>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、業務に追われ、包括的・継続的ケアマネジメント(住み慣れた地域で暮らすことができるよう多職種や施設、地域の関係機関との連携等)が十分ではない。</li> <li>○地域ケア体制整備フォーラップ会議の開催 ・H20=1回 ・H21=3回 ・H22=2回</li> <li>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20=シンポジウムの開催、各種団体の総会、勉強会への参加 ・H21=住民座談会の開催(各福祉保健所で実施) ・H22=シンポジウム、住民座談会の開催(各福祉保健所で実施)</li> <li>○認知症キャラバン・メイトの養成(H20～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。 (介護保険施設合計も全国7位)</li> <li>○住民座談会を通して県民意識の高揚と見守り体制の構築などの支え合いの仕組みづくりにつなげていく。</li> <li>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。</li> <li>○ケアマネジャーは、医師の数が多いと感じており、高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</li> <li>○必要としている介護サービスを組みたいが、事業所が市町村内にないなどによりサービスが組めない地域がある。</li> <li>○中山間地域に不足しているサービスを提供する事業者(社協含む)への赤字補てん補助や制度改正の要望。</li> <li>○中山間地域では、家までの訪問するまでの移動に時間がかかり、経営が成り立たない。</li> <li>○ショートステイの空床状況を見ると、空床が点在しており、1週間といった一定期間の利用ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ケア体制整備補助金を活用した事業の継続実施や、他の地域・市町村での取り組みとなるようにつなげていく。</li> <li>○住民座談会を通じて県民意識の高揚と見守り体制の構築などの支え合いの仕組みづくりにつなげていく。</li> <li>●高齢者居住安定化計画、高齢者保健福祉計画との一体的推進</li> </ul>	高齢者とその家族	<p>【H23予算】 6,000千円</p> <p><b>在宅での生活支援体制の構築に向け、短期的な取組に関する先駆的・モデル的な事業の推進</b></p> <p>→他の国域・市町村へ広げていく</p> <p>短期的な取組の達成状況の確認、課題を次年度の事業に反映</p> <p>①在宅医療の充実・強化 ②在宅介護の充実強化 ③在宅医療と在宅介護の連携強化 ④高齢者の日常を支える仕組みづくり ⑤高齢者の住まいの確保 ⑥認知症対策の充実</p> <p>高齢者居住安定化計画、高齢者保健福祉計画との一体的推進</p> <p>（取り組み例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション連絡票を活用した在宅復帰の事例検討(医療・施設等の連携) (安芸郡医師会、土佐長岡郡医師会、須崎市、高岡郡医師会など)</li> <li>・市町村が主体となり、地域の高齢者の集う会等へ出向き連絡票を一人ひとりが記載・保管する取り組みの実施。</li> </ul> <p>今後、各市町村での取り組みへと繋げていきたい。</p> <p>【H22申請】 9件</p> <p>【H23申請】 5件 (23年11月末現在)</p> <p>県民への啓発、意識改革 ⇒ シンポジウム、住民座談会の開催</p> <p>▷シンポジウム開催(中央東管内)</p> <p>自分たちが住み慣れた自宅や住まいでの人らしい生活ができるようにしていくために、ご自身の暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出来ることはいかないか?を住民一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催。</p> <p>認知症キャラバン・メイトの養成 (キャラバンメイトへのフォローアップも含む。)</p> <p>実施主体を市町村等 ～バトンタッチ</p> <p>認知症サポーターの養成(市町村等が主体となり実施)</p> <p>緊急用ショートステイ体制づくり</p> <p>【H23予算】 26,067千円</p> <p>在宅での介護者の「もしも」に備え、 ・緊急用ショートステイ受入に向けた相談・紹介を行う窓口の設置 ・特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを緊急用として確保など</p> <p>22年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急ショートステイ体制づくり協議会設立(4月21日)</li> <li>○緊急ショートステイベッド確保可能な特養の意向調査、選定</li> <li>○緊急ショートステイ相談窓口の募集(~6月28日)、審査(7月21日)</li> <li>○ケアマネへの事業説明実施(7月12日、15日)</li> <li>○緊急用ショートステイベッドの確保事業開始(8月1日 14施設17床)</li> <li>○相談窓口の開設(契約9月7日 開設10月1日)</li> <li>○居宅介護支援事業所等への緊急用ショートステイに関するアンケート調査(11月) 22年度利用者89名、利用日数569日</li> </ul> <p>訪問看護支援事業 【H23予算】 3,952千円</p> <p>(H22実施、地域医療再生計画) (H23～24実施予定、国費)</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅療養環境を充実していく。</p> <p>【事案例】(注)今後、事業内容を要検討。 ・コールセンター支援事業(利用者、ケアマネジャー等からの相談内容に応じ、訪問看護ステーションへ連絡)など</p> <p>22年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問看護相談窓口の設置(4月1日)</li> <li>○市町村への広報資料提供(6月3日)</li> <li>○ケアマネへの資料配付(7月12日、15日)</li> <li>○県政出前講座での資料配付(10月15日)</li> </ul> <p>22年度実績:相談件数85件 コンサルテーション回数14回</p> <p>関連する取り組み</p> <p>◆あつたかふれあいセンター、認知症高齢者支援事業(コールセンターの設置、認知症サポート医の養成など)など</p>					
										【中長期的な視点】	地域ケア体制の整備(H47年に向けて) 高齢者が医療や介護を必要な状態になても、可能な限り住み慣れた自宅や住まい、個人として尊厳を保持、生きがいを持ってその人らしい生活ができるような体制を構築されている
										◆様々な選択肢の医療や介護のサービスがあり、本人や家族の希望に応じて、お互いに不安や負担を感じることなく最後まで自宅や住まい自分で自分らしく生活ができる。	◆いつまでも地域での生活者として暮らせるように、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場が十分に確保されている。
										◆医療や介護の関係者、県、市町村だけではなくて、地域の様々な人々が手をつなぎ連携して高齢者の暮らしを日常的に支えている。	
										【短期的な視点】	◆地域での生活支援体制の構築
										① 在宅医療の充実強化 ・在宅療養支援診療所の届出促進 ・訪問看護ステーションの充実・強化 ・医療機関、訪問看護ステーションなどのネットワーク化	② 在宅介護の充実強化 ・地域の在宅高齢者を支える拠点として老人保健施設や特別養護老人ホームの機能の充実 ・高齢者の様々なニーズに対応できる在宅介護サービスの充実
										③ 在宅医療と在宅介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 ・地域リハビリテーション連絡票の活用促進 ・地域包括支援センターの機能強化	④ 高齢者の日常生活を支える仕組みづくり ・社協、民生委員・児童委員等による見守り活動の強化
										⑤ 高齢者の住まいの確保 ・地域のニーズに即した多様な住まいの整備	⑥ 認知症対策の充実 ・認知症に対する正しい知識の普及と啓発など

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進</li> <li>入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。</li> <li>住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。</li> </ul> <p>65歳以上人口当たり療養病床数は、全国最多</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床数(H23.3月現在)           <ul style="list-style-type: none"> <li>医療療養 4,019床</li> <li>介護療養 2,428床</li> <li>計 6,447床</li> </ul> </li> <li>・介護療養病床からの転換はなし。</li> <li>転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換)</li> <li>・療養病床の転換意向状況(平成22年4月時点)では、未定・検討中の病床数は38.9%</li> <li>未定・検討中の病床割合           <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒医療療養25.7%</li> <li>介護療養60.6%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等</li> <li>○国への提案・要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設基準の緩和(老健、特養の面積基準)</li> <li>・老人保健施設の体制の強化</li> <li>・特別養護老人ホームの設置主体の規制緩和</li> </ul> </li> <li>○介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H24年度の介護報酬、診療報酬の同時改定の動向が気になっている。</li> <li>⇒H21年度の介護報酬改定で介護療養と介護療養型老健の報酬差は小さくなっているが、依然、介護療養の方が高い状況にある。</li> <li>【転換計画の見直しとなった場合】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H18年10月の医療機関アンケート(入院患者の状態にふさわしい施設)の結果をもとに介護療養病床の必要数を再度検討。               <ul style="list-style-type: none"> <li>→課題: 医療機関のヒアリングの際に、患者の介護度は上がっているという声があり、同じ96でよいのか要検討。</li> <li>→しかし、再度、同様のアンケートを実施した場合は、患者の状態以外の面での回答があると予想される。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>対象者 区分 年齢</p> <p>療養病床を有する医療機関及び市町村</p>	<p>H21</p> <p>転換の促進・転換支援の実施 ⇒ 今後の動向を注視!</p> <p>【H23予算】 148,700千円</p> <p>医療機関への転換意向調査(H21年6月1日及びH22年1月31日現在)</p> <p>医療機関への転換意向調査(H22年5月～6月実施)</p> <p>※転換意向調査結果概要(H22.4末現在)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定、検討中の病床: 38.9%</li> <li>・未定、検討中の病床割合:               <ul style="list-style-type: none"> <li>(医療療養) 25.7%</li> <li>(介護療養) 60.6%</li> </ul> </li> </ul> </p> <p>※転換意向調査結果概要(H23.9.1現在)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定、検討中の病床: 41.9%</li> <li>・未定、検討中の病床割合:               <ul style="list-style-type: none"> <li>(医療療養) 9.9%</li> <li>(介護療養) 94.8%</li> </ul> </li> </ul> </p> <p>転換施設種別が未定・検討中の医療機関との個別面談(22機関と実施済)</p> <p>⇒H21年度は中断</p> <p>【(国)患者の実態調査を実施】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護療養病床では医療度の低い患者の占める割合が医療療養病床よりも高く、機能分担が進みつつある。</li> <li>・介護療養病床において、今後の適切な療養場所として介護療養病床を選択した割合は57.5%、介護施設や自宅を選択した割合は、32.3%。</li> </ul> </p> <p>【(国の考え方)】           <ul style="list-style-type: none"> <li>介護療養病床の平成23年度末の転換期限は6年間延長(閣議決定)</li> </ul> </p> <p>介護療養病床の転換期限を平成30年3月31日に延期するとして、介護保険法が改正された(6/15)。</p> <p>医療機関の転換意向の把握</p> <p>個別相談の実施 (国の転換支援策が明確になり次第)</p> <p>療養病床転換に関する国の動向の情報収集及び提供</p>	<p>H22</p>	<p>H23</p>	<p>H24～H30</p>	<p>○急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受け入れ機関としての役割を担う。</p> <p>○退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。</p>		

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目標すべき姿			
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
(1)地域で支え合う仕組みづくり	中山間地域における介護サービス等の確保対策	<p>高知県の老人人口比率は、県全体で28.2%だが、町村部では36.4%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H23.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。</p> <p>住み慣れた地域で暮らすたっても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。 </p>	<p>中山間地域介護サービス等あり方研究事業(日本福祉大学との共同研究)</p> <p>○日本福祉大学と共同して、介護サービスや福祉ニーズの調査を実施。調査対象:大豊町、土佐町、日高村、仁淀川町</p> <p>○市町村社協の事業活動の実態把握のため、現地調査を行うとともに、経費、移動時間等の調査を行った。</p> <p>○市町村、県社協、市町村社協、福祉関係機関と、中山間地域での課題について整理を行うとともに、介護保険と地域福祉の連携や生活支援等の方法について協議を行った。</p> <p>○介護保険サービスと地域福祉を総合的・一体的に提供していくための人材養成へ向け、研修、意見交換等を行った。</p> <p>○全保険者において、介護給付実績調査を実施し、それぞれの特徴を分析、検討を行った。</p>	<p>介護保険を実施している市町村社協の介護サービス提供時の移動時間等について調査を行ったが、記録が整理されていなかつたり、つけられていなかつたことから、詳細な分析ができなかつた。</p> <p>市町村の財政悪化により住民の福祉ニーズに対する施策の実施が困難。</p> <p>道路事情等が悪く、夜間の対応や重度の在宅介護者を支えるしくみづくりが困難。</p> <p>少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難。</p>	<p>中山間地域の介護サービスを支える事業者に対する支援策を創設。</p> <p>今後、中山間地域であっても、必要な介護サービスが十分に行き届くよう、事業を実施していく。</p> <p>中山間地域での介護サービスを維持継続していくために、サービスを支える事業者に対して、県独自の支援策の実績効果を踏まえ、国に提案していく。</p> <p>国への提案や制度の修正等のため、定期的な事業の実績把握や事業者からの意見をもとに、課題検証を行っていく。</p> <p>○事業の効果をあげるための対策 ・市町村に対する事業の必要性の理解促進 ・補助対象となる事業者へ、遠距離地域での十分なサービス確保の働きかけ</p>	<p>中山間地域の高齢者、家族介護者、介護・福祉サービスを行なう事業者</p>		H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望	市町村の対応状況:(対象:28市町村) ○当初予算で実施:8市町村 ○6月補正対応:5市町村 H23年11月末現在、13市町村による実施	市町村の対応状況:(対象:28市町村) ○当年度末～4月初 県補助要綱発出 市町村要綱参考案の提示、個別支援 ○4月12日 当初予算計上市町村への説明、意見交換実施 ○4月20日 全市町村に対して事業説明実施	事業実施に向けたフォロー: ・事業所所在市町村との検討会実施(6月～10月) サービス確保のための支援策とりまとめ(10月) 中四国民生部長会議として中山間地域における介護サービスの維持継続のための支援策を国へ要望。(8月)	中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施 (8～11月) 事業実施状況の確認 効果検証、課題抽出 実績を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ提案	【研究成果等の反映】 ・高齢者保健福祉計画(県、市町村)への反映 ・中山間地域の未充足ニーズ(介護、生活支援、住まい、移動手段など)対策の検討 【一体的な取り組み】 第5期以降の高齢者保健福祉計画・介護保険事業(支援)計画の実施 地域ケア体制整備構想への反映 ・中山間地域における保健・医療・福祉を継続していく仕組みづくりの推進	中山間地域においても、高齢者が必要なサービスを受けられるしくみの充実、確保のための制度の整備。	中山間地域における介護、福祉サービス制度が確立し、住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしていくけるしくみの構築

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿					
						H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり  (2) 施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県内特別養護老人ホームの待機者 H22年11月末で、3,047人（うち在宅555人）</li> <li>◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国35位 介護老人保健施設 全国44位 介護療養型医療施設全国 1位（平成22年3月末現在）</li> <li>◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 9.6%（平成21年度）</li> <li>◆介護コストへのはね返り ◇一人当たりのサービス費 全体 209.0千円（全国 2位） 居宅 121.3千円（全国 16位） 施設 318.1千円（全国 1位）</li> </ul>	<p>1 介護サービスの充実・確保</p> <p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進</p>	<p>●特養入所待機者の解消</p> <p>◆介護基盤緊急整備事業費補助金</p> <p>●バランスの取れた施設整備</p> <p>◇個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供</p> <p>◇地域の実情に応じた施設整備</p> <p>●施設の居住環境の向上</p> <p>◇個室・ユニット化の推進</p> <p>◇スプリンクラー等防火安全設備の整備</p>	<p>・小規模特別養護老人ホーム 2カ所</p> <p>・小規模ケアハウス 2カ所</p> <p>・認知症グループホーム 12カ所</p> <p>・小規模多機能型 22カ所</p> <p>・介護予防拠点施設 2カ所</p> <p>・認知症対応デイサービス 11カ所</p>		<p>◆22年度末実績</p> <p>・小規模特養 1カ所</p> <p>・小規模ケアハウス 1カ所</p> <p>・認知症GH 10カ所</p> <p>・小規模多機能型 2カ所</p> <p>・介護予防拠点施設 2カ所</p>		<p>◆22年度末実績</p> <p>・特別養護老人ホーム 1カ所</p> <p>・小規模多機能型 11カ所</p> <p>・有料老人ホーム 7カ所</p> <p>・老人保健施設 2カ所</p>		<p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進</p>	<p>・県内どこに住んでも必要な介護サービスが受けられる。</p> <p>・在宅でも施設でも状態に応じた質の高いサービスが受けられる。</p>
			<p>◆介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金</p>							設置義務のある全施設がSPを設置する。	
			<p>◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業費補助金</p>				<p>・スプリンクラー 24カ所</p> <p>・自動火災報知設備 17カ所</p> <p>・消防機関通報設備 9カ所</p>			全ての認知症グループホームにSPを設置する。	

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 事業所間の連携及び関係機関との連携が十分でなかつた。	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり  (3) 介護サービスの充実と向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆少子高齢化に伴い、福祉・介護を支える人材の確保が緊急の課題。</li> <li>◆介護福祉士等の資格を取得しながら、介護・福祉分野で働いていない者が多数存在する。</li> <li>◆養成校での定員割れにより、若い人材の参入が減少している。 ※H22定員充足率64.4%</li> <li>◆介護の分野の仕事は、きつく、収入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。</li> </ul>	<p><b>1 福祉・介護人材の確保対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業者を対象とした取組</li> <li>・複数事業所連携事業 県社協にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助を行う。</li> <li>・福祉介護人材マッチング支援事業 県社協に支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者とのマッチングを行う。</li> <li>◆従事者を対象とした取組</li> <li>・21年4月介護報酬のアップ</li> <li>・一定の待遇改善が図られたが、充分ではない。</li> <li>・職員のモチベーションを上げるために、キャリアアップを支援する研修などの取り組みが必要</li> <li>・職員が外部研修等に出やすい環境作りの支援が必要</li> <li>◆介護の仕事に关心のある人を対象とした取組</li> <li>・進路選択学生等支援事業 養成校に配置された専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の内容や魅力を伝える。</li> <li>・福祉・介護の仕事のイメージアップ対策の実施</li> <li>・早期離職を防ぐため、就職希望者にあらかじめ職場体験を行う機会の提供が必要</li> <li>・職場体験事業の拡充 福祉・介護の仕事に興味ある者への職場体験の場を拡充する。</li> <li>・県社会福祉協議会に配置された、キャリア支援専門員が、県内の高校の就職アドバイザーに福祉・介護の仕事を説明するとともに、高校生に職場体験事業の参加を勧める。</li> <li>◆県民への意識啓発</li> <li>・関係機関が連携して、啓発を行うため、21年度に福祉・介護人材確保推進協議会を立ち上げ。</li> <li>・関係機関が連携した取組体制の確立</li> <li>・県民向けの啓発事業の実施</li> <li>・福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催</li> <li>・県民に仕事の内容や魅力を伝えるための啓発事業を行っていく。</li> </ul>	<p>事業の周知と、事業所間のコーディネイトに力を入れ、小規模事業所が連携して事業が実施できるよう、環境づくりを進める。</p>	<p>・複数事業所連携事業 1ユニット(H21)→2ユニット(H22)→10ユニット(H23) H22 42ユニットが事業実施 研修参加者数:1,388人(延べ) H23予算額:9,297千円 社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1)</p> <p>・福祉介護人材マッチング支援事業 アドバイザー1名(H21)→3名(H22)(H23) H22 ハローワークでのセミナー開催(72回)・職場訪問・職場紹介、研修会の開催・パンフレット作成 H23予算額:11,785千円・社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1) ハローワークでのセミナー開催・職場訪問・職場紹介、研修会の開催・パンフレット作成・高校生へのセミナーの実施</p> <p>・待遇改善対策事業 546/705事業所 (H22.3月現在)</p> <p>・キャリア形成訪問指導事業 579/746事業所 (H23.3月現在)</p> <p>・キャリア形成訪問指導事業 補助先 介護福祉士養成専門学校他 1校(H21)→3校(H22)→2校(H23) H22 2団体が17事業所に実施(研修参加者:1,176人)</p> <p>・キャリア形成訪問指導事業 ・緊急雇用創出介護職員養成支援事業</p> <p>・緊急雇用創出介護職員養成支援事業 派遣時間:5,627時間(H21)→29,557時間(H22) H22 人材派遣会社と委託契約(7/1) 60名の派遣により延べ2,772名が研修を受講 H23予算額:74,244千円 委託契約(4/26)</p> <p>・職場体験事業 4人(H21)→75人(H22)→100人(H23) H22 46人が体験実施(うち23人が福祉・介護現場に就職) H23予算額:3,404千円 社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1) 51人が体験実施(うち15人が福祉・介護現場に就職)(H23/11/30)</p> <p>・潜在的有資格者等支援事業</p> <p>・潜在的有資格者支援事業 補助先 介護福祉士養成専門学校 2校,1団体(H21)→2校,1団体(H22) H22 3事業あり、2校(延べ)、3団体が事業実施 研修参加者:延べ583人</p> <p>・潜在的有資格者支援事業 補助先 介護福祉士養成専門学校 2校(新規)(H21)→2校(新規)(H22) H22 3事業あり、2校(延べ)、3団体が事業実施 研修参加者:延べ583人</p> <p>・介護福祉士 H21～H23 51名 6名減の45名で実施(うち1年雇用5名) ・介護福祉士 H22～H24 46名 6名(1年雇用)、2名減の40名(2年雇用)で実施 ※H23予算額:265,763千円 ※H24債務負担行為:144,677千円</p> <p>・福祉・介護人材確保推進協議会において、イメージアップを図る取り組みを検討</p> <p>・福祉・介護の仕事広報、調査事業(22年度) 1.介護の日の啓発イベント実施 ⇒委託契約(8/19)、こうち介護フェア2010 高野ホール(11/6)、中央公園(11/7) 2.啓発パンフレットの作成・配布 ⇒委託契約(8/5)、90,000部作成、9月～配布 3.福祉・介護從事者に対する実態調査 ⇒委託契約(8/16)、報告書及びパンフレットを作成・配布</p> <p>・外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 H22 12月に交付決定(3名) ※H23予算額:1,880千円(8名に補助予定)</p>	<p>・福祉・介護サービスの仕事が少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会に認知される。</p> <p>・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材を増やしていく。</p>	<p>増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の安定的な確保。</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
						H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4) 認知症高齢者対策の推進-1	・県内の認知症高齢者 H20:22,500人 H27:27,100人(いずれも推計)	【認知症に関する正しい知識の普及・啓発】 ・啓発パンフレットの作成、配布 ・認知症キャラバン・メイトの養成研修会となるキャラバン・メイト(H23.3月現在) 927名養成(H23.3月現在)	・地域での認知症に関する理解不足 ・養成されたキャラバン・メイトについて一部のメイトのみが講座を開催	・講座の講師役であるキャラバン・メイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開	おおむね 65歳以上 認知症高齢者とその家族	・県内企業への認知症サポートー養成講座への働きかけ ・福祉保健所への本事業の現状説明、今後の協力依頼	・県職員に対する講座の開催 ⇒省内人権研修として実施 ・福祉保健所単位でメイト研修を実施	・市町村が主体となった県全域へのサポートー養成の普及 *キャラバン・メイト H22予算:1,036千円 →高岡町、宿毛市、日高村、越知町で実施 *企業向け認知症サポートー H23予算:514千円 *認知症啓発CM制作放映 H23予算:3,200千円	・認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動の充実・拡大 ・各市町村主体での認知症サポートー養成講座を受講した企業と地域の関係機関が連携した認知症の方を支援する体制づくり	・住民が主体となり、認知症高齢者やその家族を地域で見守り、支援するしくみづくり ・認知症サポートー養成講座を受講した企業と地域の関係機関が連携した認知症の方を支援する体制づくり	
	・企業向け認知症サポートー養成講座 178企業(店舗) 1779名養成(H23.3月現在)	・企業向け認知症サポートー養成講座を開催 ・アルツハイマー記念講演会の開催 ・アルツハイマー街頭活動	・将来的には各市町村が主体となって講座を開催し、地域での支援体制につなげる	・県内企業への講座開催の働きかけ		・認知症相談窓口の不足 認知症コールセンター相談件数:306件(H22)	・認知症コールセンターの周知不足により、認知症の相談体制が県下全域に浸透していない	・専門家を交えた事例検討会が、専門家の参加になっており、電話相談員の参加がなされていないため、相談員の資質向上が図られていない	・電話相談員の対応技術の強化 ・コールセンターの周知が図られ増加した相談件数をデータベース化しケーススタディにつなげ、相談業務の質の向上を目指す。	・コールセンターの体制強化 ・コールセンターの周知が図られ増加した相談件数をデータベース化しケーススタディにつなげ、相談業務の質の向上を目指す。	
	【認知症高齢者に対する在宅ケアの充実】	・地域支援体制構築にかかるモデル地域での取り組み 高知市:H19.20 土佐町:H20.21 四万十町:H21～H22 安芸市:H22 土佐市:H22 四万十市:H22 ・認知症の方と家族を支援するネットワークの構築 ・地域住民への認知症の啓発 ・認知症予防の啓発 ・在宅介護を行う家族を対象とした研修、交流会の開催	・地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足 ・モデル地域で得られた事業成果の他市町への波及が不足している ・地域家族の会の普及が遅れていることにより、地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足	・モデル事業終了市町村の成果等他市町村への波及 ・地域での見守り体制や支援のネットワーク構築に向けた取り組み ・医療と介護の連携による適切なケアの普及 ・家族の負担軽減に向けた取り組み		・四万十町について、事業のビジョンが明確となるよう方向性を確立させる ・県推進会議の充実 ・モデル事業終了市町村の成果を他市町村へ波及 ・家族の会と連携し、認知症を抱える家族のニーズを把握する ・地域家族の会の機能強化	・モデル事業終了市町村の成果を広く市町村に取組成果を波及させる ・地域家族の会を県内各地域に普及・拡大 (H21.10月現在11ヵ所) *モデル事業 H22予算:6,597千円 (四万十町・土佐市、四万十市、安芸市) →市町村委託契約済み *在宅介護支援 H22予算:759千円	・コールセンターの相談機能の充実 ・若年性認知症にも対応できるよう機能強化を図る *コールセンター H23予算:2,477千円 *相談内容の取りまとめを行い今後の相談体制の強化につなげる	・モデル地域の中で、認知症の方やその家族を中心とした個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する	・県下全市町村で認知症の方やその家族の中心にした、個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する	
	・認知症高齢者施設での認知症ケアの質が十分でない	【認知症高齢者を支援する人材育成】	・認知症介護現場職員のケアの質向上に向けた研修 (H22年度) 実践者研修:195名 実践リーダー研修:23名 管理者研修:97名 小規模多機能計画作成者研修:9名 開設者研修:20名	・介護現場の職員の離職等で、認知症介護の専門職養成が困難なことにより、認知症ケアの資質向上につながらない		・認知症研修について、介護専門職が受講すべき研修を体系的にまとめ、施設、事業所に研修受講の必要性を説明する	・介護職員の現状に対応した段階的な研修の展開 ・県社協、研修指導者との連携により、効果的な研修を開催	・認知症介護実践者養成 *研修事業 H22予算:6,547千円 ⇒介護実践研修実践リーダー研修では、研修目的を理解いたくため申込者及びその管理者に説明会・ヒアリングを実施	・県下の認知症介護現場のケアの資質向上 *認知症介護実践者養成研修事業 H23予算:5,790千円 *認知症の理解と家族支援スキルアップ研修事業 H23予算:1,020千円	・認知症介護研修をトータルで展開できるよう研修機能の充実強化を図ることにより、認知症介護の資質向上を目指す	さらなる認知症介護現場の資質向上
	・認知症の早期発見、早期治療につなげるための専門医が不足 かかりつけ医研修修了者数543名 認知症サポート医 14名(いずれもH23.3月末現在)	・認知症サポート医養成研修への参加要請 修了者:14名(H23.3月末現在)	・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供がされていないことにより、認知症の早期発見、早期治療に結びつかない ・サポート医研修修了者の修了後の活動が把握されていないことにより、地域との連携など効果的な取り組みに結びつかない	・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供について、県医師会に了承を得る→21.9月末に県医師会と協議 22年度以降情報提供についての了承を得る		・認知症の方が安心して歯科治療を受けられるよう歯科医師等に対する研修等を実施していない ・認知症高齢者支援事業の中で、現在予防に関する取り組みがなされている ・認知症疾患医療センター設立の遅れにより、医療、介護、福祉等が連携して認知症の治療や支援に当たることが困難	・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供についての医師会の了承を得る ・サポート医の現在の活動状況についての実態把握	・かかりつけ医研修修了者の增加→全医師に占める割合を5割とする ⇒了承者数(公表承認:152名) *地域医療支援事業 H22予算:618千円	・かかりつけ医研修内容の改善 研修だけでなく包括、家族の会等とのグループワークなど *地域医療支援事業 H23予算:811千円	・かかりつけ医研修修了者の医師が、認知症の早期発見、早期治療に結びつくことができるよう仕組みづくり ・地域包括支援センターとかかりつけ医研修修了医師及びサポート医との連携の強化	地域住民のかかりつけ医すべてが認知症に関する意識を高め、早期発見、早期治療の推進につなげる
				・歯科医師会と連携し、研修会を実施する ・市町村における認知症予防、啓発活動への支援		・基幹型及び他の団体での認知症疾患医療センターの設立の検討→障害保健福祉課と連携	・認知症疾患医療センターの設立の検討→障害保健福祉課と連携	・歯科医師対象認知症対応力向上研修事業 H23予算:677千円	・認知症疾患医療センターの設立、基幹型及び他の団体での検討→障害保健福祉課と連携		
				・市町村における認知症予防、啓発活動への支援		・若年性認知症の現状把握および支援に向けた検討→障害保健福祉課と連携	・若年性認知症の現状把握および支援に向けた検討→障害保健福祉課と連携				
				・基幹型及び他の団体での認知症疾患医療センターの設立の検討→障害保健福祉課と連携							

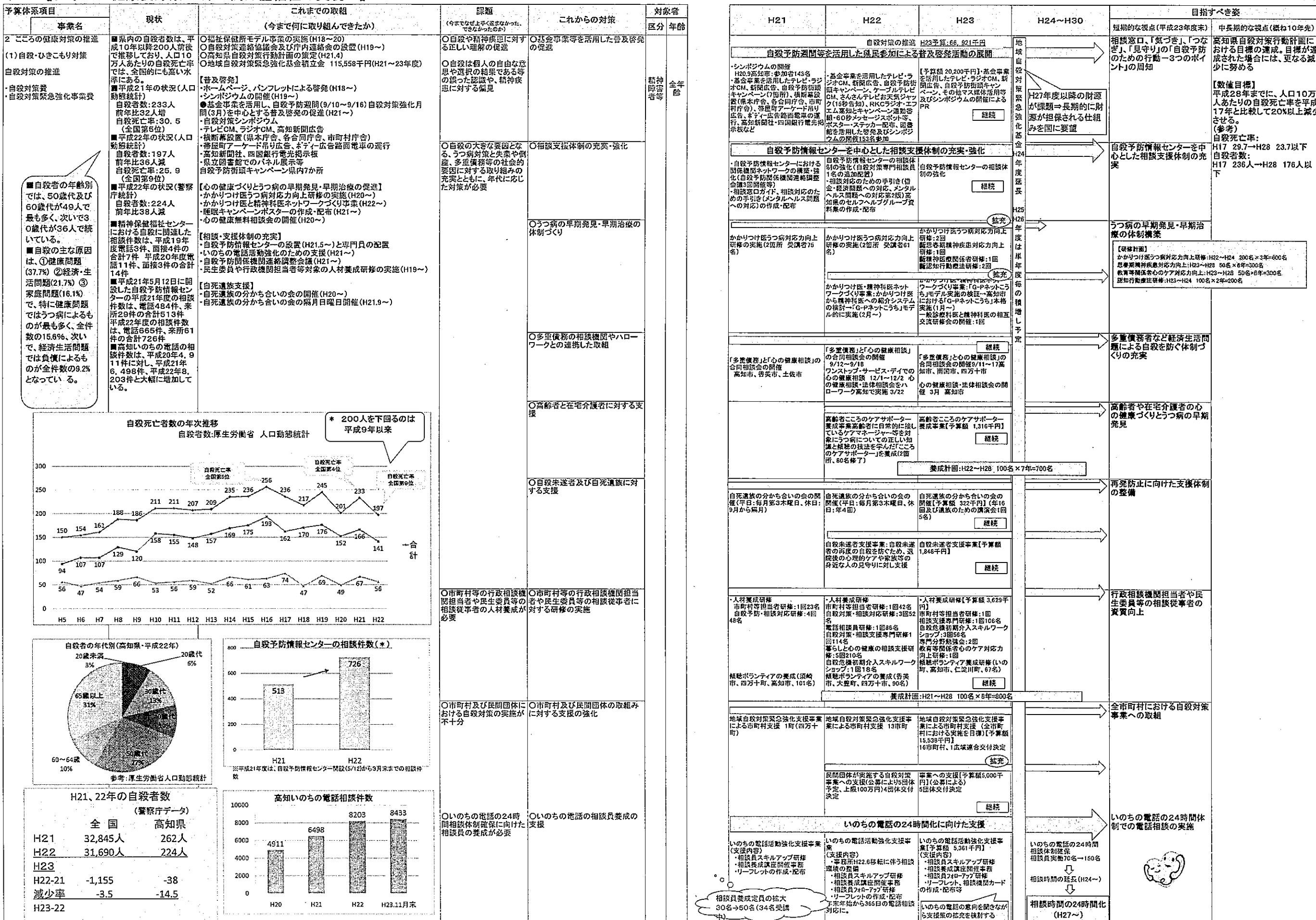
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

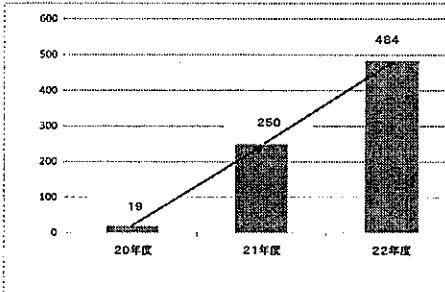
予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 地域での虐待防止ネットワークの構築	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
							短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり  (4) 認知症高齢者対策の推進～2  (高齢者の権利擁護の推進)	<p>・高齢者虐待件数 H19年度 養介護施設従事者3件 養護者81件 H20年度 養介護施設従事者5件 養護者112件 見守りNW構築への取組 市町村数18 H21年度 養介護施設従事者2件 養護者118件 見守りNW構築への取組 市町村数23</p> <p>介護施設等で、身体拘束のみならず不適切なケアなどの虐待につながるケースがある。 身体拘束廃止に関する研修会は県社協でも類似のものを実施している。</p> <p>成年後見制度の取組みが不十分</p>	<p>県民・介護従事者・市町村への啓発研修 高知県社会福祉協議会への総合相談事業委託 総合相談件数 H21:1,050件 H21:1,038件</p> <p>介護職員への身体拘束廃止等の研修の実施</p> <p>事例検討の実施</p>	<p>権利擁護事業を行う市町村包括支援センターが、他業務多忙のため、権利擁護事業に取り組めない状況である。</p> <p>虐待が起らない体制の構築</p> <p>医療機関と介護現場での身体拘束廃止への意識の違い</p> <p>成年後見制度の周知不足</p>	<p>地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>虐待が起らない体制の構築</p> <p>医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発 身体拘束廃止推進会議の充実</p> <p>事例検討により制度の活用的具体例について検討する</p>	<p>高知県社会福祉協議会委託事業による、研修会等の開催 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>地域での虐待防止ネットワークの構築</p> <p>医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発 身体拘束廃止推進会議の充実</p> <p>弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p>	<p>おむね 65歳以上 高齢者</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒2/11高齢者虐待を考える講演会開催 * 146名受講</li> <li>⇒相談体制の充実</li> <li>⇒身体拘束廃止の取り組みの継続</li> </ul> <p>身体拘束廃止研修会等の開催(管理者 1回、施設職員2回、医療機関 1回) ⇒7/1 身体拘束廃止推進会議の開催 * 研修内容の協議 ⇒10月施設職員・管理者対象研修の開催 * 533名受講 研修の目的・対象により関係機関との役割分担を検討 H22予算:認知症高齢者支援事業費:身体拘束廃止推進事業費813千円</p> <p>成年後見制度利用についての支援 包括支援センターへの研修 事例検討会の実施 ⇒7/7～8/23 县内5か所で事例検討会実施 ⇒11/24～12/17県内5ヶ所で事例検討会実施 弁護士・司法書士・医師を交えて 高齢者総合相談の実施 困難事例への対応 ⇒助言相談8件(うち専門相談員によるもの1件) H22予算:認知症高齢者支援事業費:権利擁護推進支援事業費14,711千円</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒8/2高齢者の権利擁護研修会開催 * 241名受講</li> </ul> <p>身体拘束廃止推進会議の充実 ⇒「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置 介護施設等への権利擁護の啓発</p> <p>成年後見制度利用についての支援 包括支援センターへの研修 事例検討会の実施 組織的な連携方法の検討 ⇒「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置</p>	<p>困難事例への対応 県内ネットワークの強化 高齢者見守りネットワークへの支援</p>	<p>全市町村において、高齢者虐待防止・権利擁護の取り組みの充実 全市町村において、高齢者見守りネットワークの整備。</p>	<p>高齢者が認知症等により判断能力が衰え、介護が必要になった場合でも、その人らしい尊厳ある生活と人生を送るために、介護者等からの虐待を防止するとともに、高齢者の権利を擁護する仕組みの確立 ・市町村における虐待防止体制の確立と充実</p>	
							<p>⇒事例検討会において市町村申立ての演習</p>				(数値目標) 高齢者虐待ネットワーク構成市町村数 34	
											(数値目標) 成年後見制度市町村数 34	

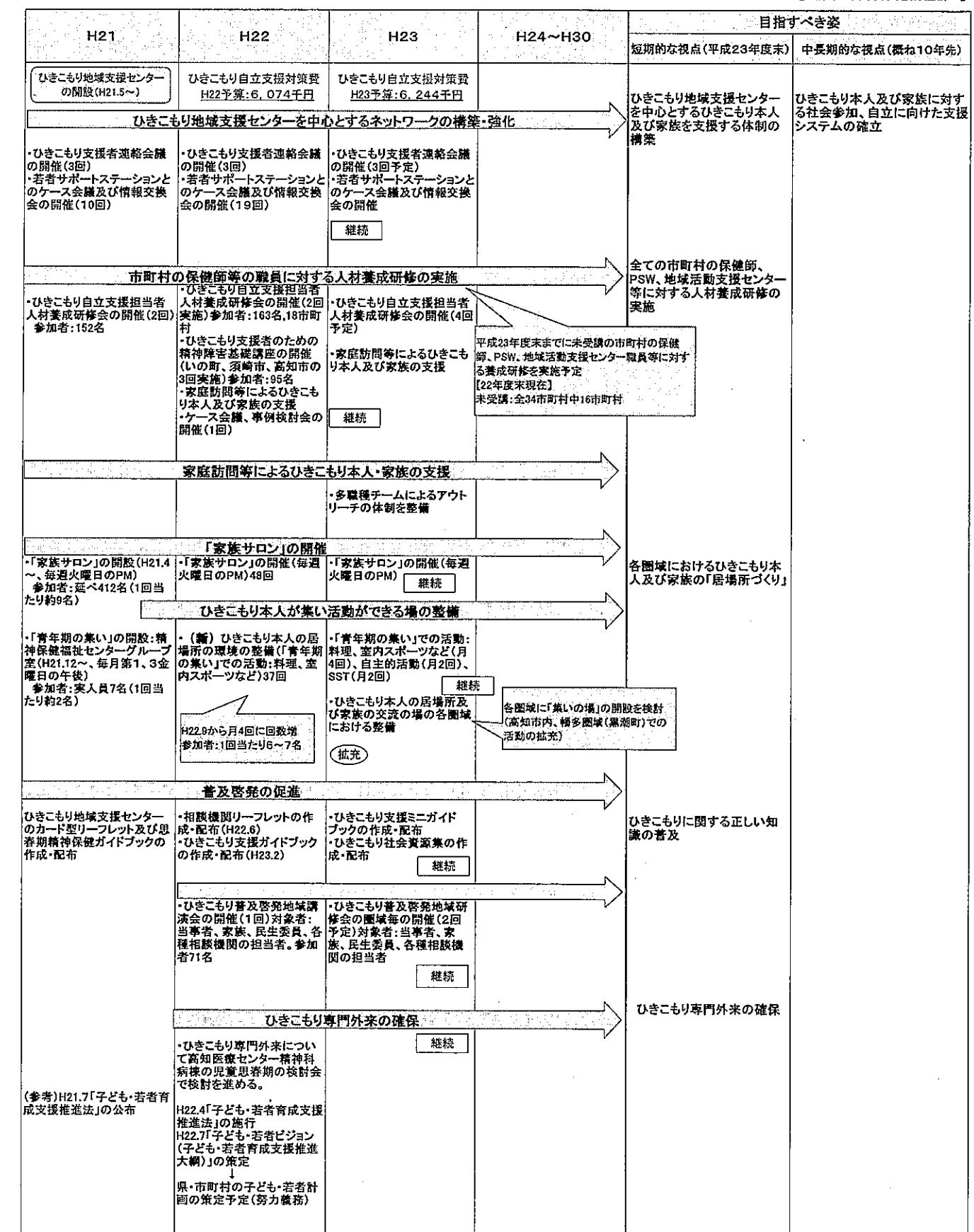
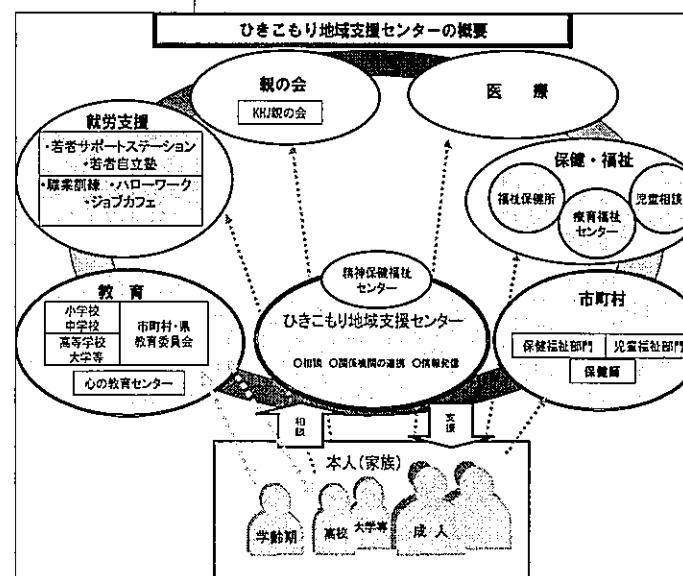
## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢
						年齢
2 こころの健常対策の推進 (1)自殺・ひきこもり対策	■若年無業者(ニート) 数:約3,200人(平成17年国勢調査)出現率は全国第2位 ・家族サロンの開催(H21.4~、毎週火曜日のPM) ・平成20年度に病気や経済的理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生徒数:小学生184人中学生664人 ・平成20年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生213人	・ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5~) ・ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21.6~) ・ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会(H21.11~) ・家族サロンの開催(H21.4~、毎週火曜日のPM) ・平成20年度に病気や経済的理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生徒数:小学生184人中学生664人 ・平成20年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生213人	・ひきこもりは、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。	○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的に開催し、ネットワークの構築・強化を図る。 特に、教育委員会との連携を図る。	精神障害者等 全年齢	
ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 ・ひきこもり自立支援対策費	■精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関する相談件数は、電話189件、来所295件の合計484件(H20:19件、H21:250件)  ひきこもり地域支援センターの相談件数   注) 1. H20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日~3月31日の件数 3. H22年度は4月1日~3月31日の件数	○専門的な支援ができる人材が不足している。 ○市町村の保健師をはじめ各種相談機関を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を実施し、人材養成を行なう。	○個別支援(アウトリーチ)の充実 ○個人や家族の社会参加につながる居場所が不足している。 ○ひきこもり地域支援センターや各団体におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」を行う。	○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。 ○ひきこもり専門外来の確保		
	■ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。					



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
					H21	H22	H23	H24～H30	
① 身近な地域における障害福祉サービスの確保	●サービスが不足している地域(H23.7現在) ・障害者施設がない地域9町村 東洋町、中芸5町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、大月町、三原村 ・障害者施設が1箇所のみの地域8町村 芸西村、大豊町、本山町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町 ・市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 いの町、仁淀川町など ●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55 従来 :21人 6.5人 新たな制度:10人 3人 ※利用者が就労継続支援6人、生活介護2人、児童デイ2人の場合	●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21 1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないので、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。  ●利用者の交通手段 自宅から事業所まで通う交通手段も乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ・送迎付きサービス事業への助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	中山間地域小規模拠点事業所支援事業を活用した中山間地域におけるサービス拠点の整備	県内どこでも身近な地域でサービスが受けられるようになる 高齢者、子ども、障害者など全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら暮らすことができる「高知型福祉」の実現	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	
(1) 地域での自立生活の支援	中山間地域における障害福祉サービスの確保 ・地域生活支援事業費(中山間地域小規模拠点事業所支援事業)	【成果】 ①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大幅な引き上げ(H21.4～) ②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7～) ③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9)  【参考】多機能型基準該当事業所 利用者定員 職員 従来 :21人 6.5人 新たな制度:10人 3人 ※利用者が就労継続支援6人、生活介護2人、児童デイ2人の場合	【参考】 34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村(50%)  	障害者 全年齢層	●公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して、一定期間、運営費の一部を補助する。  ◆事業所の開設 ・中芸地域 「ワークセンターファースト」	◆事業所の開設 ・中芸地域開設	【今後の主な検討項目】 (1)仕事の確保 (2)場所(建物)の確保 (3)利用者のニーズ把握 (4)運営主体 (5)事業所指定の手続	関係町村(広域連合)や自立支援協議会と連携を図り、利用者の確保や定着、仕事の確保といった課題と一緒に取り組む。	
中山間地域における居宅サービスの確保	◎居宅介護事業所の現状(H23.7.31現在) ・居宅介護事業所がない町村→5町村(安田町、北川村、馬路村、大川村、三原村) ・居宅介護事業所が1の町村→11町村(東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山町、土佐町、中土佐町、津野町、橋原町、黒潮町、大月町) ・居宅介護事業所が0又は1の町村は34市町村中16町村 ・全134事業所のうち60事業所が高知市に集中している。	◎国の取り組み H21.4の報酬改定で、振興山村、特定農山村、過疎地域などについて、15%の特別地域加算の制度を創設 ◎県の取り組み 高齢者福祉課が本山町などの町村をメンバーとして検討会を立ち上げ、対応策を検討(H22) ●小規模多機能型事業所の実施促進 ・あつたかふれあいセンターの活用	中山間地域における居宅サービスの確保対策事業を定着させるとともに、国として制度化するよう要望していく。		●その他個別的な支援 ・三原村の小規模作業所「わらわら」(H21.2～) 小規模作業所開設支援補助金(運営費補助:年間370万円)は、H24.1まで。 それまで、他の事業所との統合も含め、三原村との連携を図りながら、新体系サービスへの円滑な移行を支援	平成23年12月1日 障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)へ移行。 一日の平均利用者数7人	◎利用者定員の緩和の特例を、振興山村、離島のほか、過疎地域においても適用できるよう国に要望	●市町村、事業所へ制度の周知(通知、担当者会での説明) ・発達障害者支援のため、児童デイサービス事業所の設置も検討	●市町村の対応状況 交付決定済:大豊町(154千円) 申請予定:仁淀川町(100千円) 中土佐町(20千円)
					●小規模多機能型基準該当事業所(規制緩和された国の制度)の設置(H21.7～)		●室戸、いの、日高、中土佐、大正、大月、西土佐など ・高知市の「しえんの会」が、福祉サービスに移行した場合は、東洋町の障害者へのサービス提供が可能となる。	●中山間のホームヘルプのサービスの確保(H23.4～)	
							●移行後の福祉サービスは、地域活動支援センター等を想定	●市町村の対応状況 交付決定済:大豊町(154千円) 申請予定:仁淀川町(100千円) 中土佐町(20千円)	
								平成24年度申請予定市町村 須崎市、土佐清水市、大豊町、いの町、仁淀川町、中土佐町、津野町、四万十町	

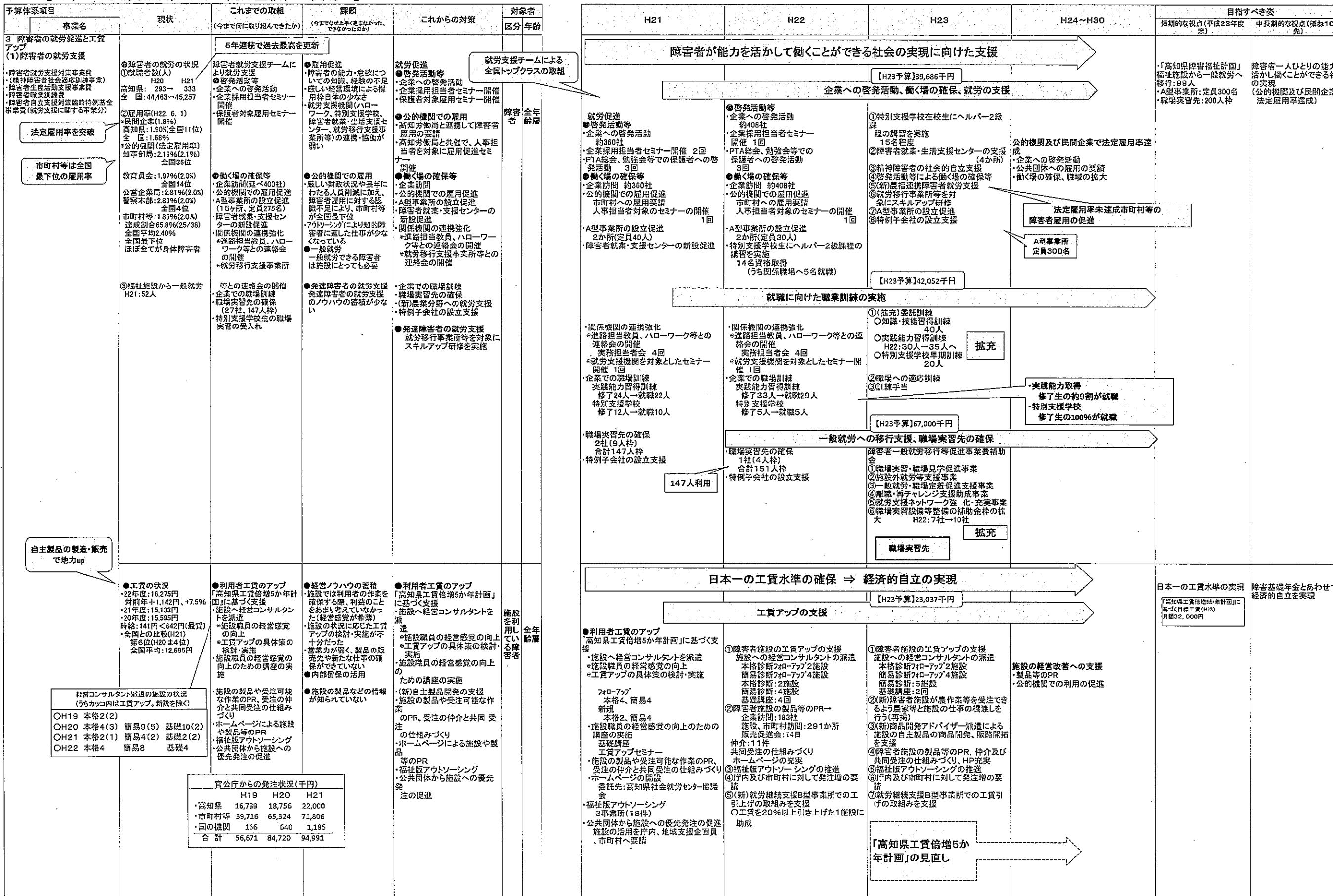
## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿			
							短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
地域生活の支援の充実	(2)難聴児補聴器購入助成事業	なし	なし	・身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行う。  ・早期に適切な療育支援と補聴器装用による情報保障を行うことにより、難聴児のコミュニケーションの発達が促され、言語の発達・獲得につながっている。	H21	聴力レベル 30dB以上 70dB未満	難聴児 (18歳未満)	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用に対する助成 (市町村への補助事業) 難聴児補聴器購入助成事業 【予算額 2,750千円】	身体障害者手帳の対象とならない難聴児のきこえの確保と言語の発達につながり、難聴児の健やかな成長が図られる。	身体障害者手帳の対象とならない難聴児のきこえの確保と言語の発達につながり、難聴児の健やかな成長が図られる。
(3)障害者福祉思想普及啓発事業費(駐車場利用証制度導入事業)	なし	なし	◆障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発が十分でない  ◆駐車場管理者は、駐車している車両を見ただけで適正な利用をしているかどうかを判断することは困難(注意できない)	◆障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングバーミット)の実施  ◆障害者等用駐車場の適正利用を促進する仕組みが必要	H22	H23	H24～H30	・市町村において対象児の把握 ・助成制度の周知・広報 ・国への政策提言	障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現	障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現
O実施都道府県 13県3市(H22.4月現在) 岩手県(H22.4) 山形県(H19.6) 福島県(H21.7) 栃木県(H20.9) 群馬県(H21.8) 福井県(H19.10) 鳥取県(H21.10) 島根県(H20.12) 徳島県(H21.7)  O平成22年度中に開始 静岡県、岡山県、山口県、愛媛県	佐賀県(H18.7) 長崎県(H19.8) 熊本県(H19.1) 鹿児島県(H21.11)  茨城県神栖市(H19.) 埼玉県川口市(H20.1) 山口県萩市(H21.12)	相互利用	相互利用	施設管理者 ・協力要請 ・承諾 ・案内表示の交付 駐車(駐車時に利用証を提示) → 障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングバーミット)の実施 → 利用者証交付申請 → 窓口 → 利用証の交付 → 障害者、妊産婦、高齢者、けが人などで移動に配慮が必要な人 → 利用対象者の範囲 ○身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方(视觉4级以上、下肢6级以上、内部障害4级以上など) ○知的障害者 癫育手帳の障害程度「A」の方 ○精神障害者 精神保健福祉手帳の障害区分「1級」の方 ○免達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方 ○高齢者 特定疾患医療受給者 ○鈍病者 けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要のある方 ○けが人 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の方 → ルームミラーにかける。ダッシュボード上に置くなど車内に外から確認できるように掲示	駐車場利用証制度導入事業 【予算額 9,967千円】 H22.7～制度のPR、広報 事業所への協力要請 H22.8 パブリックコメント実施 H22.10 制度要綱策定 H23.1～協力事業所の登録 登録事業所の周知 H23.2～利用制度開始 中国四国各県との相互利用協定締結  ・全国の制度導入状況 (H22年度末現在):17県2市 岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県 福井県、鳥取県、島根県、山口県、岡山県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、茨城県神栖市、埼玉県川口市  協力施設数(H22年度末現在) 748施設(うち民間93) 登録駐車スペース 1,329台分 車いす用 1,024台分 (うち民間529) ブルアク用 305台分 (うち民間157)  障害のある方への理解の促進 利用証 あったかパーキング利用証 Parking Permit → 有効期限: 高知県	駐車場利用証制度導入事業 【予算額 37,155千円】 ・制度のPR、利用についての広報 協力事業所の登録 ・県有施設へ路面標示シートの設置業務委託発注 ・協力施設(民間事業所・市町村等)の路面標示シート、立て看板等への助成開始 ・定期的に啓発・広報を実施 ・H23.4～ ・全国の制度導入状況 (H22年度末現在):17県2市 岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県 福井県、鳥取県、島根県、山口県、岡山県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、茨城県神栖市、埼玉県川口市  協力施設数(H22年度末現在) 748施設(うち民間93) 登録駐車スペース 1,329台分 車いす用 1,024台分 (うち民間529) ブルアク用 305台分 (うち民間157)  利用対象者の範囲 ○身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方(视觉4级以上、下肢6级以上、内部障害4级以上など) ○知的障害者 癫育手帳の障害程度「A」の方 ○精神障害者 精神保健福祉手帳の障害区分「1級」の方 ○免達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方 ○高齢者 特定疾患医療受給者 ○鈍病者 けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要のある方 ○けが人 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の方 → ルームミラーにかける。ダッシュボード上に置くなど車内に外から確認できるように掲示	障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現	障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現		

### テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】



# テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、 できなかつたのか)	これからの対策 対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	短期的な視点(平成2 3年度末)	中長期的な視点(概ね 10年先)	
4 早期発見・早期療育の支援体制づくり			①発達障害者支援センターの実績(H22)  【診断名別の対象者(実人数)】 ・自閉症 290人 ・広汎性発達障害 134人 ・AD/HD 58人 ・LD 16人 ・その他 15人 ・不明 86人 合計 599人  ◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 237人 7歳～12歳児(小学生) 192人 0歳～12歳で全体の72%  ◆市町村別 高知市 322人 高知市が全体の54%  【診療件数(外来利用者)】 ・精神科 自閉症スペクトラム 2,019 ADHD 1,505 学習障害(LD) 87 その他 716 ・小児科 自閉症スペクトラム 952 ADHD 260 学習障害(LD) 19 その他 348 合計 5,906  小中学校児童・生徒の約5.8%に何らかの発達障害がある可能性(H22年県教育委員会調査)  受診者数が増加 10年間で3倍超	②発達障害センターに精神科常勤医師の配置(H11～)  ③発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等	①発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。  ②香美市での早期発見・早期療育の取り組みの成果を他の市町村や団体に展開し、身近な地域で必要な療育支援が受けられるようにする。  早期発見・早期療育の取組み ①乳幼児健診におけるチェックリストの活用 ②親カウンセリング ③早期療育親子教室	H21	③乳幼児健診におけるチェックリストを活用し、早期発見につなげる。(香美市) ④発達障害児の早期発見後のフォローアップとして、親カウンセリング(香美市)、早期療育親子教室(中央東)を開催	⑤早期発見・早期療育の取組みを県内2団域に拡大(香美市、土佐市、いの町、高知市)	⑥早期発見・早期療育の取組みを県内3団域に拡大	H24: 5団域12市町村 H25: 〃 20市町村	①団域単位で、発達障害の早期発見・早期療育の体制の構築 ②ライフステージに応じた支援体制の確立	①全市町村で、発達障害の早期発見・早期療育の体制を構築 ②ライフステージに応じた支援体制の確立	
(1)発達障害者支援の推進	・発達障害者支援事業費		【発達障害者支援センターの設置(H18～) ◆精神科医師 1名 ◆ソーシャルワーカー 2名 ◆心理判定員 5名 ◆教員 1名 ◆保育士 7名 ・全国トップレベルの充実した体制	④発達障害を診断できる医療機関(医師)が少ない。(初診の予約が3～4ヶ月先になる。) また、発達障害支援のスキルは療育福祉センターにあるが、市町村保健師に十分普及していない。	⑤発達障害に専門的に対応できる医師の養成を行う。  早期発見のポイントについて、視覚的教材を用いて、乳幼児健診に従事している小児科医や市町村保健師等への研修を実施していく。	H22	⑦発達障害に専門的に対応できる医師の養成を行う。  早期発見のポイントについて、視覚的教材を用いて、乳幼児健診に従事している小児科医や市町村保健師等への研修を実施していく。	⑧発達障害児の専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・祝賀や激励、呼びかけへの反応などを比較	⑨発達障害児の専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・祝賀や激励、呼びかけへの反応などを比較	⑩発達障害児の専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・祝賀や激励、呼びかけへの反応などを比較	⑪発達障害児の専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・祝賀や激励、呼びかけへの反応などを比較	⑫発達障害児の専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・祝賀や激励、呼びかけへの反応などを比較	
			【支援延べ件数】 ・相談 818 ・発達支援 719 ・就労支援 213 合計 1750  【普及・啓発・研修活動】 ・ステップアップセミナー 7回 158人参加 ・発達障害啓発セミナー 2回 491人 ・実践報告会＆とく会 1回 145人 ・発達支援部主催による研修会 (上記以外) 13回 957人 ・各機関の依頼による研修会 (上記以外) 60回 2365人  ●国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・障害者自立支援法の改正 「発達障害が障害者自立支援法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H22.12.10～) ・児童福祉法の改正 「発達障害が児童福祉法における障害児の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H24.4.1～)  知的障害を伴わない発達障害児も、児童福祉法のサービスの対象となる。	⑩発達障害者支援開発事業(H19～H21) ①早期発見のチェックリスト検証と早期療育の体制づくり ②一貫した支援のための「個別支援計画」の作成 ③就労等の支援  ※上記事業を行ったため企画・推進委員会と発達障害者支援ワーキングを設置。  ※①②は香美市に委託、③は障害福祉サービス事業所に委託  ●高知発達障害研究プロジェクト(H20～) ・高知大学医学部・教育学部と県療育福祉センターとの連携	⑪具体的に個別支援計画を使う場面を増やし、実際の支援場面や支援会議で活用。  ⑫サービス管理責任者研修や、相談支援従事者研修等に、発達障害に対する理解を深めるメニューを追加し、適切なサービスを確保。 特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積が少ない。  ⑬発達障害児を受け入れ可能な短期入所事業所や児童デイサービス事業所が少ない。  ※①②は香美市に委託、③は障害福祉サービス事業所に委託  ●高知発達障害研究プロジェクト(H20～) ・高知大学医学部・教育学部と県療育福祉センターとの連携	H23	⑭早期療育親子教室 ・中央東 7/7～15回 ・中央西 9/8～14回 ・高知市 10/13～4月～8回  ●児童精神医学分野の世界的権威であるスウェーデンのヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーグ教授による講演会や、診断や治療技術の直接指導  ●県内医師をスウェーデンのヨーテボリ大学に派遣し、セミナーや臨床現場での実践研修を受講 ●DVDなどの教材を用いて、乳幼児健診に携わる小児科医や市町村保健師を対象にした研修会を開催  ●研修会への参加者 H22.3～6/1～13回 H23.1～2/1～5回 県内5団域で合計13回開催 合計394名(うち医師56名)	⑮クリニカルチェックポイントの視覚的教材の作成(冊子・DVD)  ●関係機関が使いやすい個別支援計画の様式を作成  ●障害福祉サービス事業所等を対象に、発達障害の特性を理解させるための研修会を開催  ●就労セミナーを実施 宇都宮大教授 梅永教授 ・第1回(11/1) 66名参加 「自閉症スペクトラムの人に対する職業指導」 ・第2回(3/6) 70名参加 「自閉症の人の就労支援～高機能自閉症・アスペルガーサー候群を中心に～」  ●引き続き就労セミナーを開催(2回)  ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト)	⑯研修会の継続により早期発見のスキルアップ  ●アドバイザーの派遣や、個別支援会議への支援を継続により個別支援計画を普及・定着  ●支援の記録を引き継ぐための個別支援計画の策定や個別支援会議の開催を支援(研修を実施。香美市、土佐市、いの町)  ●学齢期の発達障害児の場合、特に教育委員会との連携が重要  ●障害特性に応じた働く場の確保と定着支援  ●引き続き就労セミナーを開催(2回)  ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト)	⑰アドバイザーの派遣や、個別支援会議への支援を継続により個別支援計画を普及・定着  ●学齢期の発達障害児の場合、特に教育委員会との連携が重要  ●障害特性に応じた働く場の確保と定着支援  ●引き続き就労セミナーを開催(2回)  ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト)	⑱アドバイザーの派遣や、個別支援会議への支援を継続により個別支援計画を普及・定着  ●学齢期の発達障害児の場合、特に教育委員会との連携が重要  ●障害特性に応じた働く場の確保と定着支援  ●引き続き就労セミナーを開催(2回)  ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト)	⑲アドバイザーの派遣や、個別支援会議への支援を継続により個別支援計画を普及・定着  ●学齢期の発達障害児の場合、特に教育委員会との連携が重要  ●障害特性に応じた働く場の確保と定着支援  ●引き続き就労セミナーを開催(2回)  ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト)	⑳児童デイサービスなど、発達障害者支援のニーズに応じたサービスの確保

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くいかなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者
事業名			区分	年齢	
2. これらの健康対策の推進					
高知医療センター精神科病棟整備	1. 設置場所 高知医療センター本館西側「野鳥の森」敷地  2. 病床規模 病床数 44床 ○成人30床 ○児童・思春期 14床 1階:外来・院内学級等 2階:病棟 3階:屋上広場  3. 延床面積 2,540.32m <sup>2</sup> ○1階 = 938.81m <sup>2</sup> ○2階 = 1504.54m <sup>2</sup> ○屋上階 = 96.97m <sup>2</sup> (屋上広場429.19m <sup>2</sup> )  4. 建築単価 329千円/m <sup>2</sup> ■ 施設構造  5. 本体建築費 809百万円	1. H19年度 ①H20.3【第5期高知県保健医療計画】芸陽病院の建替えを機に、中央圏域への設置も含めて検討を進める。 ②H20.3【芸陽病院のあり方検討委員会】新たな県立病院は、中央圏域への設置が望ましい 2月議会:芸陽病院移転反対の請願採択「芸陽病院の移転を取りやめ、安芸に存続させること」  2. H20年度 ●H20.6 文化厚生委員会:中央圏域・安芸圏域の両方に病棟設置、中央圏域は医療センターに精神科病棟設置を提案→企業団に正式に病棟設置要請  ●H20.12 企業団から病棟設置要請について回答:「病棟の建設経費及び運営にかかる収支不足について、病院企団としても最大限の企業努力はするが、それでもなお不足する額については、高知県において全額負担することが条件」  ●2月議会:精神科病棟整備基本設計補助金予算計上 補助率10/10  3. H21年度 ●基本設計(H21.8.10～H22.3.17) (株)佐藤総合計画 ●医師確保 医学部地域医療支援委員会に医師支援依頼  4. H22年度 ●実施設計(H22.5.10～H23.2.28) (株)佐藤総合計画 ●精神科病棟建築工事一般競争入札(H23.3.17) ・岸之上・ネクスト・オカモト特定建設工事共同企業体 ●建築工事着工(H23.3.29) ●医師確保 ・3者会議による調整(医療センター、高知大学、芸陽病院)  5. H23年度 ●工期(H23.3.29～H24.2.28) ●医師確保 ・今年度からの医師派遣1名 ・H24.4月開設に向けた医師5名(児童精神科医2名、成人担当精神科医3名)の確保 ●経費負担の協定に向けた取組み ●収支見通しの作成 ●医療センター内での連携体制づくり(精神科と一般科、救命救急センター) ●精神科医療における連携の仕組みづくり	1. 精神科病棟整備費・運営費負担の協定 精神科病棟に関する費用のうち、病院企業団が最大限の企業努力をしてもなお不足する額(起債の元利償還金及び運営費の不足等)については、県立病院としての位置づけから、全額県が負担することになっている。 このことについて、経費負担のルール化が必要。構成団体である県と市で協議を行い、協議書を交わす。  2. 医療スタッフの確保 (1) 医師確保 ア 開院前の常勤派遣医師 平成23年度から1名派遣 イ 精神科病棟開院後の医師 医師5名 (2) 看護師等の確保 ・看護師28名 ・精神保健福祉士2名 ・心理職2名 ・薬剤師1名(兼) ・管理栄養士1名(兼)  3. 企業団・高知大学等との調整  4. 精神科医療における連携の仕組みづくり ■大学・県立・民間精神科病院等との連携システム ■児童思春期の心療についての医療・保健・福祉・教育のネットワークづくり  ◆精神科救急医療連絡会(9/20～) ◆子どもの心療連携検討会(H24.1/16)	精神科医等 全年齢	
※地域医療再生臨時特別交付金からの補助 50百万円					



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者	
				これからの対策 区分	年齢

### I ともに支えあう地域づくり

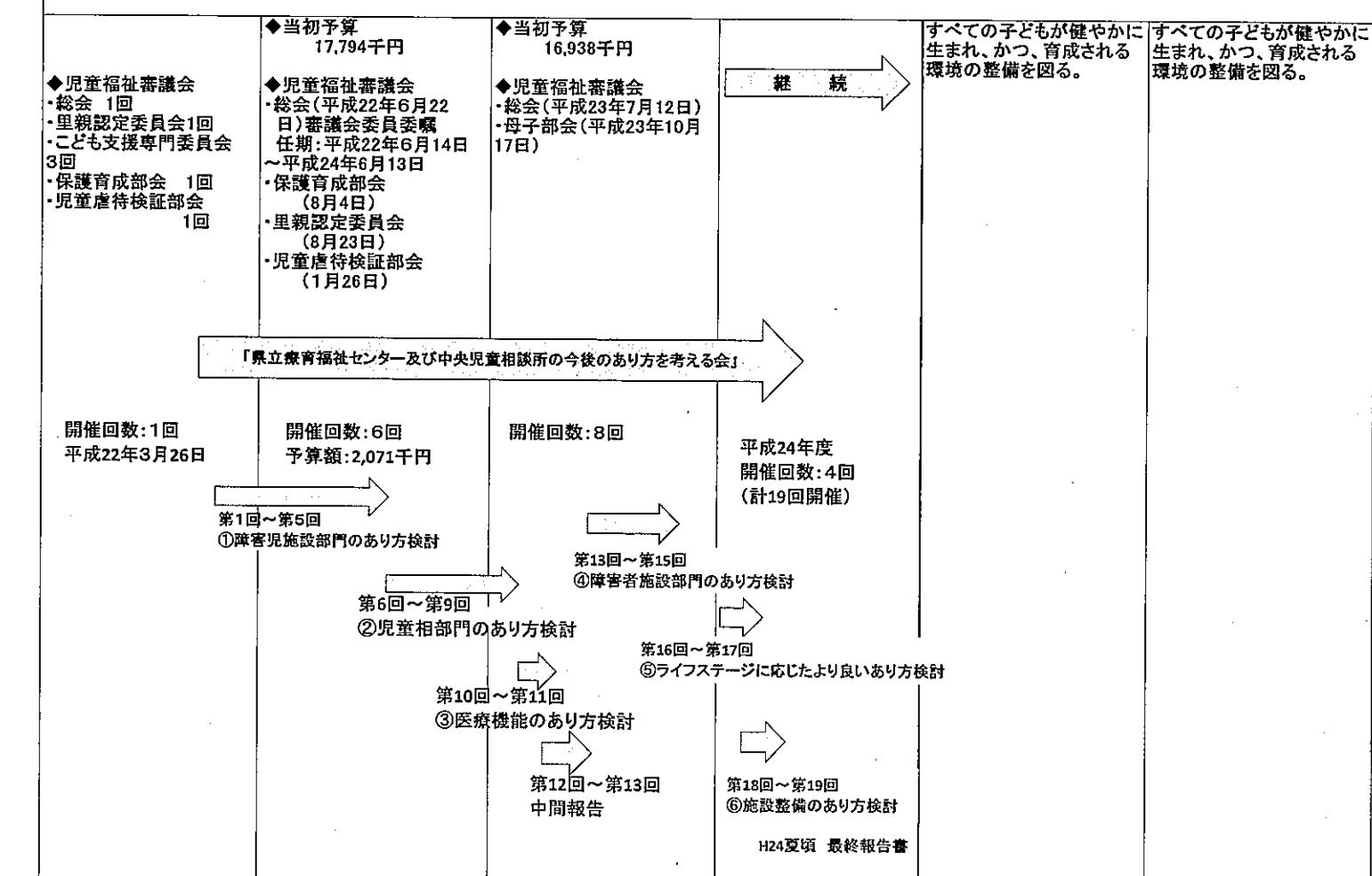
#### 1 誰もが安心して暮らせる支えあいの仕組みづくり

⑤ 施設サービスの充実	◎社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 共済契約者＝施設経営法人 補助先：独立行政法人 福祉医療機構 補助率：定額（国の定める基準単価×4月1日現在の被共済者数）	社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 共済契約者＝施設経営法人 補助先：独立行政法人 福祉医療機構 補助率：定額（国の定める基準単価×4月1日現在の被共済者数）	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 独立行政法人福祉医療機構を経由して社会福祉施設職員	特くなし	特くなし
	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 独立行政法人福祉医療機構の行う退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・県1/3 ・県1/3	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 独立行政法人福祉医療機構の行う退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・県1/3 ・県1/3	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 独立行政法人福祉医療機構の行う退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・県1/3 ・県1/3	独立行政法人福祉医療機構を経由して社会福祉施設職員	

H21	H22	H23	H24～H30	目標すべき姿
◆補助金額 201,209千円 ◆退職手当支給総額 903,574千円 ◆退職手当支給人員 448人	◆補助金額 177,732千円 ◆退職手当支給総額 835,728千円 ◆退職手当支給人員 465人	◆補助金額 135,975千円		◆共済(掛金)・国・都道府県の3者の負担により一定水準の退職手当金を支給することで、社会福祉施設職員の処遇向上による職員の安心、社会福祉施設の健全な経営、福祉サービスの向上につながるため、今後も継続実施

### IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり

① 保護を要することを守る環境づくり	◎児童福祉諸費	◆児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関することを調査審議するため、児童福祉審議会を設置  委員 15名（児童福祉法では20名以内）を委嘱 学識経験者：7名、社会福祉事業従事者：8名 部会 ・保育部会（委員9名） ・保護育成部会（委員8名） ・施設部会（委員10名） ・母子部会（委員8名） ・児童虐待検証部会（委員4名） 任期：2年（H22.6.14～H24.6.13） H19 5回開催 H20 6回開催 H21 7回開催 H22 4回開催	◆児童福祉法改正により、親の同意が得られない場合の家裁の承認を得て行う施設入所が、有期限化（2年）されたことにより、その後も措置を継続する必要がある場合は再度家裁に更新の承認申立てが必要となつたため、当初だけではなく更新の場合も審議会を開催することが必要となり、煩雑。  ◆親権制度の見直しが行われ「民法等の一部を改正する法律」がH23.6.3公布、今後、1年以内に施行される予定。施行されれば、2か月を超えて一時保護を行う際に親権者等の同意が得られない場合は、延長するごとに、児童福祉審議会の意見を聞く必要がある。	◆児童福祉審議会の開催が頻回になることから、書面による決裁等を検討する必要がある。  ◆親権制度の見直しが行われ「民法等の一部を改正する法律」がH23.6.3公布、今後、1年以内に施行される予定。施行されれば、2か月を超えて一時保護を行う際に親権者等の同意が得られない場合は、延長するごとに、児童福祉審議会の意見を聞く必要がある。	児童養護施設等



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)
① 保護を守ることも環境づくり	◎児童養護施設等児童措置費	<p>◆乳児院(1施設) 定員 35名 県内唯一の乳児院であり、常に満床に近い状態であったため、H23.4より定員を5名増員した。</p> <p>◆児童養護施設(8施設) 定員 431名 国の職員配置基準(加算分を含む)に対する職員定数超過率は123%である。 常に定員まで措置されている訳ではない。</p> <p>◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定20名)(通所 暫定1名)</p> <p>◆児童家庭支援センター 3施設</p> <p>◆自立援助ホーム 1施設</p> <p>◆ファミリーホーム 3施設</p> <p>◆養育里親登録数 42名25世帯</p> <p>◆助産施設委託 6施設(定員 32名)</p>	<p>◆ケア形態の小規模化の推進</p> <p>◆高知県里親連合会での制度説明の実施</p> <p>◆珠光寮と関係機関との連絡会を実施し、情短施設の役割と課題の整理や、措置児童の情報共有をし、より良い支援のあり方の検討を行う。</p> <p>◆自立援助ホーム(南風)の総会へ出席し、ホームの職員や入居児との交流(年1回)</p> <p>◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定20名)(通所 暫定1名)</p> <p>◆児童家庭支援センター 3施設</p> <p>◆自立援助ホーム 1施設</p> <p>◆ファミリーホーム 3施設</p> <p>◆養育里親登録数 42名25世帯</p> <p>◆助産施設委託 6施設(定員 32名)</p>	<p>◆被虐待児の措置が増える中で、よりきめ細かなケアが必要(児童養護施設基準超過率123%)</p> <p>◆珠光寮の通所のあり方について検討が必要</p> <p>◆小規模グループケアの推進</p> <p>◆里親やファミリーホームへの委託の推進</p> <p>◆措置費の実費分の用途が、各施設によって異なる。</p> <p>◆里親支援担当チーフの配置</p>	<p>「地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、児童福祉施設の設備・運営に関する基準については、平成24年4月1日から条例制定が必要となる。経過措置が一年あるため、施設職員等を交え検討を行つたうえで、平成25年4月1日施行を目指す。</p> <p>児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に対する国の動向を注視し、適切に対応。</p>	児童養護施設等	<p>当初予算 1,656,218千円</p> <p>◆措置費加算について ・35人以上の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に指導員特別加算(3施設)</p> <p>・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から退所に至るまでの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設)</p> <p>・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(6施設)</p> <p>・心理療法担当職員加算(3施設)</p> <p>・医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設)</p>	<p>当初予算 1,704,718千円</p> <p>◆措置費加算について ・35人以下の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に指導員特別加算(3施設)</p> <p>・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から退所に至るまでの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設)</p> <p>・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(7施設)</p> <p>・心理療法担当職員加算(3施設)</p> <p>・医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(2施設)</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日 ◆実績人数(11月末現在) 産休4人 病休4人</p> <p>◆事業実績日数 産休677日 病休 44日 ◆事業実績施設件数 ・児童養護施設 3件 ・知的障害児施設 1件 ・児童自立支援施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日 ◆実績人数(11月末現在) 産休4人 病休4人</p> <p>◆事業実績日数(11月末現在) 産休 232日 病休 149日 ◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>◆引き続き対象施設への補助を行い、施設の処遇向上と職員の福利厚生を図る</p> <p>◆基準単価、補助率等他県の状況を参考に、適宜見直しを行い、継続して事業を実施していく</p>
	◎児童福祉施設等代替職員雇用事業	<p>◆児童養護施設等については、障害者や高齢者の施設とは異なり、入所人員の動きが大きい。</p> <p>◆「児童福祉施設最低基準」により職員の職種や定数が定められている。</p> <p>◆職員が産休や病休で長期休暇を取得する場合、代替職員が必要となるため、その職員の代替として雇用の場合のみ助成を行っている。</p>	<p>◆昭和54年の事業開始以来、対象施設に補助し、施設における児童等の処遇の向上と職員の福利厚生を図ってきた</p> <p>事業実績 H20 産休 12人 病休 1人 H21 産休 7人 H22 産休 12人 病休 2名</p>	<p>◆施設によって、産休者等の給与が無給どころがある。</p> <p>◆同内容で実施している教育委員会幼保支援課と協議しながら、事業の継続について協議していく。</p> <p>◆産休中の職員の給料について、就業規則で無給としている施設に対して、有給にするよう指導していく。</p>	<p>児童福祉施設等</p>	<p>当初予算 2,920千円</p> <p>◆事業実績人数 産休 7人</p> <p>◆事業実績日数 産休353日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・児童養護施設 3件 ・知的障害児施設 1件 ・児童自立支援施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日 ◆実績人数(11月末現在) 産休4人 病休4人</p> <p>◆事業実績日数(11月末現在) 産休 232日 病休 149日 ◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>施設の処遇向上 職員の福利厚生</p> <p>継続</p>			

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿				
							H21	H22	H23	H24～H30	
(1)保護を要する子どもを守る環境づくり	◎入所施設振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童養護施設等に入所する児童への支援を充実するための取組みに対する助成のほか入所児童の権利擁護を推進するための取組みを実施</li> <li>◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について助成をしていたが、安心こども基金を活用できるようになり、H22はゼロ査定。H23は、予算要求していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童養護施設等が行う耐震診断、耐震対策の設備購入あるいは国庫補助の対象となるない小規模な緊急修繕などに要する経費への助成</li> <li>◆高知県児童養護施設協議会が行う研修会の経費への助成</li> <li>◆入所児童が就職した場合の祝い金の支給</li> <li>◆施設が行う入所児童の学習サポート(家庭教師の雇用)経費への助成も行っていたが、措置費の学習指導加算の対象枠が拡大されたため廃止。</li> <li>◆入所児童権利擁護ノート作成・内容を説明したうえでの配付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆厳しい財政状況のなかで、補助限度額等が少ない</li> <li>◆予算額の推移 H23: 610千円 H22: 895千円 H21: 2,191千円 H20: 3,860千円 H19: 2,428千円 ※H20は、寄附金を活用した限り予算あり</li> <li>◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について、安心こども基金をH22から活用しているが、安心こども基金が終了した後、施設の経営の安定並びに入所児童への処遇の向上を図るために、継続する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等のニーズを把握したうえで、対応の要否等を検討し、入所児童への支援を充実するための取組みに助成を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童養護施設等</li> <li>●祝金＝施設等退所児童</li> </ul>	<p>◆民間入所児童指導事業費補助金 補助先:高知県児童養護施設協議会 補助金額:222千円 21年9月4日 処遇技術向上専門研修 講師:あゆみの丘副園長 堀 健一 22年3月17日 処遇技術向上専門研修 講師:大阪大谷大学教授 農野 寛治</p> <p>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 10,000円×15人</p> <p>◆入所児童権利擁護ノートを児童養護施設等職員とのワーキンググループにて作成。</p>	<p>当初予算 895千円</p> <p>◆民間入所児童指導事業費補助金 補助先:高知県児童養護施設協議会 補助率:定額 200千円×2回 実績なし</p> <p>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 13名</p> <p>◆入所児童権利擁護ノートの配付(児童養護施設等職員とのワーキンググループにて作成。 1回目:11月29日 2回目:2月7日 3回目:3月31日</p>	<p>当初予算 610千円</p> <p>◆民間入所児童指導事業費補助金 補助先:高知県児童養護施設協議会 補助率:定額 200千円×2回</p> <p>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 予算:210千円</p> <p>◆サポートケアにおいて、子どもの権利保障について確認</p>	<p>施設のニーズにあった事業の実施</p> <p>継続</p>	<p>◆施設のニーズに対応するための柔軟な助成制度の確立</p> <p>◆ケア単位の小規模化の推進</p>
	◎民間入所施設緊急整備事業費	<p>安心こども基金を活用し、児童養護施設等の入所児童等の生活向上のための環境改善への取り組みに対しての助成や、施設職員の資質向上を図るために研修費用への助成を行った。</p>	<p>◆老朽化した遊具や冷蔵庫等の更新・新設、入所児童の生活環境の改善のための施設改修等に対しての助成や、施設職員の資質向上を図るために研修費用への補助を行った。</p>	<p>安心こども基金の活用はH23年度末までであり、その後のニーズへの対応</p>	<p>H23年度中に可能な限りの環境改善の推進と、その後のニーズへの対応の検討</p>	<p>児童養護施設等</p>	<p>◆民間入所施設緊急整備事業費 54,564千円 補助率:10/10(安心こども基金) 補助先:児童福祉施設等 補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 補助施設 児童福祉施設等 12か所</p> <p>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 1,321千円 補助率:10/10(安心こども基金) 補助先:児童福祉施設等 補助対象:職員研修(長期・短期) 補助施設:児童福祉施設 8施設29人</p>	<p>◆民間入所施設緊急整備事業費 103,850千円 補助率:10/10(安心こども基金) 補助先:児童福祉施設等 補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 ・学習環境改善 補助施設 児童福祉施設等 21か所 111,878千円</p> <p>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 21,212千円 補助率:10/10(安心こども基金) 補助先:児童福祉施設等 補助対象:職員研修(長期・短期) 児童福祉施設等 11施設124名 4,881千円</p>	<p>◆民間入所施設緊急整備事業費 40,774千円 補助率:10/10(安心こども基金) 補助先:児童福祉施設等 補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 ・学習環境改善 補助施設 児童福祉施設等</p> <p>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 9,336千円 補助率:10/10(安心こども基金) 補助先:児童福祉施設等 補助対象:職員研修(長期・短期)</p>	<p>◆基金活用による各施設の整備完了</p>	<p>◆施設のニーズに対応するための柔軟な助成制度の確立</p>

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進mなかっただのか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかっただのか)	これからの対策 (今まで何に取り組nできたか)	対象者	
						区分	年齢
①保護を要するこどもを守る環境づくり	◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費 ◎児童福祉施設整備助成事業費	◆児童養護施設等の耐震化の状況 乳児院(1施設) 耐震化済み 児童養護施設(8施設) 改築済み・4施設 耐震化済み・1施設 児童自立支援施設(1施設) 現在改築中 情緒障害児短期治療施設(1施設) H18新築  ◆児童家庭支援センターの整備に対する補助	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた ※H15博愛園 H20愛仁園・若草園 H22愛童園	◆東日本大震災での津波による被害を教訓に、建て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築の検討が必要 ◆築40年を超える聖園ベビーホームと聖園天使園(いずれも耐震化済)の児童の生活環境の改善。	◆既存の補助制度より有利な「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」が条件付でH24まで延長されることとなつたため、津波による被害を想定して立て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築等再検討の必要な施設に対し、早急に検討するように働きかける。	児童養護施設等	
	◎児童虐待防止対策事業	◆18歳未満の子ども人口(9月30日現在住民基本台帳人口) H18 124,531人 ↓ H22 116,239人 (8,292人減)  ◆児童虐待相談対応件数 H18 受付 242件 対応 146件 H22 受付 312件 対応 142件  ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は悪化している。	◆官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施  ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報	◆事業効果が目に見える ◆啓発活動を行っているが、虐待件数は高止まり状態が続いている。	◆少ない費用で今以上に有効な啓発方法の検討  ◆H21年度に、民間施設が中心となって始めた虐待防止の意識啓発のためのオレンジリボンキャンペーンを官民協働で実施・拡充。		
	◎中央一時保護所費	◆一時保護が必要な児童の保護	◆子どもの安全と最善の利益を優先し、一時保護に保護者の同意が得られない場合の職権による保護の積極的実施	◆一時保護所の環境改善	◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組みの継続 ◆県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会において、子どもに関する総合的な相談機関のあり方について、検討を行う。	児童 18歳未満	
		一時保護の状況					
						H18 H19 H20 H21 H22	
						受付件数 167 219 260 225 262	
						うち虐待 39 74 103 76 102	



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿																																
							H21	H22	H23	H24～H30																													
（1）保護を要するこどもを守る環境づくり	◎中央児童相談所費	<b>■児童相談所の組織・運営体制の強化</b>																																					
	◎幡多児童相談所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童及びその家庭について、専門職員等が調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。</li> <li>◆中央児童相談所職員の増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22・23</li> <li>◆児童福祉司 H20:2名増(中央児相)</li> <li>◆児童虐待対応チーム拡充: 7→11名</li> <li>◆里親支援担当チーフの配置</li> <li>◆児童心理司 H22:1名増(幡多児相)</li> <li>◆管轄区域の変更(四十町)</li> <li>◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを実施</li> </ul>																																					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施手順の見直し</li> <li>◆毎月の定期点検</li> <li>◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂</li> <li>◆アセスメントシート改訂</li> <li>◆計画的な人材確保</li> <li>◆児童虐待対応チームの設置</li> <li>◆外部専門家の定期的な招へい</li> <li>◆児童虐待対応の先進地への派遣研修</li> <li>◆裁判所への法的手続きを弁護士に委託</li> <li>◆幡多児童相談所の改築</li> </ul>																																					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門職のキャリア形成プランの検討</li> <li>◆職員の専門性の確保と向上</li> <li>◆ケース対応における関係機関との更なる連携強化</li> <li>◆関係機関との連携の強化</li> </ul>																																					
		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">児童虐待相談対応件数</td> <td style="text-align: center;">H18</td> <td style="text-align: center;">H19</td> <td style="text-align: center;">H20</td> <td style="text-align: center;">H21</td> <td style="text-align: center;">H22</td> </tr> <tr> <td>受付件数</td> <td>242</td> <td>279</td> <td>302</td> <td>270</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>対応件数</td> <td>146</td> <td>158</td> <td>184</td> <td>155</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>18歳未満人口</td> <td>124,531</td> <td>122,022</td> <td>119,878</td> <td>117,989</td> <td>116,239</td> </tr> <tr> <td>全国の対応件数</td> <td>37,323</td> <td>40,639</td> <td>42,664</td> <td>44,211</td> <td>55,152</td> </tr> </table> <p>※18歳未満人口:住民基本台帳人口(毎年9月末)</p>						児童虐待相談対応件数	H18	H19	H20	H21	H22	受付件数	242	279	302	270	312	対応件数	146	158	184	155	142	18歳未満人口	124,531	122,022	119,878	117,989	116,239	全国の対応件数	37,323	40,639	42,664	44,211	55,152		
児童虐待相談対応件数	H18	H19	H20	H21	H22																																		
受付件数	242	279	302	270	312																																		
対応件数	146	158	184	155	142																																		
18歳未満人口	124,531	122,022	119,878	117,989	116,239																																		
全国の対応件数	37,323	40,639	42,664	44,211	55,152																																		
	<p><b>【幡多児相改築】</b> 改築工事 【185,906千円】 ・4月 仮庁舎移転 ・7~8月 解体工事 ・9~2月 改築工事 ・3月 引越</p>																																						
	<p><b>■市町村への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門職員や専任職員の配置が少ない</li> <li>◆保健と福祉の連携が不十分 要保護児童対策地域協議会への登録児童数(H22.11.5現在) 1,357名のうち、乳児は 22名(1.6%) 特定妊婦 4名(0.3%)</li> <li>◆施設入所児童への関わりが少ない</li> <li>◆異動によりコーディネーターが育たない</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置)</li> <li>◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催</li> <li>◆共通のアセスメントシート</li> </ul>																																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村職員等の主体性と専門性の向上</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営力の向上に対する支援(児童相談所の参画)</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会での、コーディネーターの育成</li> <li>◆「実務者会議」が十分機能していないところがある。</li> <li>◆虐待ケース以外の進行管理(非行・要支援)</li> <li>◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み</li> <li>◆安心こども基金を活用した相談体制の整備への支援</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援</li> <li>◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援</li> <li>◆人員・組織の充実についての要請</li> </ul>																																						
	<p><b>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援</b></p> <p>児相参加回数 ・代表者会議 32回 (半平利町・安田町・中土佐町・大月町・三原村開催なし) ・実務者会議 89回 ・個別ケース検討会 340回</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援及び地域支援者会議(高知市の中学校区)の立ち上げの支援 三里地区: 10月28日実施 2月22日実施 一宮地区: 11月4日実施 2月25日実施</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当新任研修(3コース) 33名</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当研修(過去に新任研修を受講した職員を対象)・4コース 49名</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当職員後期研修(過去に新任研修を受講した職員を対象) 63名参加</p>																																						
	<p><b>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援</b></p> <p>児相参加回数 ・代表者会議 31回 (安平町・大月町・三原村開催なし) ・実務者会議 89回 ・個別ケース検討会 340回</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援及び地域支援者会議(高知市の中学校区)の立ち上げの支援 三里地区: 10月28日実施 2月22日実施 一宮地区: 11月4日実施 2月25日実施</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当職員新任研修 50名受講</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当職員後期研修(過去に新任研修を受講した職員を対象) 63名参加</p>																																						
	<p><b>◆市町村の児童家庭相談体制の強化</b></p> <p>・コーディネーターの養成 ・府内連携の促進</p> <p>◆市町村が実質的に児童家庭相談の主体となる体制の確立 ・各市町村にコーディネーター及びそれを補佐する職員(次期コーディネーター等)がいる体制の確立 ・専任・専門職の適正配置 ・府内連携の確立</p>																																						

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

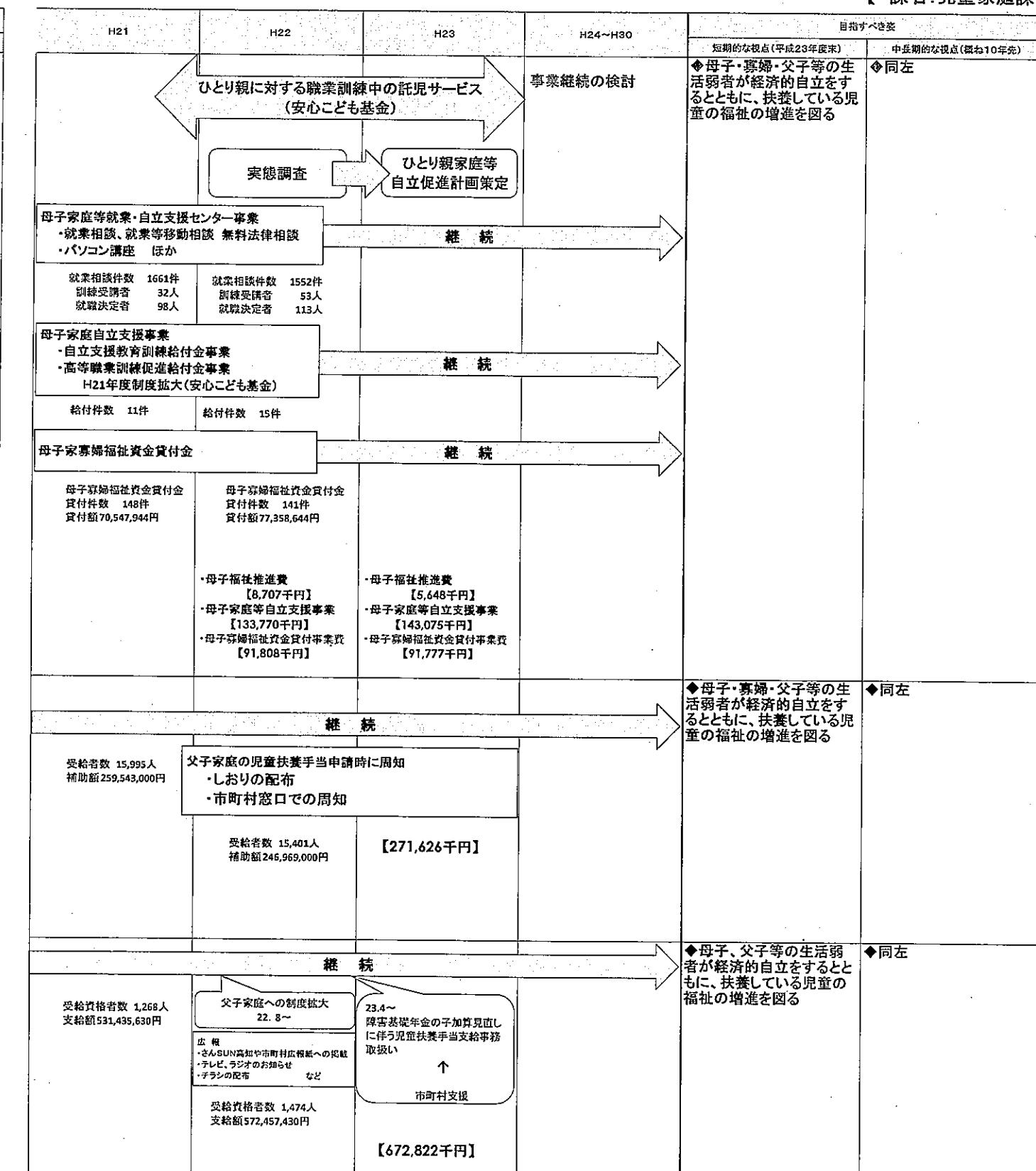
【課名:児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっ、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ、できなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿				
					区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)			
～ 保 護 を 要 す る こ と も を 守 る 環 境 づ くり	◎家庭支援相談等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童の相談体制の強化のために、電話相談をアウトソーシング(H18～H22年度) 相談件数 229件</li> <li>◆人材育成のため児童福祉司任用資格取得講習会を開催</li> <li>◆外部専門家の招へい、児童相談所の運営を詳しい専門家を定期的に招いての指導を実施</li> <li>◆法的対応力の強化、法的対応力のスキルを補うため、相談や助言だけでなく、裁判所への法的手続きを弁護士に委託</li> <li>◆児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職や、アパート等の貸借ができるよう身元保証人の確保を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆電話相談事業を外部委託により実施</li> <li>◆毎年、市町村職員のほか児童問題関係職員を対象とした研修会を開催</li> <li>◆平成20年度から児童福祉司任用資格取得講習会の実施</li> <li>◆外部専門家の招へい、児童相談所の運営を詳しい専門家を定期的に招いての指導を実施</li> <li>◆法的対応力の強化、法的対応力のスキルを補うため、相談や助言だけでなく、裁判所への法的手続きを弁護士に委託</li> <li>◆児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職や、アパート等の貸借ができるよう身元保証人の確保を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童相談所の運営力を強化するため、外部専門家の常勤雇用の実現 → 大阪府職員や定期的に招へいしている専門家を通じて紹介依頼するも実現せず</li> <li>◆児童相談所の運営力の強化に向けた継続的取組み(定期的な専門家の招へいの継続か、常勤の専門家の招致)</li> <li>◆児童家庭相談体制を強化するため、市町村職員をはじめとする関係者の資質の向上</li> <li>◆裁判所への必要書類の作成等を弁護士に委託</li> <li>◆施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する身元保証人確保対策事業の導入</li> </ul>											
							H21	H22	H23	H24～H30					
							◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～19:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 236件	当初予算 18,044千円 ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 229件	当初予算 66,911千円 ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 229件			◆児童相談所及び市町村の職員の専門性の向上 ・要保護児童対策地域協議会における進行管理が、保健と福祉分野との連携により周産期からの取り組みとして実施されている ◆市町村に要保護児童対策地域協議会のコーディネートがしっかりできる職員が配置されている ◆各市町村の保健と福祉の分野が十分に連携を図り、虐待予防の視点に立った取組みが仕組みとしてできている			
							◆市町村児童家庭相談体制整備事業 予算額 2,742千円 ・補助先 市町村 ・補助率 1/2 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修経費を助成する(相談体制整備)(5市町)(職員資質向上)(4市町)	◆市町村児童虐待防止対策緊急強化事業 予算額 30,400千円 ・補助先 市町村 ・補助率 10/10 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修経費を助成する	◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか) 8/25のべ142名参加 8/26のべ198名参加	◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか) 中央：8月25・26日 幡多：11月18日					
							◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月12月の6日間) ・受講修了者 県 4名 市町村 2名 5名	◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月実施) 受講修了者 県 4名 市町村 4名	◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月実施) 受講修了者 県 3名 市町村 8名	◆児童相談システムの導入(開発)	◆児童相談システムの導入(稼働)				
							◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回	◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定	◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定						
							◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 1名	◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 2名	◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 2名						
							◆司法手続き業務を弁護士に依頼 弁護士 溝淵悦子 2件	◆司法手続き業務を弁護士に依頼 弁護士 溝淵悦子 0件	◆司法手続き業務を弁護士に依頼 弁護士 溝淵悦子 0件	◆司法手続き業務を弁護士に依頼 弁護士 溝淵悦子	◆スーパーバイザー(心理)の招へい(年4回) ◆CSPトレーナー研修の実施 9月1・2・3日				
							◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ・派遣職員 3名 (短期1・長期2)	◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ・派遣職員 2名(長期)	◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ・派遣職員 2名(長期)	◆児童虐待予防モデル事業 ・保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、幡多地域でモデル的に実施。	◆児童虐待予防モデル事業 ・保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、幡多地域でモデル的に実施。	◆児童虐待の予防への取組み(「あまえ療法」)の普及等 幡多地域以外への拡充			

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目		事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっただけのか)	対象者	
							区分 年齢	
(2) 母子家庭等の自立支援	◎母子福祉推進費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援を行った。	◆就業自立支援	◆就業自立支援	◆就業自立支援	母子・父子・寡婦等	
		17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 56.2% 150万円～350万円 34.7%	雇用相談件数 1552件 就職決定者 113人 (常用雇用37%)	雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯の問題や対象者のスキルが低さなどにより、臨時、パート雇用が多く、且つ難易度が就職するのが難しくなっている。	◇就業訓練・研修 → 技能アップ ◇給付金の支給 → 制度を受け易くする	◇就業訓練・研修 → 技能アップ ◇給付金の支給 → 制度を受け易くする		
		※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (連帯保証人が不要など)	就業相談件数 1661件 就職決定者 98人 (常用雇用40%)	◆貸付金事業	◆貸付金事業	◆貸付金事業		
		※平成21年0月～ 自立支援給付金の制度拡大 103,000円(18ヶ月)	◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等	給付金ではなく貸付金であるため返済しなければならず、借用料金等では、貸付額が300万円に限り、長期間の返済になる。もともと生活が厳しい母子家庭では、返済も	◇貸付金事業	◇貸付金事業	◇貸付金事業	
		◆父子家庭も母子家庭同様、経渓的に厳しい状態の家庭が増えている。	22年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件	21年度 自立支援教育訓練給付金 5件 高等職業訓練促進給付金 6件	未収金が約4千500万円に上り、債権回収が困難な例もみられる。	◆ひとり親家庭等自立促進計画策定	◆ひとり親家庭等自立促進計画策定	
		17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 18.3% 150万円～350万円 49.3%	◆母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 S28年度～実施	20年度未収金 41,976,927円 21年度未収金 45,274,378円 21年度未収金 42,388,239円	◇ひとり親家庭の自立を促進するための支援のあり方や方向性を示すとともに、総合的な事務展開を図るために活用			
		※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	22年度 貸付件数 141件 貸付額 77,358,644円	21年度 貸付件数 148件 貸付額 70,547,944円				
		◎ひとり親家庭医療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。	◆母子・父子家庭への医療費に助成する市町村への補助	◆父子家庭の利用が少ない	◆父子家庭の所得が母子家庭よりも高いこともあり、利用が少ないと思われるが、児童扶養手当の父子拡大と合わせ、制度の周知に向けて一層の広報に努める。	母子・父子・寡婦等	
			・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	22年度 受給者数 15,401人 補助額 246,969,000円	父子家庭の利用割合 (20, 21平均) 約3%			
			実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	21年度 受給者数 15,995人 補助額 259,543,000円				
◎児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給	◆障害基礎年金の子加算見直しに伴う児童扶養手当支給取扱いについて、市町村に対する支援を行う。	◆児童扶養手当支給事務取扱いについて、市町村に対する支援を行う。	母子・父子等			
		※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	22年度 受給資格者数 1,474人 給付費 572,457,430円					
			21年度 受給資格者数 1,268人 給付費 531,435,630円					
		実施時期 S37.1～						



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

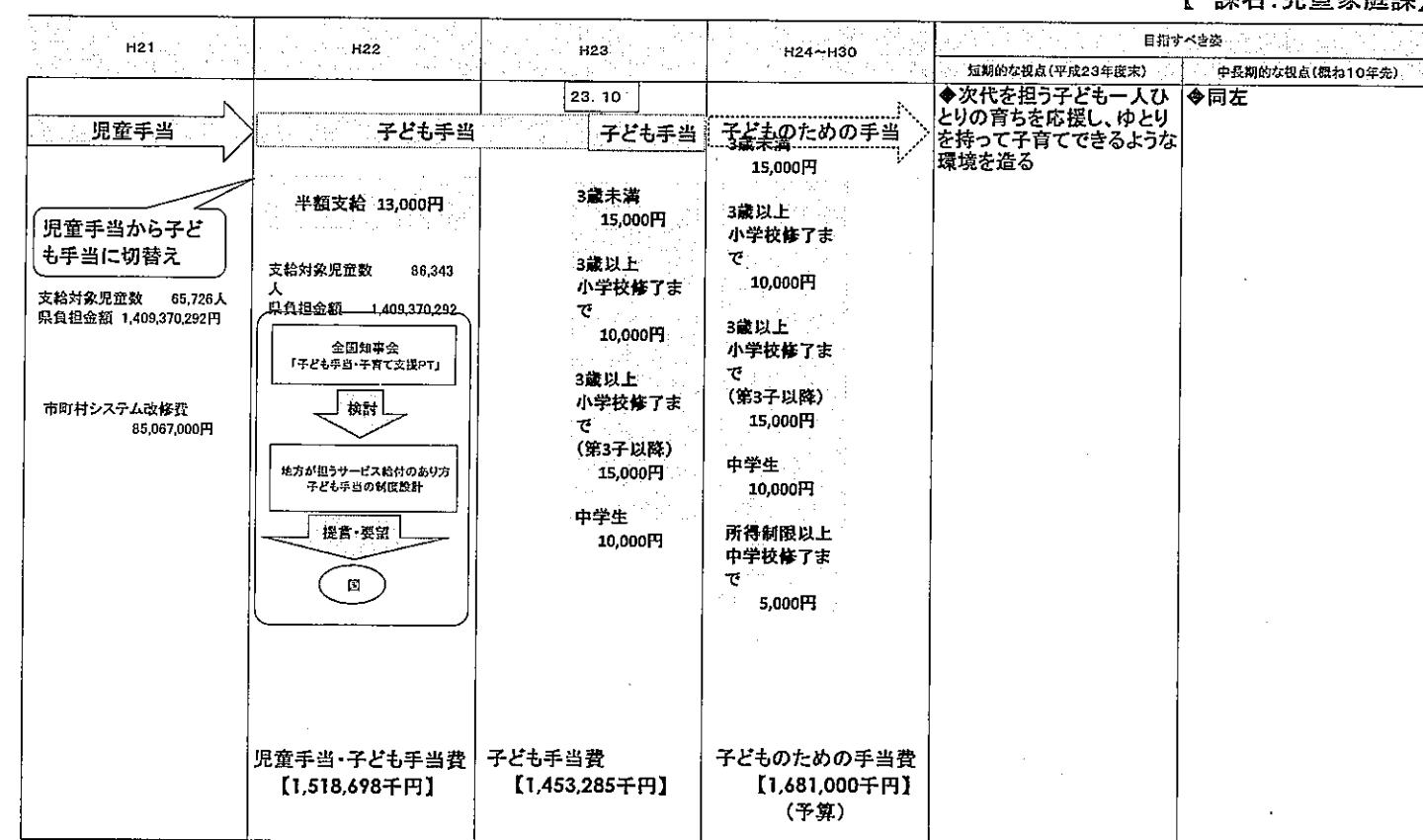
【 課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけか)	これからの対策 (今まで何に取り組んでいかないか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)			
(3)健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進費	◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化	◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要	◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発は現在の取り組みを息長く継続	18歳未満中心	◆県民全体で青少年が健 全に育つ環境づくりを推進	◆同左			
	◎子どもの環境づくり事業費	◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化  ◆家庭機能、地域機能の低下  ◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H20犯罪少年:768人 非行率ワースト3位 H20触法少年:191人 非行率ワースト7位  ◆不登校児童生徒 H20:848人 ワースト6位  ◆高校中退者 H20:227人 ワースト5位  ◆若年無業者数 H19 5,330人 15~34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%)	◆非行予防のための少年補導活動への支援  ◆県民の非行防止、健全育成意識の高揚のための啓発活動  ◆各種機関による相談 ・児童相談所 ・少年サポートセンター ・教育相談機関 ・少年補導センター ・若者サポートステーション ・ひきこもり地域支援センター	◆青少年の問題は多様化しており、各種相談機関等の連携による支援が必要	◆子ども・若者育成支援法の趣旨(目的)である社会生活を営む上の困難を有する青少年等を支援するためのネットワークの整備を検討		・非行防止・健全育成の広報啓発 7月月間の実施 11月月間の実施 ・青少年対策推進 【3,141千円】	・青少年対策推進 【3,021千円】			
	◎希望が丘学園	◆関係機関からの信頼と理解が十分でなく、施設の活用(入所措置)が低迷 定員40名に対し、月平均在籍児童数は ・H18 20名 ・H19 11名 ・H20 9名	◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援	◆職員の児童支援の力量不足 ・専門性の向上 ・経験の浅い職員が多い ・行政経験のみの職員の配置	◆職員の児童処遇技術の向上 ・専門性の向上 ・児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成	18歳未満(小・中学生中心)	・H21「子ども若者育成支援推進法」交付  ・専門性の向上 ・選考試験による職員採用 ・研修予算の確保  ・月平均在籍児童数 H21 10名	・H22年4月1日 法律施行 ・H22年7月 法に基づく国の大綱「子ども・若者ビジョン」の制定  ・H22年4月1日 法律施行 ・H22年7月 法に基づく国の大綱「子ども・若者ビジョン」の制定  ・月平均在籍児童数 H22 16名	・子ども・若者育成推進法に基づく県計画の策定  ・本館・給食棟改築 ・実施設計完了 ・本館仮設施設 → 改築工事 【310,567千円】	◆専門性を持った児童支援を行うことにより、関係機関から信頼され、活用される施設運営	◆同左

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、 できなかったのか)	これからの対策	対象者		目指すべき姿
						区分	年齢	
（4）子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育てにかかる費用が大きい</li> <li>◆子育て環境の不備</li> <li>◆子どもの貧困</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童手当実施時期 S47年1月～</li> <li>◆23. 9月までは、22年度の制度(つなぎ法)</li> <li>◆23. 10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立</li> <li>◆22年度は児童手当の制度を残し、地方自治体も財源を負担</li> <li>◆子ども手当・市町村におけるシステム改修・制度改正に伴う市町村事務への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆24年度以降の「子どものための手当」についての情報収集</li> <li>◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援</li> <li>◆制度の周知徹底</li> </ul>		0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援し、ゆとりを持って子育てできるような環境を造る</li> </ul>



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何に取り組まなかった、できなかったのか)	これからの対策 （今後何に取り組む予定）	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
						H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり 1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり (3)健全育成への環境づくり こどもの環境づくり事業費 (こども条例推進事業費)	◆一人一人のこどもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることが大人が支援し、こどもが高知県で育つよかったですと感じられるような社会を築くことを目的として条例を制定 ◆条例の認知度 -H20シールアンケート 知っている: 41% 知らない: 59%	◆こども条例の制定 (H18.8施行) ◆高知県こどもの環境づくり推進計画の策定(H19.3) ◆高知県こどもの環境づくり推進委員会の設置(H17.3) ・現在第3期(H22.1～) ・委員15人(内高校生1人) ◆高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(H17～) ◆こども条例記念日フォーラムの開催(H19～) ◆「こども条例」バトル展示・シールアンケート(H20～) ◆「さんSUN高知」はいすぐるタイムス(H19) ◆新小学1年生へのパンフレットの配布	◆こども条例の広がり  ◆高知県こどもの環境づくり推進計画(第二期)の策定	◆こども条例の周知、啓発 ・イベントの開催や各種研修会での説明、冊子の配布など、こども条例の周知、啓発を行う  ◆周知・啓発 ・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(3回) ・こども条例記念日フォーラムの開催(H18.22) ・こども条例バトル展示、シールアンケートの実施 ・県内新小学校1年生へのパンフレットの配布 ・教育委員会主催研修会でのこども条例の啓発(3回) ※H21シールアンケート結果 知っている: 35% 知らない: 65%  ※H22シールアンケート結果 知っている: 35% 知らない: 65%		・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(年4回予定) ・こども条例記念日フォーラムの開催 ・こども条例バトル展示・シールアンケートの実施 ・県内小学4年生へのパンフレットの配布	・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(年4回予定) ・こども条例記念日フォーラムの開催 ・こども条例バトル展示・シールアンケートの実施 ・県内小学4年生へのパンフレットの配布	・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(年4回予定) ・こども条例記念日フォーラムの開催 ・こども条例バトル展示・シールアンケートの実施 ・県内小学4年生へのパンフレットの配布	○こども条例の認知度のアップ ・こども条例の認知度のアップ ・こども条例の理念を踏まえた地域での活動が広がっている		
★こうちこどもプランの推進と進行管理	◆次世代育成支援対策推進法第9条の基づく高知県の行動計画 ・人口の自然減、社会減が進行し、少子化に歯止めがつかない状況 ・児童虐待による致死事件の発生や児童及び生徒の学力・体力面での低迷、雇用情勢の悪化など、こどもを取り巻く環境は厳しい	◆H22.3こうちこどもプラン(後期計画)の策定 計画期間:H22～H26 ◆進行管理方法 ◆検証の仕方 ◆目標事業量の着実な達成	◆各部局が責任を持った取組み ◆PDCAサイクルによる進行管理	●各部局が責任を持った取組み ●PDCAサイクルによる進行管理  ●こうちこどもプランの策定(H22.3)	●プランの策定に基づく綱表の作成 ●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・第1回少子化対策推進本部会の開催(H22.6.7)  * 第1回幹事会 6.23	●プランの策定に基づく綱表の作成 ・施設の進捗に基づく綱表の修正  ●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・少子化対策推進本部会の開催 ・プランの進捗管理 ・少子化対策の全戸の取組みの推進		○プランに沿った取組の策定・推進 ・プランの目指す社会像である「こどもを生み育てやすい環境づくり」の実現			
2. 少子化対策の推進 (1)県民運動の推進 少子化対策推進費 少子化対策県民運動推進事業費	◆人口減少と高齢化 ・人口自然減(平成2年～) ・少子高齢化の進行 (人口動態統計1974～2009) ・出生数12,403人・5,518人 ・出生率(千人当り) 15.5～12.2(全国45位) ・合計特珠出生率 2.03～1.29(全国37位)  ◆少子化の要因<1> 子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 ・核家族の割合 56.8% 全国29位 ・共働き世帯 世帯数の48.6% 全国20位 ・三世代同居世帯 6.6% 全国39位 (H17国勢調査)	●高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組 (高知県少子化対策推進県民会議) 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体  ・家族の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・子どものひとこと宝物 19年度～21年度 家庭のおもいで宝物 22年度  ・子育て応援フォーラム 20年度 11/3 21年度 11/8 22年度 10/24  ・テレビCMの制作・放送 21年度 制作放送 22年度 放送 (15秒×2 328回)	●県民運動の広がり 「県民会議」やその取組の認知度の低さ ・県民会議の構成団体から傘下の団体などへ活動の広がりがつききれない  ●広報の充実	●各構成団体の取組の拡充  ●広報・啓発 各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌・テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	●子育て応援の取組 ・応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ●県民会議の各構成団体の活動の活性化 ・傘下の団体への広がり ・団体同士の連携  ●広報・啓発 各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌・テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	●子育て応援キャンペーン 家庭のおもいで宝物事業 募集、表彰 11/8グリーンホール 作品集の作成 ・子育て応援フォーラムの開催(H21.11)  ・テレビCMの制作・放送 (H21.10～ 252本)	●子育て応援県民会議 ・ポスター3,500枚 ・子育て応援川柳 納賞511作品 受賞作品集とCMポスター3,200枚 ステッカー(2,000枚)  ●子育て応援フォーラム2010 10.23イオンモール高知 参加者人数約3,500人	●子育て応援フォーラム2011 10.23イオンモール高知 参加者人数約3,000人	●子育て応援組の制作・放送 5/2～3/16 全14回 高知放送 月曜21:54～ 3分半	○県民会議の各構成団体の活動の活性化 ・傘下の団体への広がり ・団体同士の連携  ○県民会議やその活動の認知度のアップ  ○県民を巻き込んだ、より一層の県民運動の推進	自立した団体として活動 ・県民運動の推進 ・子育てを応援する気運の醸成
	●民間事業所の協力による地域での子育て応援 ・オムツ替えスペースの提供など子ども連れに優しい設備や商品取り・プレゼントなどの接待サービスの実施 第二期 H21.10.1～ H23.3月末登録店舗数 477	●登録店舗数の伸び悩み 制度のPR不足 登録事業所のPR不足 (メリットが見えにくい)	●登録店舗数の増加、利用促進に向けた取組 ・広報により、県民に応援の店の制度、店舗を周知し、利用促進を図るとともに、応援の店として登録することのメリットを示す  ●広報 ・情報誌(K+)での広報 (H21.10～H22.3) ・応援の店紹介冊子の作成 2万部 ・子育て応援情報紙等での紹介	●直販店等への集中的な働きかけ  ●広報 子育て応援の店紹介冊子作成 のぼり希望 本数調査6月 配布(299本)	●直販店等への集中的な働きかけ  ●広報 子育て応援の店紹介冊子作成 のぼり希望 本数調査6月 配布(299本)	●直販店等への集中的な働きかけ  ●広報 子育て応援の店紹介冊子作成 のぼり希望 本数調査6月 配布(299本)	●直販店等への集中的な働きかけ  ●広報 子育て応援の店紹介冊子作成 のぼり希望 本数調査6月 配布(299本)	●直販店等への集中的な働きかけ  ●広報 子育て応援の店紹介冊子作成 のぼり希望 本数調査6月 配布(299本)	○「子育て応援の店」の拡大 ・目標: 600  すべての市町村で応援の店が登録され、身近に応援の店がある 応援の店のサービス内容のアップ		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目	現状 事業名	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 このからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
						H21	H22	H23	H24～H30
(2)地域の子育て支援 ・地域子育て推進費 安心子ども基金積立金		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て創生事業費補助金による支援 ・H21～H22</li> <li>●地域の子育て支援の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業 21市町村38施設（H23.4現在）</li> <li>・地域子育て支援拠点センター職員等への研修</li> <li>・子育て支援アドバイザーの派遣</li> <li>・子育て講座の実施</li> <li>・家庭教育サポートの活動支援</li> <li>・子育て応援情報紙「大きくなれ」の発行(H21～)</li> <li>・企業での子育て出前講座の実施 出産・育児応援ポータルサイトの運営</li> <li>・子育て支援ホーラルサイトの開設・運営</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て創生事業費補助金による支援</li> <li>●子育て家庭の多様なニーズを踏まえたサービスの提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>●各施策の連携</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て創生事業費補助金による支援</li> <li>●子育て家庭の多様なニーズを踏まえたサービスの提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>●各施策の連携</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て創生事業費補助金による支援 6市町村 7事業 24,166千円</li> <li>●地域の子育て支援の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の多様なニーズを踏まえた取り組みの検討</li> </ul> </li> <li>・地域子育て支援拠点センター職員への研修 H21.11月開催 11/16開催 受講者55名</li> <li>・子育て支援アドバイザーの派遣 16市町村23ヶ所23回 20市町村34ヶ所38回 助産師8名に委嘱</li> <li>・NPO等による子育て講座の実施 5団体 5団体           <ul style="list-style-type: none"> <li>4団体 *要綱見直し:広域開催、子育て支援者の資質向上ための講座を対象に追加</li> </ul> </li> <li>・家庭教育サポートの活動支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>名簿等の情報提供 研修会の開催</li> <li>名簿作成・配布7月 名簿登載者: 210名 研修会 1/17, 19, 18、</li> <li>*名称変更: 地域子育てサポート 名簿作成・配布7月 研修会の開催</li> </ul> </li> <li>・子育て応援情報紙の発行 H21.11～ 定期号4回 定期号2回 特集号3回 定期号2回 特集号2回</li> <li>・出産・育児応援サイト「うちプレマnet」の運営</li> <li>・企業での子育て出前講座の実施 5団体 5団体(予定)</li> <li>●企業や団体が行う従業員の子育て支援や独身従業員の結婚応援の取組みへの助成 (子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金)</li> <li>・子育て支援ポータルサイトの開設(H22)・運営 ・課HP検討整理、ポータルサイト内容検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の実情に応じた子育て支援の取組の広がり</li> <li>○小さい子どもを連れて外出しやすい設備を整備した施設の増加</li> <li>○保護者等が子育てについての相談や情報を得る機会の増加</li> <li>○企業等による従業員の子育て支援や独身従業員の結婚応援の取組みの広がり</li> </ul>		
(3)独身者の出会いのきっかけづくり 出会いのきっかけ応援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆少子化の要因&lt;2&gt; 未婚化・晚婚化への対応 （こちら出会いのきっかけ応援事業） ・平均初結婚年齢(H22) 男性 30.3歳(全国15位) 女性 28.7歳(全国10位)</li> <li>・生涯未婚率(H17) 男性 18.7（全国4位） 女性 9.04（全国5位）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆未婚化・晚婚化への対応 結果を見ながら出会いの少ない独身者に対して出会いのきっかけとなる場を提供</li> <li>・出会いのきっかけ交流会 ・出会い系応援事業費補助金 ・出会い系応援団制度 ・地域のお世話焼きの仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出会いのきっかけづくりへの県民の歩画</li> <li>◆県民会議を中心とする企業・団体と連携した取組</li> <li>◆イベント実施後の参加者へのフォローアップ</li> <li>◆地域のお世話焼きの仕組みづくり</li> <li>◆効果的な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出会いのきっかけづくりへの県民の歩画</li> <li>◆県民会議を中心とする企業・団体と連携した取組</li> <li>◆地域のお世話焼きの仕組みづくり</li> <li>◆効果的な情報提供</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●出会いのきっかけづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:9団体 企業連携型:2団体</li> <li>・県主催の出会いのきっかけ交流会の開催 第1回(12月) 第2回(2月)</li> <li>・出会い系応援団制度の創設(H21.11～)</li> <li>・地域のお世話焼きの仕組みづくり</li> <li>・効果的な情報提供</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出会いのきっかけづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型: 11団体 見直し</li> <li>・出会い系応援団制度の開催 H22.1月～: 8回, 808人 高知市・香南市・土佐市・南国市、四万十市で開催、より交流しやすい工夫 9/11香南市 定員100 応募293 カブ13組 9/19四万十市 定員120 応募137 カブ16組 12/11土佐市 定員120 応募254 カブ12組 12/19高知市(三溪園) 定員144 応募577 カブ15組 同 高知市(サラブレ) 定員60 応募150 カブ6組 2/11 高知市・南国市</li> <li>・出会い系応援団制度の拡大、具体的なイベントの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回イベント7/25 三日市 56人参加 第6回イベント4/30 紅葉 8人参加</li> <li>第2回イベント8/28 農協観光 24人参加 第7回イベント9/24 三溪園 21人参加</li> <li>第4回イベント3/19 紅葉 5人参加 第8回イベント11/22 三溪園 6人参加</li> <li>第5回イベント3/20 紅葉 6人参加</li> <li>第6回イベント3/26 紅葉 7人参加</li> </ul> </li> <li>・効果的な情報提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用サイトの開設(H22)・運営 8/23 プロポータル 10/1M設 ・地元サポートに関すること ・県内イベント情報 ・出会い系制度など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通じた「出会いイベント」の開催</li> <li>○県民を巻き込んだ出会いのきっかけを応援する雰囲気の醸成</li> <li>○婚活サポートの活動の活性化</li> <li>○結婚相談体制の充実</li> </ul>	

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名: 福祉指導課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これまでの対策 (これからの対策)	対象者	
					区分	年齢
事業名						
Iともに支え合う地域づくり 1 高齢者が安心して暮らせる 支え合いの仕組みづくり	・指導監査を下記施設等に 対して定期的に実施している 社会福祉施設 298施設 障害者 39 高齢者 62 児童 20 保育所 177 社会福祉法人 70法人 特例財団法人 23法人	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導 実施回数 原則的に1回(保育所を含む児童福祉施設は1年に1回) 指導監査結果の公表	定期的に指導監査を実施していく るにもかかわらず同じ指導事項 が繰り返されるなど指導が徹底されていない。 経過し指導している主な事例 ・理番会議等 ・理番会議等が十分に行われていない。 理事会の欠席が継続している 理番会議等 ・利用者差別 事務会議が不適切な事例等 定期的な防災訓練の未実施等	1 指導事項が改善されるまで指導を実施して行うとともに、指導監査結果を公表すること 2 指導事項が改善されない施設・法人に対し、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での対応実施を行わせる。		
(5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費						
3 セーフティネット施策の充実・強化	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数: 258人 (H23.11末) ・就労支援員(市分): 11市21人 (H23.12現在)	H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・ワン・ストップ・サービスへの参加(H22.12.21) ・年末緊急相談窓口への参加(H22.12.29~30) ・H22.4.1から支給要件緩和(収入要件の緩和、支給期間の延長) ・国に対して、住宅手当及び就労支援員制度のH24年度以降の延長を提案	・さんさん高知への掲載、チラシの配布、テレビ・ラジオなどで広報を行っているが、申込者が少ない ・時限措置であり、H24年度末が最終の支給決定となる	1 住宅手当について、支給要件緩和の広報を行う。 2 全市に就労支援員を配置し、きめ細やかな就労支援を実施する。 3 国のナショナルミニマムの検討結果に沿った仕組みづくり		
(1)低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費 (住宅手当緊急特別措置事業費) (緊急雇用喪失性まい対策事業費補助金) 緊急雇用創出臨時特例基金積立金						
(2)生活保護対策 行旅病人死亡人取扱い市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10: 15.1% →H23.8: 27.0% (全国16.1%、第3位) ・被保護世帯数 H10: 9,004世帯 →H23.8: 15,245世帯 ・被保護人員 H10: 12,276人 →H23.8: 20,709人 ・高齢者世帯の割合が高い(H23.8: 高知県46.3%、全国42.5%) ・稼働年齢受給者の増加 (その他世帯の割合、H10: 3.8%→H23.8: 16.7%)	・16実施機関に対する事務監査の実施 ・実施機関支援、SV支援 ・自立支援 ・全福祉保健所に就労支援員を配置(計6人)	・保護率の上昇(高知市) ・ケースワーカー不足(高知市) ・要保護者の都部から高知市への流入 ・都部でも被保護者数の増加 ・自立には就労が必要	1 実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2 漏れ防止 ・保護を要する方の発見への取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3 犠牲防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他法他施設の活用指導 ・医療扶助の適正化 4 就労支援員の増員 5 貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員		
II高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 2,018 内訳 施設系 139 ・施設系 1,879 ・住宅系 1,879	県介護保険施設等指導・監査 要綱に基づき、指導・監査を実施 ①指導・集団指導(年1回) ・実地指導 ②監査 不正等が疑われる場合の事業責任者の確認 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供がある。 2 法令等遵守の徹底	1 総合事業所に対する監査の実施 2 計画的な実地指導の実施 期間:H20~H24 対象: 829事業所 実施状況 H20... 117 H21... 160 H22... 166 H23~H24... 386 3 営利法人事業所に対する監査の実施 期間:H20~H24 対象: 1,189事業所 実施状況 H20... 111 H21... 206 H22... 596 H23~H24... 276	高齢者 45歳以上	
III障害者が生き生きと暮らせる地域づくり 1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	・指定障害福祉サービス事業者に対して、平成24年度までに1回の指導を行う必要がある サービス事業数: 508サービス(内訳) ・ホームヘルプ(居宅介護) 134 ・要支援介護 127 ・訪問介護 3 ・ショートステイ 41 ・訪問介護 16 ・自立訓練 5 ・就労移行支援 15 ・就労斡旋支援 70 ・児童デイサービス 5 ・グループホーム 37 ・ケアホーム 24 ・相談支援 29 施設入所支援 2	集団指導・実地指導において、法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導を行ってきた 実施回数 ・集団指導 新規事業者(1年以内) ・実地指導 前年度、前々年度における 集団指導の対象事業者	1 計画的な指導が行われていなかったため、法令等が遵守されているかの確認が進んでいない。 2 対象事業者に実地指導を行ってきました	1 計画的な指導が行われ て、法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導を行った 2 H24までに全てのサービス事業者に指導を行い、法令違反等の是正を行った 3 計画監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。 4 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。	障害者 全	

